

# 地震災害対策計画

# (地震災害対策計画) 目 次

	頁
第1編 総 則	
第 1 章 計画の目的・方針等 .....	地1- 1 -1
第 2 章 本市の特質と災害要因 .....	地1- 2 -1
第 3 章 地震の想定 .....	地1- 3 -1
第2編 災害予防計画	
第 1 章 総 則 .....	地2- 1 -1
第 2 章 都市の防災性の向上 .....	地2- 2 -1
第 3 章 液状化・土砂災害等の予防 .....	地2- 3 -1
第 4 章 公共施設安全確保整備計画 .....	地2- 4 -1
第 5 章 建築物耐震推進計画 .....	地2- 5 -1
第 6 章 危険性物質防災計画 .....	地2- 6 -1
第 7 章 産業廃棄物処理対策計画 .....	地2- 7 -1
第 8 章 火災予防対策計画 .....	地2- 8 -1
第 9 章 防災施設等整備計画及び人材の育成等 .....	地2- 9 -1
第3編 災害応急対策計画	
第 1 章 地震情報等の伝達計画 .....	地3- 1 -1
第 2 章 災害救助法の適用 .....	地3- 2 -1
第 3 章 消防活動に関する計画 .....	地3- 3 -1
第 4 章 浸水対策計画 .....	地3- 4 -1
第 5 章 地域安全・交通・緊急輸送対策 .....	地3- 5 -1
第 6 章 鉄道施設対策計画 .....	地3- 6 -1
第 7 章 電力施設対策計画 .....	地3- 7 -1
第 8 章 ガス施設対策計画 .....	地3- 8 -1
第 9 章 上水道対策計画 .....	地3- 9 -1
第10章 下水道対策計画 .....	地3-10 -1
第11章 危険性物質対策計画 .....	地3-11 -1
第12章 被災建築物の応急危険度判定計画 .....	地3-12 -1
第4編 災害復旧対策計画	
第 1 章 激甚災害の指定に関する計画 .....	地4- 1 -1

頁

第5編 南海トラフ地震臨時情報発表時の対応

第 1 章 防災対応 …………… 地5- 1 -1

別紙 東海地震に関する事前対策

第 1 章 総 則 …………… 別 1 -1  
第 2 章 災害対策本部等の設置及び参集 …………… 別 2 -1  
第 3 章 警戒宣言発令時の情報収集・伝達 …………… 別 3 -1  
第 4 章 東海地震予知情報等の広報計画 …………… 別 4 -1  
第 5 章 警戒宣言発令後の地震防災応急対策の実施状況等  
    に関する情報の収集・伝達計画 …………… 別 5 -1  
第 6 章 発災に備えた資機材、人員等の配備手配 …………… 別 6 -1  
第 7 章 避難等対策計画 …………… 別 7 -1  
第 8 章 消防及び浸水対策計画 …………… 別 8 -1  
第 9 章 警備対策計画 …………… 別 9 -1  
第10章 飲料水、電気、ガス、下水道、通信及び病院関係の対策計画 別10 -1  
第11章 金融対策（強化地域外） …………… 別11 -1  
第12章 交通対策及び緊急輸送計画 …………… 別12 -1  
第13章 施設等の対策計画 …………… 別13 -1  
第14章 市民のとりべき措置 …………… 別14 -1  
第15章 警戒宣言発令時の帰宅困難者・滞留旅客対策 …………… 別15 -1

# 第 1 編 総 則

## 第 1 章 計画の目的・方針等

### 第 1 節 計画の目的

この計画は、市民生活の各分野にわたり重大な影響を及ぼすおそれのある大規模な地震災害に対処するため、市は総合的かつ計画的な防災対策の推進を図り、市民のかけがえのない生命、身体及び財産を地震災害から守ることを最大の目的とするものである。

### 第 2 節 計画の性格及び基本方針

#### 1 地域防災計画（地震災害対策計画）

- (1) この計画は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 42 条の規定に基づいて作成されている「瀬戸市地域防災計画」の「地震対策計画」として、大規模な地震災害に対処すべき措置事項を中心に定めるものである。また、この計画は、地震防災緊急事業 5 年計画との整合性を保つものとする。
- (2) 市民の生命、身体及び財産を守るため、各防災関係機関がとるべき基本的事項を定めるものであり、各防災関係機関は、これに基づき細部計画等を定め、その具体的推進に努めるものとする。
- (3) 本市をとりまく諸条件の変化を見きわめ、必要に応じて修正を加えるなど、その弾力的な運用を図っていくものとする。

#### 2 南海トラフ地震防災対策推進計画

##### (1) 推進計画の目的

南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成 14 年法律第 92 号）（以下「南海トラフ地震特別措置法」という。）第 5 条第 2 項において、南海トラフ地震防災対策推進地域（以下「推進地域」という。）に含まれる地方公共団体は、地域防災計画の中で、次の事項を南海トラフ地震防災対策推進計画として作成することになっている。

- ア 南海トラフ地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項
- イ 南海トラフ地震に伴い発生する津波からの防護及び円滑な避難の確保に関する事項
- ウ 南海トラフ地震に係る防災訓練に関する事項
- エ 関係指定行政機関、関係指定地方行政機関、関係地方公共団体、関係指定公共機関、関係指定地方公共機関その他の関係者との連携協力の確保に関する事項
- オ 南海トラフ地震に係る地震防災上の教育及び広報に関する事項

ただし、本市では津波のおそれがないため、上記のイを除く事項について、本計画第 2 編「災害予防計画」及び第 3 編「災害応急対策計画」及び第 5 編「南海トラフ地震臨時情報発表時の対応」の中で、個別に規定するものとする。

##### (2) 南海トラフ地震防災対策推進地域の指定

本市は、南海トラフ地震特別措置法第 3 条第 1 項に基づき、推進地域として平成 26 年 3 月 28 日に指定されている。

### 第3節 計画の構成

災害対策の基本は、「災害を予防し」、「事に臨んで対処し」、「事後の復旧に努める」ことであり、この計画を次のように構成する。

第1編 総 則

第2編 災害予防計画

第3編 災害応急対策計画

第4編 災害復旧対策計画

第5編 南海トラフ地震臨時情報発表時の対応

別 紙 東海地震に関する事前対策

## 第2章 本市の特質と災害要因

### 第1節 自然的特性

#### 1 位置

本市は、名古屋市から北東へ約20kmの位置にあり、東西12.8km、南北13.6km、周囲約50kmのほぼ円形をなしており、市域の面積は111.40km<sup>2</sup>である。

本市は愛知県尾張東部（気象予報区分）の東端に位置し、北は岐阜県との県境で多治見市及び土岐市と隣接し、東は豊田市と、南は長久手市と、西は名古屋市守山区、尾張旭市及び春日井市と隣接している。

#### 2 地形及び地質

本市の地形は、山地、丘陵地、平地から成り立っているが、大部分が標高100m～200mの低位丘陵地帯で占められており、平地部分が極めて少ない。

市の北部から東部にかけては、ほとんど山地であり、木曾山脈の最南西端となる三国山（標高701m）や猿投山（標高629m）が連なっている。市の中央部から西部、南部へは丘陵地帯が続き、尾張地方の東半分を形成している尾張丘陵の一部となっている。これらの丘陵部からは庄内川水系の水野川、矢田川水系の瀬戸川、矢田川がほぼ東から西へと流れており、それらの流域に沿って狭い幅の平地を開析している。

市の北部から東部にかけての山地のうち、北部にあたる東谷山から定光寺にかけては古生代の地層が分布している。一方、東部の三国山、猿投山を形づくっているのは、中生代の花崗岩である。これらの中に位置する品野、水野部分は品野層と呼ばれる新第三紀中新世の地層からなっている。そして、良質の陶土や珪砂を含んでいるのが中央部の丘陵地の大部分を形成している瀬戸層群であり、これは品野層より形成された新第三紀鮮新世の地層である。

この層の中で特に良質の陶土として焼きものの資源となっているのが、木節粘土と蛙目粘土であり、これらは瀬戸層群の下部に、花崗岩が完全に風化・分解した粘土とともに多量に含まれている。

木節粘土の特徴は、炭化した木片を含んでいることである。蛙目粘土は灰色で粗粒の石英を含み、水に濡れたときに石英粒が蛙の目のように見えるということからその名がある。

### 第2節 既往の地震とその被害

#### 1 既往の地震

過去約150年間の国内における死者1,000人以上の大地震（津波も含む。）は12回あり、その内3回が愛知県周辺を主たる被害地域としており、本市も被害を受けている。

過去において、被害を与えた地震を分類すると、海溝型地震と内陸型地震のタイプに分けることができる。

##### (1) 海溝型地震 南海トラフ沿いに発生する大地震

ア 1944年（昭和19年） 東南海地震 M7.9

イ 1946年（昭和21年） 南海地震 M8.0

##### (2) 内陸型地震 陸地の活断層のずれによって発生する大地震

ア 1891年（明治24年） 濃尾地震 M8.0

（資料）

- ・資料8-4 愛知県に関わる地震とその被害
- ・資料8-5 国内における大地震

### 第3節 社会的特性

#### 1 地震災害による被害

地震災害による被害の大小は、地形、地質、地盤等の自然的条件に起因するもののほか、人工物や建築物等の社会的要因によってもたらされるものなど、また、これらの複合的要因によるものなどを考慮する必要がある。

#### 2 社会的要因

社会的要因として、主に次のような点が大きな影響を与えると思われる。

##### (1) 第1点は、人口の増加と建物の高層化・過密化。

このことにより、市街地中心部でのビルの高層化、また、大規模宅地造成による市街地の拡大が進んでいる。これらは、災害時における被災人口の増大と火災の多発、延焼地域の拡大の危険性を高める要因となっている。また、高齢化に伴う老人の増加及び国際化に伴う外国人の増加といった、要配慮者の増大も懸念されている。

##### (2) 第2点は、電力、ガス、上水道、下水道、電話等、現代社会を支える基礎的なインフラ。

これらライフライン施設が災害により被害を受けた場合には、その復旧に時間を要するばかりか、二次災害の危険性も含んでいる。

また、災害対応を行うべき行政機関においてもそれらに対する依存度は高く、十分な事前の対応がなされていない場合には、初動体制のみならず、災害応急対策そのものへの影響も懸念される。

##### (3) 第3点は、自動車、鉄道等の高速交通機関の発達。

自動車、鉄道等の高速交通機関は著しく発達してきたが、それらの円滑な走行・運行が阻害された場合には、交通の混乱が被害を著しく拡大することが予想されると同時に、自動車は市街地火災の延焼拡大の媒体となることも考えられる。

また、大量輸送機関である鉄道は、大規模化、高速化の反面、災害時には大規模な被害をもたらすおそれがある。

##### (4) 第4点は、コミュニティ意識の低下。

地域社会の変容に伴い、コミュニティ意識が低下しており、地域防災力の低下が懸念されている。災害を最小限に食い止めるためには、行政による公助に加え、市民一人ひとりの自覚に根ざした自助や身近な地域コミュニティ等による共助が機能することが大切であり、社会の様々な主体が協働して災害被害の軽減に向けた防災活動を行う防災協働社会を形成していくことが重要である。

このような本市における急速な社会的条件の変化によって、地震による被害が拡大されるだけでなく、被害の様相も多様化し、同時複合的な現れ方をするものと考えられるが、現状ではこうした新しい災害要因への対応は決して満足すべき状態にあるとはいえない。

したがって、条件の変化に対応しうるよう最大限の努力を払うと同時に、基礎的データ及び科学的調査結果に基づく防災計画の修正や防災意識の普及啓発活動を不断に続けていくことが必要である。



## 第3章 地震の想定

### 第1節 基本的な考え方

本市に被害を及ぼすと考えられる地震は、海溝型地震と内陸型地震が想定され、各々についての危険性を分析し、予測される被害の様相、さらには地震対策の方向性について調査研究を行うことにより、本計画における災害予防計画、災害応急対策計画、災害復旧対策計画の目標とするものである。

なお、計画作成に際しては、本市に最も大きな被害を与えると想定される内陸型直下大地震にも対応できるものにする。

#### 1 海溝型地震

日本列島周辺では、海のプレート（太平洋プレートとフィリピン海プレート）が陸のプレート（北米プレートとユーラシアプレート）の下に沈み込んでおり、プレート境界や、沈み込む海のプレートの内部でひずみが蓄積し、大きな地震を発生する。これらの地震を海溝型地震と呼び、海溝型地震に伴い、大きな津波を伴うこともある。

海溝型地震の内、本市へ直接的被害を及ぼす可能性のある地震は南海トラフ地震である。

海溝型地震は、一般的に規模の大きな地震ほど発生頻度が低いと考えられているが、南海トラフでマグニチュード8クラスの地震が発生する間隔は、約100年～150年程度と考えられており、地震調査研究推進本部の長期評価によると、今後30年間に発生する可能性が70～80%と予想される切迫した状況である。

南海トラフ地震については、平成25年3月に中央防災会議において被害想定が取りまとめられている。また、平成31年3月29日に内閣府から「南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドライン【第1版】」が示され、自治体、企業において防災対応の検討が始まっている。

#### 2 内陸型地震

活断層による地震の一般的な発生間隔は、断層ごとにばらつきがあるものの数千年から数万年程度とされている。このうち、大きな被害を及ぼす可能性のある国内の主要な活断層については、地震調査研究推進本部が長期評価結果を公表している。

当市は、主要な活断層のうち、「屏風山・恵那山—猿投山断層帯」の活動区域「恵那山—猿投山北断層帯（想定 M7.7、A\*ランク）」、「猿投山—高浜断層帯（想定 M7.7、Zランク）」に接しており、将来的に強い揺れにさらされる可能性がある。※1

また、その他の周辺の活断層にも注意が必要なほか、既知の活断層以外の場所でも地震が発生する可能性があることに留意が必要である。

※1：ランク分けは後述

### 第2節 地震被害の予測

#### 1 南海トラフで発生するおそれのある地震の被害予測（愛知県の調査）

##### (1) 被害予測

###### ア 調査の目的

戦後最大の甚大な被害をもたらした東日本大震災を教訓として、これまでの地震被害

予測調査を最新の知見に基づいて見直し、今後の防災対策の効果的な推進に資することを目的として、被害予測調査を実施した。

イ 調査結果（「平成 23 年度～25 年度 愛知県東海地震・東南海地震、南海地震等被害予測調査結果」平成 26 年 5 月 愛知県防災会議地震部会）の概要

<調査対象とした地震・津波>

南海トラフで繰り返し発生する大規模な海溝型地震は、本県に与える影響は極めて大きく、その発生確率や被害規模から、本県としてまず対策を講ずべき対象として考慮するものである。

南海トラフで発生する地震・津波には多様性があり、予測困難なものがあるが、効果的な防災・減災対策の実施に繋げていくため、南海トラフで繰り返し発生している地震・津波のうちで過去に実際に発生したものを参考に想定することとした。（「過去地震最大モデル」による想定）

(ア) 「過去地震最大モデル」

a 南海トラフで繰り返し発生している地震・津波のうち、発生したことが明らかで規模の大きいもの（宝永、安政東海、安政南海、昭和東南海、昭和南海の 5 地震）を重ね合わせたモデルである。

b 本県の地震・津波対策を進める上で軸となる想定として位置付けられるものであり、「理論上最大想定モデル」の対策にも資するものである。

(イ) 【補足】「理論上最大想定モデル」

主として「命を守る」という観点で、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震・津波についても、補足的に想定することとした。（「理論上最大想定モデル」による想定）

a 南海トラフで発生する恐れのある地震・津波のうち、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震・津波を想定。千年に一度あるいはそれよりもっと発生頻度が低いものである。（※ 国が平成 24 年 8 月 29 日に公表した「あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震・津波モデル」。）

b 本県の地震・津波対策を検討する上で、主として「命を守る」という観点で補足的に参照するものである。

ウ 被害予測結果を踏まえた災害廃棄物発生量の推計（平成 27 年 7 月 県環境部）

過去地震最大モデルで想定される建物被害棟数や浸水面積を基に、建物の全壊・焼失、半壊、床上・床下浸水を考慮して災害廃棄物等の発生量を推計した。

<被害量の想定結果（瀬戸市抜粋）>

廃棄物	災害廃棄物（がれき）	14,530 トン
	津波堆積物	0 トン
	合計	14,530 トン

(2) 被害予測結果（瀬戸市抜粋）

被害予測項目	1 震度別面積（単位：K m <sup>2</sup> ）			
	震度5弱	震度5強	震度6弱	震度6強
想定地震モデル				
A過去地震最大モデル	0	102 (91%)	10 (9%)	0
B理論上最大想定モデル	2 (2%)	66 (59%)	43 (38%)	1 (1%)

(%)：市域に占める割合

被害予測項目	2 液状化可能性（単位：K m <sup>2</sup> ）					
	計算対象外	対象層なし	なし	小	中	大
想定地震モデル						
A過去地震最大モデル	104 (93%)	0	6 (5%)	1 (1%)	1 (1%)	0
B理論上最大想定モデル	104 (93%)	0	6 (5%)	1 (1%)	1 (1%)	1 (1%)

被害予測項目	3 全壊・焼失棟数（単位：棟） （冬、午後6時発災）				
	揺れ	液状化	急傾斜地崩壊等	火災	合計
想定地震モデル					
A過去地震最大モデル	約10	約10	約10	約10	約40
B理論上最大想定モデル	約200	約10	約30	約90	約300

被害予測項目	4 死者数 (単位：人) (冬、午前5時発災、早期避難率「低」)				
	建物倒壊	急傾斜地崩壊等	火災	ブロック塀・自動販売機の転倒、屋外落下物	合計
想定地震モデル					
A過去地震 最大モデル	※	※	※	※	※
B理論上 最大想定モデル	約10	※	※	※	約20

(※：被害数：わずか (5未満))

被害予測項目	5 ライフライン機能障害 (発災1日後、冬、午後6時発災)							
	上水道 断水人口(人)	下水道 機能支障 人口(人)	電力停 電軒数 (軒)	固定電 話不通 回線数 (回線)	携帯電 話停波 基地局 率(%)	都市ガス 復旧対象 戸数(戸)	LPガス 機能 支障世 帯数 (世帯)	
想定地震モデル								
A過去地震 最大モデル	約 64,000	約 55,000	約 60,000	約 18,000	80%	※	約 400	
県内 (参考)	発災直後	約9割 断水	約6割 利用困難	約9割 停電	約9割 通話 支障	約8割 停波	約1割 供給停止	約2割 支障
	復旧期間 (95%回復想定)	6週間	3週間	1週間	1週間	1週間	2週間	1週間

(※：被害数：わずか (5未満))

被害予測項目	6 避難者数 (単位：人) (冬、午後6時発災)								
	1日後			1週間後			1箇月後		
	避難 所	避難 所外	合計	避難 所	避難 所外	合計	避難 所	避難 所外	合計
想定地震モデル									
A過去地震 最大モデル	約 200	約200	約400	約 3,400	約 3,400	約 6,800	約100	約300	約400

被害予測項目 想定地震モデル	7 帰宅困難者数 (単位:人) (午後0時発災)	8 災害廃棄物等 (単位:千トン) (冬、午後6時発災)
	約 11,000~12,000	約 4
A過去地震 最大モデル		

## 2 東海地震・東南海地震等の被害予測

### (1) 地震の想定

ア 想定地震	駿河湾を震源とする東海地震		
規 模	マグニチュード	8.0	
断層モデル	中央防災会議モデル		
想定震源域	平成13年の中央防災会議で見直された想定震源域		
イ 想定地震	濃尾地震の再来		
規 模	マグニチュード	8.1	
震源域	岐阜県本巣郡根尾村		
震源の深さ	30km	推定地震断層	岐阜-名古屋線
食い違い量	約6m	大垣-蟹江線	
ウ 想定地震	東海・東南海連動型		
規 模	マグニチュード	8.27	
タイプ	海溝型		
震源域	串本沖～駿河湾		
震源の深さ	約10～30Km		
エ 想定地震	猿投-高浜断層帯		
規 模	マグニチュード	7.6	
断層モデル	平成18年の中央防災会議「東南海、南海地震等に関する専門調査会」発表の内陸地震		

### (2) 被害の予測 (愛知県調査)

想定地震	東海地震	濃尾地震	東海・東南海連動
震度	5強～5弱以下	6～5	6弱～5弱
人的被害 (県内)	死者 270人 負傷者 13,000人	死者 9,604人 負傷者 48,810人	死者 約2,400人 負傷者 約66,000人
(市内)	死者 一人 負傷者 一人	死者 1人 負傷者 16人	死者 一人 負傷者 約20人

物的被害 (県内)	建物全壊	12,000 棟	家屋全壊	132,817 棟	建物全壊	98,000 棟
	建物半壊	60,000 棟	家屋半壊	305,207 棟	建物半壊	230,000 棟
	焼棟件数	2,400 棟	焼棟件数	1,498 棟	焼棟件数	49,000 棟
(市内)	建物全壊	一棟	家屋全壊	43 棟	建物全壊	約 20 棟
	建物半壊	10 棟	家屋半壊	311 棟	建物半壊	約 100 棟
	焼棟件数	一棟	焼棟件数	1 棟	焼棟件数	一棟

※ 東海地震の「一」は、若干名を想定で、冬早朝の予測結果を記述  
(出典先)

- ・東海地震 = 愛知県東海地震被害予測調査全体報告書より  
(愛知県防災会議地震部会)  
なお、「被害の想定」部分は、平成15年の愛知県東海地震・東南海地震等被害予測調査報告書より  
(愛知県防災会議地震部会)
- ・濃尾地震 = 濃尾地震を想定した愛知県の被害予測調査報告書より  
(愛知県防災会議地震部会)

### 3 周辺活断層の評価

#### (1) 尾張北東部の活断層調査の結果 (愛知県の調査)

##### ア 猿投一境川断層

空中写真の判読・浅層反射法地震探査、ボーリング、トレンチ調査等によって、断層の存在及び位置を確認し活断層図を作成した。猿投一境川断層は連続する断層の可能性が高い。その場合の長さは両者あわせて約3.4kmと推定される。

活動性の指標である平均変位速度は、ほぼ全域にわたって0.1m/千年程度(上下方向)である。このことから、活動度はB級最下位であることが確認された。

旧藤岡町地内で実施した詳細調査の結果、猿投一境川断層の最新活動時期は、約11,800年前である可能性が高い。トレンチから活動間隔を直接推定する証拠は得られなかったが、平均変位速度及び断層の長さをもとに、経験式によって、この活断層の活動間隔は約1.4~3.4万年程度と推定される。活動間隔が相当長いため、仮に活動間隔が1.4万年であったとしても近い将来に地震が発生する可能性が高いとは思われない。しかし1.4万年という値には誤差もあるため、安全とは言い切れず、注意を怠ることはできない。

##### イ 猿投山北断層

平成7年から8年に愛知県が瀬戸市南東部地区整備事業に関連して猿投山北断層の詳細な調査を実施した。また、平成10年に斜め調査を実施した結果、南東に約70度から80度の高角右横ずれ断層であることが明らかになった。1回の変位量と活動間隔の関係から、右横ずれを主体とした平均変位速度は0.5m/千年程度と推定され活動度はB級中位である。また、最新活動時期は約1,900年前から3,300年前、活動間隔は約5,000年とされている。このことから、

今後数百年以内という近い将来に活動する可能性は、完全に否定できないものの、高くないものと考えられている。

(2) 主要活断層帯の長期評価（政府・地震調査研究推進本部地震調査委員会）

「屏風山・恵那山断層帯及び猿投山断層帯の長期評価」

（政府・地震調査研究推進本部 平成 16 年 10 月 13 日公表）

屏風山・恵那山断層帯及び猿投山断層帯は、恵那山地、三河高原と美濃山地との境界から、岡崎平野・知多半島に至る活断層帯で、屏風山断層帯、赤河（あこう）断層帯、恵那山－猿投山北断層帯、猿投－高浜断層帯及び「加木屋断層帯」に区分される。

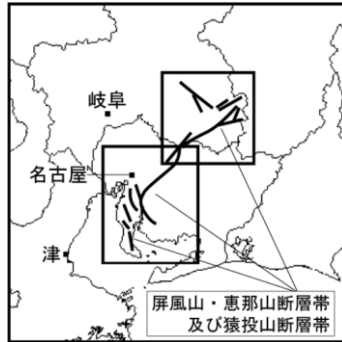


図1 屏風山・恵那山断層帯及び猿投山断層帯の概略位置図  
(長方形は図2-1及び図2-2の範囲)

ア 恵那山－猿投山北断層帯

恵那山－猿投山北断層帯は、岐阜県中津川市から瑞浪市を経て、愛知県豊田市北西部に至る断層帯である。全体の長さは約 51 km で、北東－南西方向に延びる。断層帯の東半部は断層の南東側が北西側に対して相対的に隆起する逆断層を主体とし、一部右横ずれ成分を伴う。断層帯の西半部は右横ずれを主体とする断層であり、一部上下成分を伴う。

恵那山－猿投山北断層帯の平均的なずれの速度は 0.2－0.4 m/千年（東半部では上下成分、西半部では右横ずれ成分主体）の可能性があり、最新の活動時期は約 7 千 6 百年前以後、約 5 千 4 百年前以前であったと推定される。活動時には、断層帯の東半部では断層の南東側が北西側に対して相対的に 2－3 m 程度高まる段差や撓みが生じ、西半部では 2－3 m 程度の右横ずれが生じたと推定される。また、平均活動間隔は約 7 千 2 百－1 万 4 千年であった可能性がある。

恵那山－猿投山北断層帯では、全体が 1 つの区間として活動する場合、マグニチュード 7.7 程度の地震が発生する可能性がある。また、その時、断層帯の東半部では断層の南東側が北西側に対して相対的に 2－3 m 程度高まる段差や撓みが生じ、西半部では 2－3 m 程度の右横ずれが生じると推定される。

本断層帯の最新活動後の経過率及び将来このような地震が発生する長期確率は、主要活断層の長期評価（後掲）に示すとおりである。本評価で得られた地震発生率の長期確率には幅があるが、その最大値を取ると、本断層帯は、今後 30 年間に地震が発生する確率が我が国の主な活断層の中ではやや高いグループに属することになる。

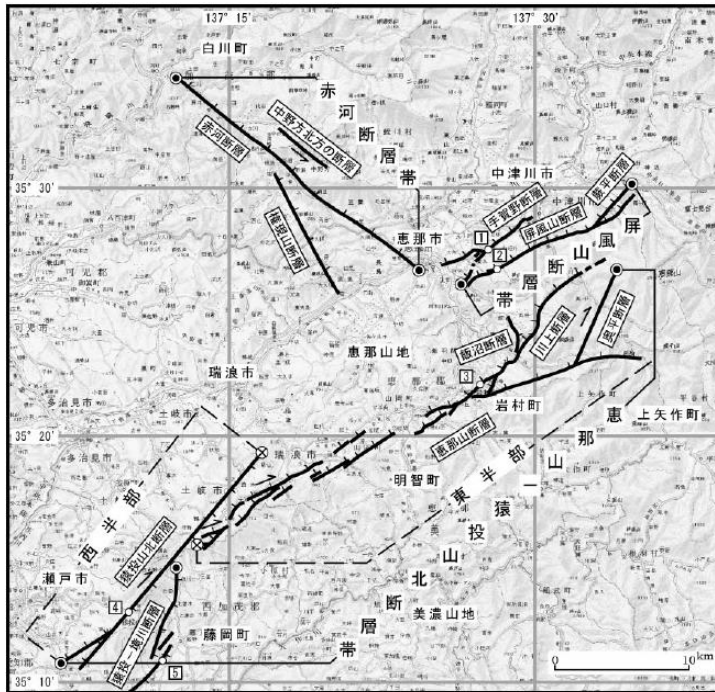


図 2-1 屏風山・恵那山断層帯及び猿投山断層帯の位置  
基図は国土地理院発行数値地図200000「飯田」「豊橋」を使用。

断層の位置・形態に関しては、岐阜県（2002）及び活断層研究会編（1991）に基づき、猿投山北断層に関しては愛知県（1999）及び活断層研究会編（1991）に従った。  
また、各断層の名称は活断層研究会編（1991）によった。

#### イ 猿投－高浜断層帯

猿投－高浜断層帯は、愛知県豊田市藤岡町から大府市を経て、西尾市に至る断層帯である。全体の長さは約 51 km で、屈曲点を境に北側では北東－南西方向、南側では北北西－南南東方向に延びる。本断層帯は、断層の西側が東側に対して相対的に隆起する逆断層である。

猿投－高浜断層帯の平均的な上下方向のずれの速度は 0.1 m/千年程度の可能性があり、最新の活動時期は約 1 万 4 千年前頃であったと考えられる。また、既往の調査研究成果による直接的なデータではないが、経験則から求めた 1 回のずれの量と平均的なずれの速度に基づくと、平均活動間隔は 4 万年程度であった可能性がある。

猿投－高浜断層帯では、全体が 1 つの区間として活動する場合、マグニチュード 7.7 程度の地震が発生すると推定される。また、その時、断層の西側が東側に対して相対的に 4 m 程度高まる段差や撓みが生じる可能性がある。

本断層帯の最新活動後の経過率及び将来このような地震が発生する長期確率は地 2-3-6 「主要活断層の長期評価」に示すとおりである。



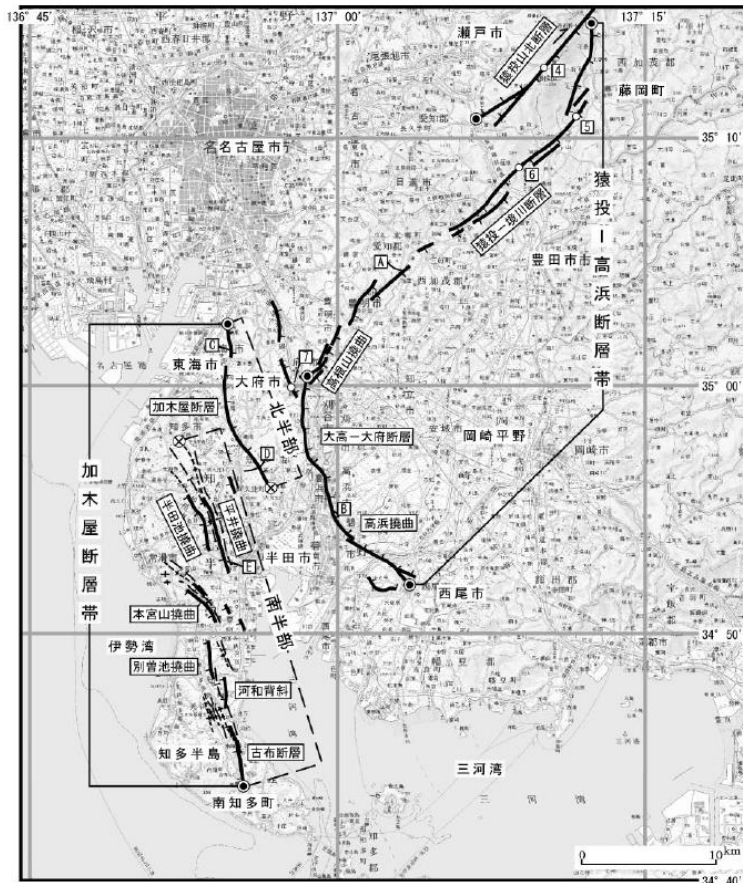


図 2-2 屏風山・恵那山断層帯及び猿投山断層帯の位置と主な調査地点  
 基図は国土地理院発行数値地図200000「豊橋」「名古屋」を使用。

断層の位置・形態に関しては、愛知県（1996、1999）及び中田・今泉編（2002）によった。このうち断層帯南東端に関しては、中田・今泉編（2002）に基づいて西尾市市街地付近と判断した。また各断層の名称は、活断層研究会編（1991）に基づいた。

主要活断層帯の長期評価の概要（算定基準日 令和4年（2022年）1月1日）

都道府県	断層帯名 (起震断層/活動区間)	よみかた	長期評価で 予想した 地震規模 (マグニチュード)	我が国の主な 活断層における 相対的評価 <sup>(注4)</sup>			地震発生確率 <sup>(注1)</sup>			地震後 経過率 <sup>(注2)</sup>	平均活動間隔  最新活動時期
				ランク	色	30年以内	50年以内	100年以内			
愛知県	屏風山・恵那山-猿投山断層帯 (屏風山断層帯) <sup>(注3)</sup>	びょうぶやま・えなさん-さなげやまだんそうたい	6.8程度	Aランク	黄色	0.2%~0.7%	0.4%~1%	0.8%~2%	不明	4,000年-12,000年程度 不明	
	屏風山・恵那山-猿投山断層帯 (赤河断層帯)		7.1程度	Xランク	灰色	不明 <sup>(注5)</sup>	不明 <sup>(注5)</sup>	不明 <sup>(注5)</sup>	不明 <sup>(注5)</sup>	不明	
	屏風山・恵那山-猿投山断層帯 (恵那山-猿投山北断層帯)		7.7程度	A*ランク	黄色	11110%~2%	11110%~3%	0.001%~6%	0.4-1.1	約7,200年-14,000年 約7,600年前-5,400年前	
	屏風山・恵那山-猿投山断層帯 (猿投-高浜断層帯)		7.7程度	Zランク	黄色	11110%	11110%	11110%	0.4	約14,000年前頃	
	屏風山・恵那山-猿投山断層帯 (加木屋断層帯) <sup>(注3)</sup>		7.4程度	Aランク	黄色	0.1%	0.2%	0.3%	不明	30,000年程度 不明	

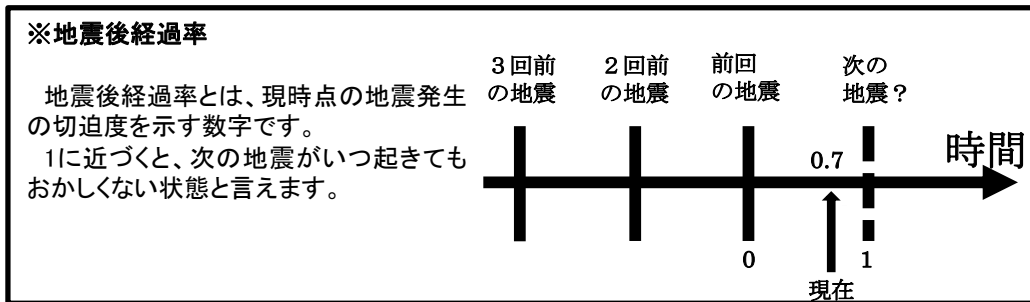
(注)・「ほぼ0%」とあるのは、0.001%未満の確立値を表す。

・活断層に置けつ今後30年以内の地震発生確率が3%以上を「Sランク」、0.1~3%を「Aランク」、0.1%未満を「Zランク」、不明（すぐに地震が起きることが否定できない）を「Xランク」と表記している。

- ・地震後経過率が0.7以上である活断層については、ランクに「\*」を付記している。
- ・複数の都道府県に位置している主要活断層帯については、位置している全ての都道府県の欄に掲載している。
- ・再掲した主要活断層帯名を薄緑色で示している。

なお、活断層が確認されていないところでも大きな地震が発生する可能性があることに留意する必要がある。

主要活断層の長期評価結果一覧（政府・地震調査研究推進本部 令和4年1月13日公表）より抜粋



- 4 (2) の資料は、地震調査研究推進本部地震調査委員会による以下の資料より抜粋して作成した。
- ・主要活断層帯の長期評価「屏風山・恵那山断層帯及び猿投山断層帯（平成16年10月13日）」
  - ・主要活断層の長期評価結果一覧（令和2年1月24日）

(資料)

- ・資料8-7 気象庁震度階級

## 第2編 災害予防計画

巨大なエネルギーを持つ地震の発生を防止することは困難であるが、その被害を軽減することは可能である。そのためには、震災に関する基礎的な調査研究の推進、各分野における長期的な地域づくりの中での地震対策に対する取組みが必要である。

本編においては、こうした観点から各関係機関が、災害予防に関して計画すべき事項を明らかにしようとするものである。

### 第1章 総則

#### 第1節 震災に関する調査研究

大地震による被害は複雑多様であり、特に人口の集中化、高層ビルの増加、その他道路、鉄道、電力、上下水道、ガス等の高密度の発展等によって、その被害の複雑性、危険性は、著しく増大しているのが現状である。

こうした地震災害に対しては、被害想定の実施のほか、具体的な予防対策や応急復旧対策について科学的な調査研究を行い、総合的な地震防災対策の実施に結び付けていくことが重要である。

具体的な予防対策として、平成8年度から地区毎に作成している防災地区カルテ及び防災マップ等を各防災関係機関及び各地域で活用していくものである。

#### 第2節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画

南海トラフ地震防災対策推進地域である本市は、地震災害発生時における災害応急活動等を円滑に実施するための防災施設等の整備を、地震防災対策特別法（平成7年法律第111号）による「地震防災緊急事業5カ年計画」に基づいて図るものとする。

## 第2章 都市の防災性の向上

### 第1節 基本方針

地震時における市民の生命及び財産の保護を図るため、安心して住める都市の防災対策に関する総合的な計画を策定する必要がある。

本市も都市化の進展と高密度化、自動車の急増、さらには高層ビルの増加など、都市構造の変革により、震災拡大につながる社会的要因が増大し、特に阪神・淡路大震災（平成7年）のような都市直下型の大地震による災害がひとたび発生すると、かつてない大被害をこうむるおそれがある。

これら災害の危険に対して、特定の地区を対象とした建物の防災強化について建築物の不燃化を図っているところであるが、個々の安全性の確保だけでは限界があり、震災時における広域的な対応としては都市全体の施設の整備を図る必要がある。

中でも市街地のオープンスペースの確保が重要であり、阪神・淡路大震災においても、広幅員の道路による延焼阻止効果が顕著であったほか、身近な住区基幹公園が住民の一時避難所として利用されたり、都市基幹公園などが救急活動拠点やヘリポート等の復旧・復興活動拠点として大きな役割を果たしたことから、避難路、避難場所の機能を有する道路、公園緑地等の都市施設の整備を一層推進する必要がある。

また、阪神・淡路大震災において著しい被害を受けた地域は、概ね街路等が未整備であり、木造老朽家屋が密集した地区など、土地区画整理事業などの基盤整備が行われていない地域が多かったことから、消防活動困難地域の解消に資する道路の整備や土地区画整理事業、市街地再開発事業、密集住宅市街地整備促進事業などの市街地整備を今後とも一層促進する必要がある。

さらに、都市計画においては、防火地域、準防火地域の指定による面的な不燃化を進める必要がある。

### 第2節 対策

#### 1 建築物の不燃化の促進

##### (1) 建築物の防火規制及び防火地域、準防火地域の指定

都市には建築物が密集しており、地震による火災の被害発生のおそれ大きい。

これに対処するため、火災が起きた場合に、その火災を極力他の建築物に及ぼさないように、地域によって集団的な防火に対する規制を行い、都市防火の効果を高めることを目的として防火地域及び準防火地域指定がされている。これは、建築物の密集度が高く、市の中心的な場所及び主要幹線道路沿いの地域を指定して耐火建築物の促進を図るものである。

こうした制度の活用により、安全なまちづくりの促進を図っていく必要がある。

##### (2) 建築物の火災耐力等増強策の促進

建築物自体の耐火、防火については、建築基準法を中心とする各種法令により規定されており、地震発生に際しても火災ができるだけ拡大しないような措置がとられている。特に大規模建築物や不特定多数の人が使用する人命に危険性が多い建築物は防火上、避難上の各種の措置の徹底を図っていくものとする。

## 2 防災空間の整備拡大

都市における大地震火災に対する安全確保のためには、建築物の耐震不燃化とともに、都市公園、都市計画道路等の都市施設の整備を促進し、防災空間、（オープンスペース）の確保に努める。

### (1) 都市公園の整備

公園は、災害時の延焼遮断地帯、避難場所、被災者の収容地、あるいは救援活動の拠点として重要な役割を持っているので、都市公園と高齢者等にも利用しやすい近隣・地区公園に重点を置き、積極的に整備を進めていくものとする。

### (2) 都市計画道路の整備

都市計画道路は、災害時において機動性を確保するうえで最も重要な都市施設であるとともに、火災の延焼防止や緊急輸送路、避難路及び消防や救援のための活動空間としての役割を持つものであるから、道路の配置、幅員、構造は防火の目的を加味して計画する。

(3) 広域かつ大規模な災害においては、応援部隊の活動拠点や仮設住宅建設、がれきの仮置場となる空地が不足することが想定されるため、予めオープンスペースの活用方法について調整する。

## 3 市街地整備事業による都市整備

市街化区域内における市街地整備の主役としての土地区画整理事業を積極的に推進することにより、健全な市街地の造成と防災機能の一層の充実を図るものとする。

(資料)

- ・資料 8-8 長周期地震動階級

## 第3章 液状化・土砂災害等の予防

### 第1節 基本方針

土地は人の生活、生産活動の基盤であり、土地を利用することは常に自然とのかかわりの中で成り立ってきているため、自然条件の特質等に十分配慮し、自然の保全、災害の防止に留意した土地利用を進めなければならない。地震発生により、地すべり、崖崩れ、地割れ・液状化等種々の地盤災害が予想されるので、その予防に万全を期すことが必要である。

特に、地震災害の予防的見地から、造成地、軟弱地盤及び活断層等を十分考慮したうえで、土地利用の適正な規制、指導を行う。

### 第2節 対策

#### 1 土地利用の適正誘導

液状化による被害や土砂災害等の予防対策としては、基本的には、土地基本法の基本理念を踏まえ、国土利用計画法に基づく国土利用計画、土地利用基本計画、更に都市計画法をはじめとする各種個別法令等により、適性かつ安全な土地利用への誘導規制を図る。

#### 2 液状化対策の推進

市は、国から示されている「液状化地域ゾーニングマニュアル」等を活用し、より詳細な液状化危険度の調査を行い、その結果を防災カルテや防災マップ等により、住民等に周知徹底を図るものとする。

#### 3 土砂災害の防止

(1) 市域の中には、地震やその後の降雨により崖崩れの危険性がある急傾斜地崩壊危険箇所として指定されているところがあるが、これらの箇所においては、崖崩れを助長したりする行為の規制や、崩壊防止工事の実施に努める必要がある。

(2) 土砂災害警戒区域に関する警戒避難体制の整備

ア 市防災会議は、県が指定する土石流危険渓流、急傾斜地崩壊危険箇所、急傾斜地崩壊危険区域、地すべり危険箇所、地すべり防止区域、土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域等に関する資料を地域防災計画に掲載し、関係住民への周知が図られるよう考慮する。

イ 市防災会議は、土砂災害警戒区域の指定があったときは、市地域防災計画において、当該警戒区域ごとに、次に掲げる事項について定め、避難体制の充実・強化を図る。

(ア) 土砂災害に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発令及び伝達に関する事項（(エ)に掲げる施設の所有者又は管理者に対する土砂災害警戒情報の伝達方法等）

(イ) 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項

(ウ) 土砂災害に係る避難訓練の実施に関する事項

- (エ) 警戒区域内に、社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設であって、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地
  - (オ) 救助に関する事項
  - (カ) 前各号に掲げるもののほか、警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項
  - (キ) 急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における(エ)に規定する施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保するため、(ア)に掲げる事項として土砂災害に関する情報、予報及び警報の伝達に関する事項
- ウ 市は、土砂災害警戒情報（警戒レベル4相当情報[土砂災害]）が発表された場合に直ちに避難指示等を発令することを基本とした具体的な避難情報の発令基準を設定する。

### (3) 宅地危険箇所の耐震化

市は、大規模盛土造成地の位置や規模を示した大規模盛土造成地マップを作成・公表している。公表されたマップの基礎資料である第1次スクリーニング調査結果を基に、宅地の耐震化を実施するよう努める。

### (4) ハザードマップの作成及び周知

市長は、市地域防災計画に基づきハザードマップを作成する。作成に当たっては、土砂災害警戒区域等の範囲や避難場所、避難経路等を明示するとともに、土石流等のおそれのある区域から避難する際の方向を示すなど、実際の避難行動に資する内容となるよう努めるものとする。

また、基礎調査の結果、土砂災害警戒区域に相当することが判明した区域についても、土砂災害警戒区域の指定作業と並行して、上記と同様の措置を講じるよう努める。

なお、ハザードマップを住民等に周知するに当たっては、Webサイトに加え、掲示板の活用や各戸配付、回覧板など様々な手法を活用して周知に努める。

### (参 考)

県は、土砂災害から、県民の生命、身体の保護を図るため、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」（平成12年法律第57号）に基づき、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定を推進している。

おおむね5年ごとに、土砂災害警戒区域の指定等に必要な基礎調査を行い、その結果を関係のある市町村長に通知するとともに、公表する。

土砂災害警戒区域の指定がなされた区域内では、土砂災害警戒区域に関する資料を関係市町村に提供し、県は、市町村地域防災計画に基づき土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制の整備等の推進が図られるよう支援する。

また、土砂災害特別警戒区域の指定がなされた区域内では、

- ① 開発行為の制限
- ② 建築物の安全性の向上
- ③ 建築物に対する移転等の勧告

等を行っており、今後もその促進を図っていく必要がある。

なお、未指定の箇所については、市町村及び関係住民の理解と協力を得ながら緊急性の高い箇所から順次、指定する。

#### 4 被災宅地危険度判定の体制整備

市は、地域の相互支援体制を充実し、広域的な災害に対し円滑な活動を行うため、愛知県建築物地震対策推進協議会の活動の一つとしてその体制整備を図るものとする。

(資料)

- ・資料 4－5 急傾斜地崩壊危険箇所
- ・資料 4－6 急傾斜地崩壊危険区域指定箇所
- ・資料 4－7 地すべり危険箇所・地すべり防止区域
- ・資料 4－8 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策に関する法律による土砂災害警戒区域等の指定箇所一覧
- ・資料 4－9 山地災害危険地区
- ・資料 4－11 土石流危険溪流



別紙 1

1 危険箇所等の定義

危険地区、危険箇所等の名称		定義
山地災害危険地区	山腹崩壊危険地区	地形（傾斜、土層深）、地質、林況等からみて、山腹崩壊により人家、公共施設に被害を与えるおそれがある地区
	崩壊土砂流出危険地区	地形（傾斜、土層深、溪床勾配）、地質、林況等からみて山腹崩壊等により発生した土砂が土石流となって流出し、人家、公共施設に被害を与えるおそれのある地区
	地すべり危険地区	地すべりが発生している或いは地すべりが発生するおそれがある区域のうち、公共施設等に被害を与えるおそれのある区域のうち、公共施設等に被害を与えるおそれのある区域
山地災害危険地区の「準用地区」		山腹崩壊危険地区、崩壊土砂流出危険地区以外であっても、一定以上の危険度がある地区 (要配慮者利用施設周辺地区のみに適用)
土砂災害危険箇所	土石流危険渓流	土石流の発生の危険性があり、1戸以上の人家（人家がなくても官公署、学校、病院及び社会福祉施設等の要配慮者利用施設、駅、旅館、発電所等の公共施設のある場合を含む）に被害が生じるおそれがある渓流
	地すべり危険箇所	地すべりが発生している或いは地すべりが発生するおそれがある区域のうち、河川、道路、公共建物、人家等に被害を与えるおそれのある箇所
	急傾斜地崩壊危険箇所	傾斜度30度以上、高さ5m以上の急傾斜地で被害想定区域内に人家が1戸以上（人家がなくても官公署、学校、病院、駅、旅館等のある場合を含む）ある箇所
土砂災害に注意が必要な箇所		土砂災害危険箇所以外で、斜面上部（斜面の肩から概ね10m以内）、斜面（勾配10度以上の斜面）及び斜面下部（斜面下端から概ね50m）の範囲 (要配慮者利用施設周辺箇所のみに適用)

2 土砂災害警戒区域等の定義

土砂災害警戒区域	土石流	土石流のおそれのある渓流で、扇頂部から下流で勾配が2度以上の区域
	急傾斜地の崩壊	傾斜度30度以上、高さ5m以上の急傾斜地で、斜面上部（斜面の上端から10m以内）、斜面及び斜面下部（斜面の下端から斜面の高さの2倍以内）の区域
土砂災害特別警戒区域	土石流・急傾斜地の崩壊	土砂災害警戒区域のうち、住宅などが損壊し、住民の生命または身体に著しい危害が生じるおそれのある区域

## 第4章 公共施設安全確保整備計画

### 第1節 基本方針

道路、河川、上下水道、電力、ガス、鉄道、電信電話等各種公共施設は、市民の日常生活及び社会・経済活動上欠くことのできないものであり、地震発生後の災害復旧の根幹となるべき使命を担っているため、事前に予防措置を日頃から講じることが重要かつ有効なものである。

#### 1 施設の代替性及び安全性の確保

電力施設、ガス施設、上水道、工業用水道、下水道、通信施設等の管理者は、ライフライン関係施設等について、地震災害においては耐震性の確保を図るとともに、系統多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保を進める。

#### 2 早期復旧や予防保全の迅速化に向けた相互の連携

県及び市は、停電や通信障害が広域的に発生する事態に備え、倒木の伐採・除去や道路啓開作業等の支援など、電気事業者、通信事業者、建設業団体、自衛隊等関係機関と早期復旧のための協力体制の整備を推進する。

### 第2節 道路施設

地震により道路、橋梁等が被災することは、震災時における住民の避難、消防、医療活動、緊急物資の輸送活動等の困難をもたらす。

このため、道路管理者は、日常から施設の危険箇所の調査と、その結果に基づく補修工事及び耐震診断に基づく耐震補強を実施し、地震に強い施設の確保に努める。

また、新たに道路、橋梁等を建設する場合は、耐震性に配慮した道路施設の建設を積極的に推進し、道路機能の確保を図る。

#### 1 道路・橋梁等の整備

##### (1) 災害に強い道路ネットワークの整備

大地震等の災害発生時においても、経済活動や市民生活に及ぼす影響を最小化し、災害応急活動に必要な物資、資機材、要員等の緊急輸送を行うため、緊急輸送道路を事前に指定して、その整備を行うとともに、必要な代替ルートの確保に努める。

##### (2) 道路橋等の耐震性の向上

ア 新たに橋梁等を建設する場合は、耐震性を確保して建設し、道路機能の確保を図る。

イ 既設橋梁等については、緊急輸送道路等における重要な橋梁について橋梁本体の耐震補強を推進する。

##### (3) ライフライン共同収容施設の整備

震災時における電気、電話、ガス、上水道等のライフラインの安全性・信頼性を確保し、また、道路上の工作物等をできる限り少なくして災害応急対策の円滑な実施に寄与するため、ライフラインの共同収容施設である共同溝及び電線共同溝の整備を推進する。

## 2 災害対策用緊急輸送道路の指定

地震直後から発生する緊急輸送（救助、救急、医療、消火活動及び避難者への緊急物資の供給等に必要の人員、物資等の輸送）を円滑かつ確実に実施するために必要な緊急輸送道路及びくしの歯ルートをあらかじめ指定するものとし、他の道路に優先して地震防災対策を実施する。

第1次緊急輸送道路	県庁所在地地方中心都市及び重要港湾、空港等を連絡し、広域の緊急輸送を担う道路
第2次緊急輸送道路	第1次緊急輸送道路と市区町村役場、主要な防災拠点（行政機関、公共機関、港湾、ヘリポート、災害医療拠点、自衛隊等）を連絡し、地域内の緊急輸送を担う道路
第3次緊急輸送道路	愛知県緊急輸送道路ネットワーク計画等策定協議会、又は市の防災計画で定めた緊急輸送道路で、第1次、第2次緊急輸送道路以外の道路。
くしの歯ルート	津波等により甚大な被害を受けた地域での救援・救護活動を支援するための「道路啓開」を最優先に行う道路（第1次及び第2次緊急輸送道路から選定する）
（参考） 緊急用河川敷道路	庄内川周辺その他の緊急輸送道路と連結し、緊急輸送機能を有する道路

## 第3節 河川の整備

本市の管理する河川は、準用河川を始めとし、末端水路まで至るが、堤防の損傷に起因する浸水を未然に防止するため、河川堤防の老朽程度を把握するとともに、河川の土砂の浚渫、断面確保など河川改修を計画的に推進する必要がある。また、排水施設についても、地震に対してその機能が保持できるよう検討を行い整備を図る。

## 第4節 上下水道施設

### 1 上水道

震災による水道の断水を最小限に留めるため、被害箇所をできる限り少なくし、断水時間を極力短縮するよう、施設の防災性の強化を図ることが重要である。

また、水道施設の被災時における応急給水及び応急復旧作業を円滑に実施するために防災用資機材の備蓄整備、防災非常体制の確立が必要である。

#### (1) 施設の防災性の強化

水道施設の耐震性については、施設の新設、拡張、改良等の際に十分耐震設計及び耐震施工を考慮する必要がある。また、商用電力の停電時の対策として、必要に応じて自家発電等を整備する。さらに、水道施設による二次災害の防止と応急給水を確保する観点から、配水池等において、緊急遮断弁を設置していく必要がある。

被災時の給水拠点となる配水池等の増設及び耐震性を強化する。また、老朽管の

更新を進める。

なお、水道施設設計施工については「水道施設耐震工法指針解説」及び「水道施設耐震工法の手引き」に準拠する。

## (2) 応急給水用資機材の整備と点検補修

給水車、給水タンク、仮設タンク（避難所用）、ポリ容器、水袋、消毒用塩素剤を平素から整備し、点検補修しておかなければならない。

## (3) 応急給水体制と防災用資機材の整備拡充

水道施設の被災により、水道の給水機能を継続できなくなった場合は、市民が必要とする最低限の飲料水を確保するため、応急給水活動を行う。

給水方法は、指定避難所、医療施設、配水池などの拠点給水を原則とする。また、供給される飲料水は、水道水を原則とする。応急給水活動に必要な給水車、給水タンク、仮設タンク（避難所用）、消毒剤、可搬式ポンプ、可搬式発電機及び運搬車両の整備増強を図っていくものとする。

## (4) 防災非常時の協力体制の確立

水道事業者は、自ら飲料水の供給あるいは施設の復旧が困難な場合は、愛知県及び県下全市町村により交わされている「水道災害相互応援に関する覚書」に基づき相互応援を要請する。

## 2 下水道

下水道管理者は、市民の安全で衛生的な生活環境を確保するために、災害時における下水道施設の機能を最低限保持するよう、「下水道施設の耐震対策指針と解説（公益社団法人日本下水道協会）」及び「下水道の地震対策マニュアル（公益社団法人日本下水道協会）」に適合させ、地震による破損が想定される箇所の補強、整備に努めるとともに、今後新設する施設については、バランスのとれた構造計画、基礎地盤の検討を行い、耐震化に努める。

### (1) 管渠施設の対策

流下機能を確保できないと予測される管渠から順次補強する。

また、新たに下水道管渠を敷設する場合には、基礎、地盤条件等総合的な見地から検討し、計画する。地盤の悪い箇所では敷設する場合は、人孔と管渠の接合部に可撓性伸縮継手を使用する等の工法で実施する。

なお、液状化のおそれのある地盤に敷設する場合には、地盤改良等の対策を実施する。

### (2) 終末処理場施設の対策

最低限の下水処理機能が確保できないと予測される施設から順次補強する。

なお、液状化のおそれのある地盤に築造する場合には、構造物だけでなく、埋設配管の基礎についても地盤改良等の対策を実施する。

また、商用電力の停電時の対策として、必要に応じて自家発電設備等を整備する。

### (3) 緊急連絡体制の確立

被害の把握や復旧のため、関係行政機関、関係職員及び関係業者等の連絡体制を確立する。

#### (4) 復旧用資機材の確保

復旧に必要な資機材の確保及び整備に努める。また、資機材の保管について集中管理することを検討する。

#### (5) 復旧体制の確立

被災時には、関係職員、関係事業者、手持ち機械器具、普及用資機材だけでは対応が不十分となることが予想されるため、「下水道事業災害時中部ブロック支援に関するルール」に基づき、中部 10 県 4 市の相互支援等の体制を確立する。

#### (6) 民間団体等の協力

市は、発災後においても下水道施設の維持又は修繕が迅速かつ円滑に行われるよう民間事業者等との協定締結などに努める。

### 第 5 節 電力施設

電力供給機関は、災害時における電力供給を確保して民心の安定を図るため電力施設の防護対策に努める。

#### 1 施設面の対策

##### (1) 変電施設

過去に発生した災害及びこれに伴う被害の実態等を考慮し、各施設の被害防止対策を講ずる。

##### (2) 送・配電設備

地震による不等沈下、地すべり等を生ずる軟弱地盤にある設備については、基礎の補強等による耐震対策を考慮するとともに、これらの地帯への設備の設置は極力避ける。

#### 2 体制面の対策

##### (1) 保安の確保

設備の巡視及び点検を行い、保安の確保を図る。

##### (2) 資機材等の確保

災害時のために日頃から資機材等確保の体制を確立する。

##### (3) 電力融通

災害発生時の供給力の不足への対応のため、他電力との電力融通体制を確立する。

### 第 6 節 ガス施設

都市ガスは、都市生活に欠かせないエネルギーであり、これを供給する施設に被害を受け、ガス供給が円滑に行われないと日常的に大きな影響を与えるので、地震による被害発生を軽減するとともに、万一の被害発生時には、二次災害の防止及び早期復旧を図るため、次の対策を講ずる。

#### 1 ガス工作物の耐震性の向上

##### (1) 製造設備

設備の重要度に応じた耐震設計に基づき、耐震性の維持強化に努める。

##### (2) 導管

新設導管については、その重要度に応じた耐震設計を行い、既設導管については、設備の重要度に応じて耐震性の高い導管への更新、更生修理等を計画的に進める。

### (3) 通信設備

主要拠点間の情報連絡、データ伝送、遠隔操作等に必要な無線設備の整備拡充を図る。

また、緊急処理、復旧作業時の情報連絡のために移動無線等の整備拡充を図る。

## 2 マイコンメーターの設置推進

各家庭に設置されているマイコンメーターについて、業務用顧客への設置を推進する。

## 3 応急復旧体制の整備

- (1) 関係官庁、一般社団法人日本ガス協会等との非常時の連絡体制の整備及び強化を図る。
- (2) 復旧動員体制（工事会社含む。）の整備及び強化を図る。
- (3) 復旧を迅速に行うための低圧導管の地区別ブロックの維持を図る。
- (4) 復旧用資機材の整備を図る。
- (5) 災害発生時に早期復旧を図るための導管管理図面は整備し、さらに、迅速な対応が可能となるよう、管理図面についてコンピューターマッピングシステム化等の充実に図る。
- (6) 教育・訓練の充実に図る。
- (7) 需要家における地震時の処置に関する広報活動を推進する。
- (8) 警察、消防、報道機関等との連携強化を図る。

## 第7節 鉄道施設

新しい構造物は、十分耐震性のあるものとしているが、従来の構造物も補修、改良を図って耐震性の強化、並びにその整備に努める。また、運転規制、巡回、点検等によって予防対策を講じる。

### 1 構造物の耐震性

最近の構造物は、関係基準等に定められた耐震設計を行っている。

古い構造物についても、機会あるごとに最近の耐震設計に合うように改良に努め、耐震性の強化を図る。

### 2 鉄道施設の巡回点検

地震も含めた全体的な事故災害を防ぐ目的で技術係員による定期的な巡回点検を行う。

### 3 運転規制

地震等による異常事態が発生したときは、適切な判断に基づいた旅客の救護誘導ができるよう訓練教育を行うほか、運転規制によって災害の防止に努める。

- (1) 列車運転中に地震等による異常事態が発生したときは、速やかに列車を停止させる。
- (2) 異常を認めた場合は、駅又は運転指令へ連絡して指示を受ける。
- (3) 運転を再開する場合は、注意運転によって最寄りの駅まで運転を行い、駅又は運転指令の指示を受ける。
- (4) 状況により諸施設担当責任者は、施設の点検巡回の手配を行う。

## 第8節 農地及び農業用施設

農地及び樋門、水路、農業用ため池等の農業用施設の災害は、農地、農業用施設のみにとどまらず、一般公共施設にも広くその被害が及ぶ場合があり、このため、地震に対してその機能が保持できるように耐震基準に適合した改修等を行うなど老朽化施設等の整備を推進するとともに、適切な管理をする必要がある。

また、流域の開発等立地条件の変化により増大する、湛水の被害を防止するための樋門、排水路等の改修等を順次行う。

防災重点農業用ため池（決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池について、耐震化等を推進するとともにハザードマップの作成等により、適切な情報提供を図る。

(資料)

- ・資料 5－4 緊急輸送道路
- ・資料 2－6 水道災害相互応援に関する覚書
- ・資料 4－10 重要水防箇所及び防災重点農業用ため池

## 第5章 建築物耐震推進計画

### 第1節 基本方針

現在の建築物の構造上の安全性は、建築基準法を基盤に日本建築学会等の技術基準によってかなり高い水準が確保されているが、防災上重要な建物となる公共施設は、発災時の倒壊防止に加えて十分な機能確保が図られるように努める必要がある。

大規模かつ広域的な災害時に発生する膨大な業務量（救出・救助活動等の初動対応、道路啓開、がれき処理等の復旧活動、被災者の生活再建支援業務等）を軽減するためにも、住宅等を含めた建築物の耐震化・不燃化を一層推進するとともに、非構造部材の転倒・落下防止対策を推進する。

地震発生時の避難、救護、応急対策活動の本拠となる建築物の耐震性強化を図るとともに、その他の公共施設についても耐震性の確保を図らなければならない。

また、交通・ライフライン関係施設等は、住民の日常生活及び社会・経済活動上、欠くことのできないものであり、地震発生後の災害復旧の根幹となるべき使命を担っているため、事前の予防措置を日頃から講じておくことが重要かつ有効である。

### 第2節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備

#### 1 市における措置

県は、「地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和55年法律第63号）」による「地震対策緊急整備事業計画」及び地震防災対策特別措置法（平成7年法律第111号）による「地震防災緊急事業五箇年計画」を作成し、市はこれらの計画に基づき、地震防災上緊急に整備すべき施設等を整備するものとする。

また市は、地震防災対策を推進するため、単独事業等を実施する。

#### 2 単独事業等

##### (1) 防災対策事業

市は、災害に強く安全なまちづくりを進めるため、防災対策事業債を活用した防災対策事業を実施する。

##### (2) 補助事業

県は、地震防災対策事業の推進を図るため、市に対して県費補助金を交付し、市はこれを活用した地震防災対象事業を実施する。

### 第3節 対策

#### 耐震改修促進計画

「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に基づき、不特定多数の人が利用する一定規模以上等の特定建築物の所有者に対し、適切な助言等を行うものとする。

また、この法律に定める「耐震改修促進計画」に基づき、総合的な既設建築物の耐震性の向上を推進していくこととする。

#### 1 公共建築物の耐震性の確保・向上

##### (1) 防災上重要な建築物の耐震性の確保



災害対策には、迅速かつ正確な情報伝達、適切な対応行動の誘導・啓発、休息・睡眠のための安全な避難場所の確保が重要である。

市は、これらの対策活動を円滑に進めるため、次の市有施設を「防災上重要な建築物」として各施設の耐震性の確保について、数値目標を設定するなど、計画的かつ効果的に実施し、災害時の施設機能停止・低下の回避に努める。特に、災害時の拠点となる市町村の庁舎については、発災後に果たす機能を勘案し、建築物の構造の強度の確保や非構造部材の耐震対策等により、地震後に継続使用できるための改修を促進する。

(防災上重要な建築物)

ア 災害時の情報伝達、救助・復旧活動等の災害対策業務の中心となる市役所及び消防用施設

イ 災害時に被災者の避難所となる学校施設

(建築物に対する対応)

ア 新設建築物の耐震設計・施工の確保

イ 既設建築物の耐震性の調査

ウ 既設建築物のうち、耐震性に疑問のある建築物の耐震改修の促進

## (2) その他の市有建築物の耐震性確保

既設の市有建築物については、前項の重要建築物に準じ、その重要度に応じて順次耐震性の調査、補強計画を推進し、耐震性の確保、強化を図るものとする。

## 2 一般建築物の耐震性の向上促進及び減災の推進

### (1) 民間住宅の耐震診断・耐震改修等促進

旧基準住宅（昭和 56 年 5 月以前着工）を対象に耐震診断費補助事業を実施するものとする。

また、耐震改修・除却については、耐震改修費・除却費補助事業を実施することにより、旧基準住宅の耐震化の促進を図るものとする。

### (2) 民間住宅の減災化施策の促進

旧基準住宅を対象に減災化促進に関する補助事業を実施することにより、旧基準住宅の減災化の促進を図るものとする。

### (3) 避難路沿道建築物の耐震診断費の助成

県が耐震化及び耐震改修の促進を図る必要があると認める避難路の沿道に所在する建築物に対し、耐震診断費を助成する。

### (4) 特定既存耐震不適格建築物等の耐震診断

民間の特定既存耐震不適格建築物及び防災上重要な建築物の所有者・管理者等に対し、耐震診断及び耐震改修の実施について、パンフレットなどにより普及・啓発するものとする。

### (5) ブロック塀等の撤去費用の助成

市民の命、身体及び財産を地震による災害から保護するため、ブロック塀等の撤去を行う者に対して、撤去費を助成する。

### (6) その他の安全対策

住宅・建築物の構造強化だけでは十分とはいえ、家具の転倒、窓ガラス・天井の破壊・落下やエレベーターの閉じ込めなどに対する対策を推進する。

### 3 都市建築物の防災対策

#### (1) 高層建築物の多面的な防災対策

1 1階以上又は高さ31mを超える高層建築物が近年急激に増加している。これら、対象物については、発災時における危険が極めて高いので、消防機関としては、立入検査の強化をはじめ、現行消防法に規定された消防用設備等の完全設置及びその維持管理についての適正な運用、防火管理者制度の円滑な推進を図るとともに、消防計画に基づく消火、通報及び避難訓練の励行について指導強化に努める。

また、長周期地震動の危険性や家具等の転倒防止の重要性について広く市民や事業者に周知し、高層階における室内安全対策を促進する。

#### (2) 窓ガラス等外装材落下防止対策

都市の高密度化に伴い中高層建築物は、近年極めて多くなっている。これら建築物の中には、地震・台風の場合、窓ガラス、屋外看板、外装材が破損落下し、通行人に重大な被害をもたらすことが考えられるので、避難場所周辺においては、その対策を講ずるよう指導するなど、落下防止対策の推進に努める。

(資 料)

- ・資料4-1 高層建築物

## 第6章 危険性物質防災計画

### 第1節 危険物施設防災計画

#### 1 基本方針

地震時において、危険物施設の火災や危険物の流出等が発生した場合には、周辺地域に多大の被害を生じるおそれがある。

市は、危険物施設の自主保安体制の充実強化を指導し、地震対策と防災教育の推進を図る。

#### 2 対策

危険物施設の所有者は、関係法令を遵守するとともに、次の事項について留意し、安全管理に万全を期すものとする。

- (1) 施設の保全及び耐震性の強化
- (2) 大規模タンクの耐震性の強化
- (3) 保安確保の指導
- (4) 危険物取扱者に対する保安教育
- (5) 自主防災体制の確立

### 第2節 高圧ガス貯蔵所防災計画

#### 1 基本方針

市内には、高圧ガスを取り扱う事業所があり、その危険度は極めて大きい。高圧ガスを大量に貯蔵、消費している事業所において事故が発生すれば周辺住宅地域に被害を及ぼすおそれがある。このため、従来から高圧ガス保安法等による法的基準の遵守はもとより、自主的な保安体制の整備、充実を図ってきている。

しかしながら、大規模地震時には高圧ガス製造施設（貯蔵所を含む。以下同じ。）も損傷を受ける場合があるので、高圧ガス製造施設の被害を最小限に抑止し、周辺地域住民には被害を及ぼさないことを基本方針として次の事項の対策を推進する。

- (1) 各事業所における高圧ガス製造施設や重要な保安施設が大災害の原因になるような損傷を受けないようにする。
- (2) 万一、これらの施設が損傷を受けても、当該事業所で対策措置ができるようにする。
- (3) 各事業所において、地震防災応急計画を定める。

#### 2 対策

高圧ガス製造施設は、高圧ガス保安法（以下「法」という。）に定める耐震構造とするほか、過去の震災例に基づき補強対策を実施する。

また、高圧ガス製造設備（貯蔵設備を含む。以下同じ。）の緊急停止や地震発生時の円滑な防災活動に必要なハード、ソフト両面の対策を実施する。

- (1) 高圧ガス製造施設  
ア 貯槽

法に基づく耐震構造とするほか、主配管との接合部には可とう性を持たせ、安全弁等の付属品には十分な補強をする。

また、緊急遮断弁は感震器と連動させる。

#### イ 塔類

法に基づく耐震構造とするほか、主配管との接合部には可とう性を持たせ、液面計等の付属品には十分な補強をする。

#### ウ 圧縮機及びポンプ

本体と駆動部は同一の基礎に乗せ、不等沈下を防止する。

#### エ 配管

機器との接続部や埋設配管の地上立ち上がり部など、強い応力のかかる部分には可とう性を持たせる。

#### オ 防液堤

必要な容量を確保し耐震構造とするほか、配管貫通部が地震動により損傷を受けない構造とする。

#### カ 消火設備

地下水の利用等による水源の分散のほか、配管のループ化を検討する。

また、遠隔操作ができる構造とする。

#### キ 計装関係

自動制御装置及び緊急遮断装置等は、フェイル・セーフ構造とする。

また、操作パネルには、地震時にも操作ができるよう手すり等を設ける。

#### ク 通報設備

緊急時の連絡及び情報の伝達を速やかに実施するため、構内電話、構内放送、無線設備等を設置する。

- (2) 高圧ガス製造施設が被害を受け、ガス漏えい等異常事態が発生した場合には、高圧ガスによる災害の拡大を防止するための適切かつ迅速な緊急措置を実施し、火災、爆発などの二次災害の防止を図ることにより、周辺住民に被害を及ぼさないように努める。

### (3) 地震防災体制の確立

#### ア 防災組織の確立

地震発生後、地震防災本部を設置し、緊急時の指揮命令系統を確保し、地震の規模に応じて、緊急運転、保安防災、避難救護、広報などの地震防災組織を確立する。

#### イ 情報の収集伝達

地震防災本部は、地震発生後、事業所内の被害状況、設備の運転状況を把握するとともに、災害報道などにより、地震の規模、地震地域の全般的被害状況、道路被害状況など必要な情報を収集し、事業所内各部署に伝達する。

また、高圧ガス製造施設の被害状況、災害の発生状況について、消防機関等関係機関に通報する。

#### (4) 高圧ガス製造設備（貯蔵設備を含む。以下同じ。）の運転停止

大規模な地震が発生した場合又は高圧ガス製造設備の安全な運転に影響を及ぼすと判断される場合は、高圧ガス製造設備の運転を緊急停止する。

(5) 高圧ガス製造設備の運転再開のための点検

高圧ガス製造設備の運転を停止した場合には、高圧ガス保安法に定める「定期自主検査」に準ずる詳細点検を実施した後、運転を再開する。

(6) 高圧ガス製造施設の被害状況点検及び応急対策

ア 防災担当及び運転担当は、地震発生後直ちに人身被害、火災、爆発、高圧ガスの大量漏えい等の災害の有無について迅速に一次点検を行い、災害が発生している場合は、災害の拡大防止と安全確保のための防災活動を実施する。

イ 一次点検の結果災害が発生していない場合においても、二次点検としてガスの漏えい点検、運転管理点検、保安設備点検等を実施する。

(7) 広報

地震により災害が発生し、周辺住民その他第三者に被害を及ぼすおそれがある場合又は不安を与えるおそれがある場合には、災害の状況や避難の必要性等について、迅速かつ正確な情報提供を実施する。

### 第3節 毒物劇物取扱施設防災計画

#### 1 基本方針

毒物劇物取扱施設については、その取扱いに係る保健衛生上の危害を防止するために、毒物及び劇物取締法に基づいて、監視指導を行っている。

地震により毒物劇物多量保有施設の損傷があった場合には、周辺地域に重大な影響を及ぼすことになるため災害予防対策を講じさせなければならないが、毒物劇物取扱施設であって、消防法あるいは高圧ガス保安法によって規制を受けている施設については、その法令により災害予防対策が指導されているので、前2法により規制を受けない施設について、立入指導の強化により災害予防対策を推進する。

#### 2 対策

次の事項を重点として立入指導を強化する。

- (1) 毒物劇物屋外貯蔵タンクについては、事故時の流出を防止するため防液堤あるいは貯留槽等の設置を推進する。
- (2) 毒物劇物の貯蔵施設については、可能な限り耐火構造の専用施設とし、やむをえず同一施設内に他の物品と混在する場合は防火区画とする。
- (3) 毒物劇物を貯蔵し、又は保管する施設の表示については、見やすい場所に「保管管理責任者氏名、電話番号等連絡方法」、「医薬用外」・「毒物」、「劇物」等の表示をする。
- (4) 毒物劇物の多量保有施設については、保有する毒物又は劇物に応じた危害防止対策の確立を図る。
- (5) 毒物劇物の保有施設については、応急措置に必要な設備器材等の配備の促進を図る。

(資料)

- ・資料4-2 危険物施設等施設数一覧

## 第7章 産業廃棄物処理対策計画

### 第1節 基本方針

地震の発生によって、産業廃棄物の排出事業者やその処理事業者が保管する産業廃棄物が、保管場所等の場外に流出する場合、周辺に環境汚染等が発生し、環境保全上の重大な被害が生じることが想定される。

こうした事態の発生を未然に防ぐため、平時から産業廃棄物の保管及び処理施設（産業廃棄物の最終処分場を含む。）の維持管理等について指導を行い、産業廃棄物を過剰に、又は長期間保管するなどの不適正な事態が発生しないよう、適切な処理及び保管の推進を図る。

### 第2節 対策

産業廃棄物の処理施設及び保管場所に係る対策として、次の事項について留意し、事業者に指導するよう努める。

- 1 市内で産業廃棄物が過剰に保管されている場所及びその保管状況並びに産業廃棄物が保管されている量等について把握する。
- 2 事業者が行う産業廃棄物の処理及びその保管にあたっては、法令に規定される基準を遵守するよう事業者を指導し、基準に違反している事業者があった場合は、県へ通知し指導を依頼する。
- 3 非常時においては処理施設又は最終処分場等の損壊により、産業廃棄物の処理が停滞することが想定されるため、産業廃棄物が過剰に保管されている場合は、処理の促進を図るよう指導する。
- 4 産業廃棄物を処理及び保管する事業者に対し、地震発生時に産業廃棄物が事業所外に流出しないよう、あらかじめその流出を防止するために必要な措置を講ずるよう指導するとともに、産業廃棄物が流出した際の対策について定めるよう指導する。
- 5 その他

「瀬戸市産業廃棄物等関連施設の運用の指導に関する条例（平成14年条例第13号）」の規定に基づき、必要に応じて事業者に対し報告を求め、又は立入調査を実施する。

## 第 8 章 火災予防対策計画

### 第 1 節 基本方針

都市の過密化、建築物の高層化及び多様化、危険物需要の拡大等により、地震に伴う大規模火災の発生及びこれに伴う多大の人的、物的被害が生じることが予想される。

このため、市は消防力の強化、火災予防のための指導の徹底、危険物等の安全確保に努めるものとする。

### 第 2 節 対策

#### 1 火災予防対策に関する指導

##### (1) 火災予防の徹底

###### ア 一般家庭に対する指導

市は、消防団、婦人（女性）防火クラブ、自治会等各種団体を通じて、一般家庭に対し住宅用火災警報器、消火器具及び消火用水の普及徹底を図るとともに、これら器具等の取扱い方法を指導し、初期消火活動の徹底を図るものとする。

###### イ 防火対象物の防火体制の推進

多数の者が利用する防火対象物については、火災が発生した場合の危険が大きい。このため、市は消防法に規定する防火対象物について、防火管理者を必ず選任させ、消防計画に基づく消火、避難等の訓練の実施、消防用設備等の完全設置を行って当該対象物における防火体制の推進を図るものとする。

###### ウ 立入検査の強化

市は、消防法に規定する立入検査を強化し、防火対象物の用途、地域等に応じ計画的に実施し、常に当該区域内の防火対象物の状況を把握するとともに、火災発生の危険排除に努め、予防対策の万全な指導を行うものとする。

###### エ 危険物等の保全確保の指導

市は、消防法の規制を受ける危険物施設等の所有者、管理者又は占有者に対し、自主保安体制の確立、保安要員の適正配置、危険物取扱従事者等に対する保安教育を計画的に実施し、当該危険物等に対する保安の確保に努めるよう指導するとともに、これら施設等について必要の都度、消防法の規定による立入検査を実施し、災害防止上必要な助言又は指導をするものとする。

なお、市は、火災予防条例に規定されている少量危険物、指定可燃物等の管理及び取扱いについても、所有者に対して同様の措置を講ずるよう指導に努める。

##### (2) 建築同意制度の活用

市は、建築物を新築、増築等、計画の段階で防火の観点からその安全性を確保できるよう消防法第 7 条に基づく建築同意制度の効果的な運用を図るものとする。

#### 2 消防力の整備強化

市は、次により消防力の整備強化に努めるものとする。

##### (1) 消防力の整備強化

市は、消防組織の拡充強化及び消防団員の確保に努めるとともに、広域消防体制

の整備を図るものとする。

## (2) 消防施設等の整備強化

市は、消防機械器具、消防水利施設及び火災通報施設等の整備に努めるとともに、年次計画を立ててその強化を図るものとする。特に、災害時の初期消火活動については、耐震性貯水槽（飲料水兼用型を含む。）、可搬式動力ポンプの整備を進めるものとする。

(資 料)

- ・資料 4 - 2            危険物施設等施設数一覧
- ・資料 6 - 3            消防水利施設設置状況



## 第9章 防災施設等整備計画及び人材の育成等

### 第1節 基本方針

地震災害発生時における応急対策活動等を円滑に実施するためには、防災施設及び災害対策資機材の整備を事前に整備しておくとともに、防災に携わる者に高度な知識、技能を習得させることが肝要である。

### 第2節 対策

#### 1 防災用拠点施設の整備促進

市は、それぞれの所管する施設、設備の被害状況の把握及び応急復旧を行うため、あらかじめ体制・資機材を整備する。特に防災上重要な施設に対しては、早期に復旧できるよう体制等を強化する。

#### 2 防災中枢機能の充実

県、市及び防災関係機関は、保有する施設、設備について、代替エネルギーシステムの活用を含め自家発電設備等の整備を図り、十分な期間の発電が可能となるような燃料の備蓄等に努めるものとする。その際、物資の供給が相当困難な場合を想定した食品、飲料水、燃料等の適切な備蓄・調達・輸送体制の整備、通信途絶時に備えた衛星携帯電話の整備等非常用通信手段の確保に努めるものとする。

特に、市役所本庁舎は、災害対策本部として防災活動の拠点となることから非常用電源の確保等、災害時の拠点・中枢機能維持に必要な施設・設備対策を講じるものとする。

また、県及び市は災害情報を一元的に把握し、共有することができる体制の整備を図り、災害対策本部の機能の充実・強化に努めるものとする。

#### 3 消防施設消防施設、設備等

消防ポンプ自動車、救助・救急用資機材等の消防機械、消火栓、防火水槽、耐震性貯水槽等の消防用水利、火災通報施設その他の消防施設、設備の整備改善並びに性能調査を実施することにより、有事の際の即応体制の確立を期する。

また、地震災害時には、道路等が寸断され、消防ポンプ自動車等の活動が著しく制限されることが想定されるので、自主防災組織等に対する可搬式動力ポンプの整備を促進する。

#### 4 消防の広域化、救急業務実施体制の整備等

大地震に対処するには、防災資機材の整備だけでなく、消防の広域化等、相互応援体制を推進するとともに、救急業務実施体制の一層の充実を図ることが必要である。

#### 5 人材の育成等

市は、防災に携わる者に高度な知識・技能を修得させ、応急対策全般への対応力を高めるため、研修制度・内容の充実を図るとともに、大学の防災に関する講座等との

連携等により、人材の育成を図る。

また、消防職員及び消防団員に対して教育訓練の徹底を図るとともに、企業等における自衛消防隊員にも教育訓練を実施し、その技能向上を図る。

このほか、県及び市は、緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みを平常時から構築することに努める。

## 6 浸水対策用資機材の整備

注意箇所等について具体的な浸水対策工法を検討するとともに、浸水対策活動に必要なくい木、土のう袋、スコップ、かけや等の防災資機材の確保及び整備等に努めるものとする。

## 7 地震計等観測機器の維持・管理

県及び市は、震度観測点の減少等により、震度の分布状況の把握に支障をきたし、初動対応に遅れが生じること等がないように地震計等観測機器の維持・管理に努めるものとする。

## 8 緊急地震速報伝達体制整備

県及び市は、迅速な緊急地震速報の伝達のため、伝達体制及び通信設備等の充実を図るよう努めるものとする。

## 9 防災用拠点施設の屋上番号標示

ヘリコプターからの災害応急活動の効率化を図るため、市役所等防災用拠点施設の屋上番号標示に努めるものとする。

(資料)

- ・資料 2 - 2 愛知県内広域消防相互応援協定
- ・資料 2 - 3 隣接市町との消防相互応援協定締結状況
- ・資料 2 - 1 0 災害時における情報及び救助作業等応急措置用資機材の提供並びに燃料油類の供給に関する協定
- ・資料 6 - 1 災害対策用備蓄資機材等
- ・資料 6 - 3 消防水利施設設置状況
- ・資料 6 - 8 防災用機

# 第3編 災害応急対策計画

大規模な地震が発生した場合においては、被害の拡大を防御し、又は応急的救助等を行うため市及び防災関係機関は、応急対策の万全を期するものとする。

## 第1章 地震情報等の伝達計画

### 第1節 基本方針

地震情報等を迅速かつ的確に伝達するため、関係機関の有機的連携のもとに、その方法及び組織、情報の発表基準等について適切に定める。

### 第2節 対策

#### 1 情報等の種類・発表基準等

##### (1) 気象庁及び名古屋地方気象台が発表する情報等

###### ア 緊急地震速報の発表等

気象庁は、最大震度5弱以上を予想した場合、または長周期地震動階級3以上を予想した場合に、震度4以上を予想した地域、または長周期地震動階級3以上を予想した地域に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。

また、最大震度3以上又はマグニチュード3.5以上と予想される場合、または長周期地震動階級1以上を予想した場合に緊急地震速報（予報）を発表する。

なお、緊急地震速報（警報）のうち予想震度が6弱以上または長周期地震動階級4を特別警報に位置付けている。

注）緊急地震速報（警報）は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震による強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報である。このため、内陸の浅い場所で地震が発生した場合、震源に近い場所では強い揺れの到達に原理的に間に合わないことがある。

地震動警報体系

特別警報 震度6弱以上 または長周期地震動階級4	緊急地震速報 (警報)
警報 震度5弱以上 または長周期地震動階級3以上	
予報 震度3以上 または、M3.5以上 もしくは長周期地震動階級1以上	緊急地震速報 (予報)

#### イ 地震情報の種類、発表基準と内容

地震情報	発表基準	内容
------	------	----

の種類		
震度速報	・震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を188地域に区分）と地震の揺れの検知時刻を速報。
震源に関する情報	・震度3以上 （津波警報または注意報を 発表した場合は発表しない）	「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。
震源・震度情報	・震度1以上 ・津波警報・注意報発表または若干の海面変動が予想された時 ・緊急地震速報（警報）発表時	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度1以上を観測した地点と観測した震度を発表。それに加えて、震度3以上を観測した地域名と市町村毎の観測した震度を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村・地点名を発表。
推計震度分布図	・震度5弱以上	観測した各地の震度データ等をもとに、250m四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表。
長周期地震動に関する観測情報	・震度1以上を観測した地震のうち長周期地震動階級1以上を観測した場合	地域毎の震度の最大値・長周期地震動階級の最大値のほか、地点毎に、長周期地震動階級や長周期地震動の周期別階級等を発表。
遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等※ ・マグニチュード7.0以上 ・都市部等、著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合 ※国外で発生した大規模噴火を覚知した場合にも発表することがある	地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を概ね30分以内に発表。※ 日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表。 ※国外で発生した大規模噴火を覚知した場合は1時間半～2時間程度で発表
その他の情報	・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合等	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表。

ウ 上記地震情報以外に、名古屋地方気象台が発表している情報。

(ア) 地震解説資料

県内で震度4以上の揺れを観測したとき、または県内の沿岸に対して津波注意報以上が発表されたとき。

(イ) 県内地震活動図

地震及び津波に係る活動を月毎に作成する。

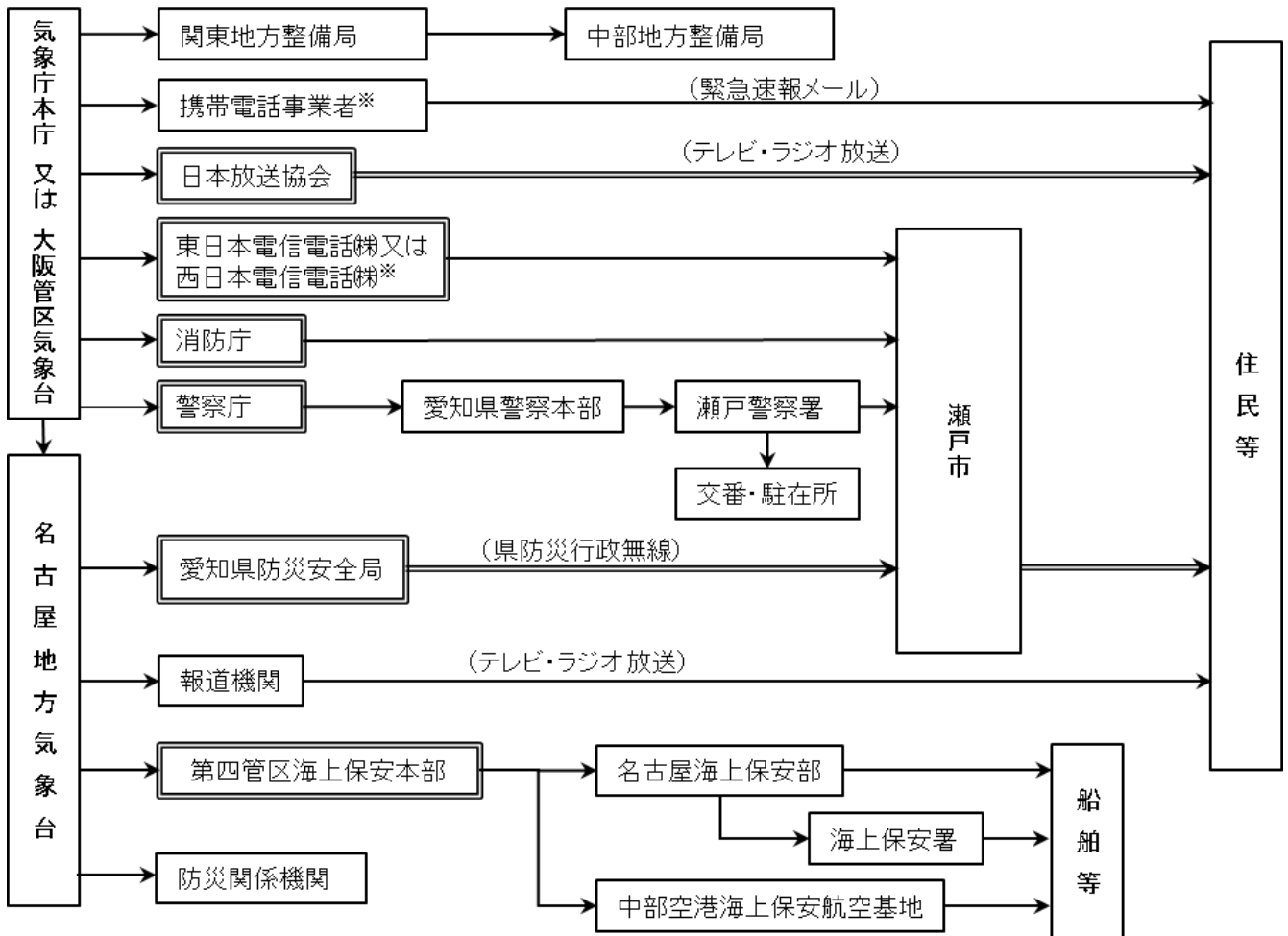
(2) 震度情報ネットワークシステムにより収集した震度情報

震度情報ネットワークシステムにより計測した震度情報については、県防災安全局災害対策課において収集し、名古屋地方気象台及び県内市町村に伝達される。な

お、震度3以上を計測した場合は、県警察にも伝達される。また、気象庁又は名古屋地方気象台から伝達された情報は、県防災安全局災害対策課が受領し、関係市町村に通知される。

## 2 地震情報等の伝達系統図

市は、広報車等により市民に伝達する。また、消防団等防災関係機関及び連合自治会等を通じて伝達の徹底を図る。



※ 緊急速報メールは、大津波警報・津波警報が発表されたときに、気象庁から携帯電話事業者を通じて関係するエリアに配信される。

注) 二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号の規定に基づく法定伝達先。

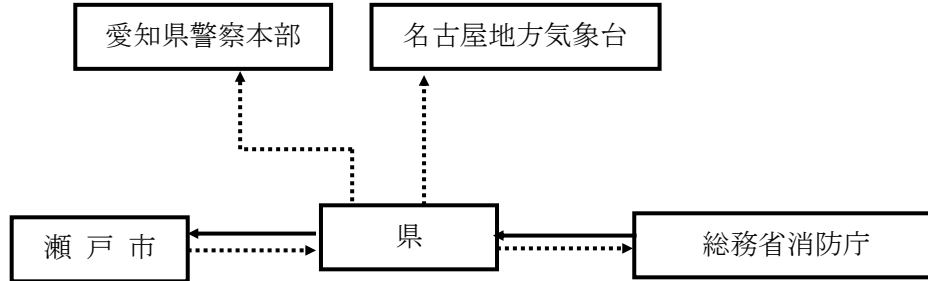
注) 二重線の経路は、気象業務法第15条の2によって、特別警報の通知もしくは周知の措置が義務づけられている伝達経路。

## 3 情報の伝達

震度情報ネットワークシステムにより収集した震度情報については、次の伝達系統図のとおりとする。

→	県・消防庁に集まった震度情報の流れ
····→	市町村で計測した震度情報の流れ

【 震度情報の伝達系統図 】



(1) 情報の発表基準

地震情報 : 震度3以上の地震が観測されたときで、市内で被害が発生したと推定される地震

(2) 市における情報の伝達

- ア 市長は、情報等の受領に当たっては、関係部課に周知徹底できるよう、あらかじめ情報等の内部伝達組織を整備しておく。
- イ 情報等の伝達を受けた場合、速やかにその内容に応じた適切な措置を講ずるとともに、必要により市民、学校、その他関係先に所要の連絡を行う。

4 その他防災関係機関における措置

中部地方整備局及び県は、大規模な土砂災害（河道閉鎖による土石流・湛水、地すべりなど）が急迫した場合は、緊急調査を実施し、その結果を土砂災害緊急情報として関係市町村へ通知することにより、市町村の警戒避難体制を支援する。

(資料)

- ・ 資料8-4 緊急地震速報や震度情報で用いる区域の名称
- ・ 資料8-7 気象庁震度階級

## 第2章 災害救助法の適用

### 第1節 基本方針

災害救助法の適用は、市町村の区域を単位として、住家の滅失が一定規模以上であることと、多数の者が生命及び身体に危害を受け、あるいは受けるおそれが生じた場合であること、被災者が現に救助を要する状態にあるとき知事が災害救助法を適用する。

### 第2節 適用基準

本市の場合、災害の被害状況が次の適用基準のうち、いずれかに達したとき、市長は直ちに知事に対し災害救助法の適用を要請するものとする。

- 1 市内の全壊、全焼、流出等による住家の滅失した世帯数が100世帯以上に達したとき。
- 2 被害世帯数が1の基準に達しないが、県下の被害世帯数が2,500世帯以上で、市の被害世帯数が50世帯以上に達したとき。
- 3 被害世帯数が1又は2の基準に達しないが、県下の被害世帯数が12,000世帯以上に達した場合であって、市の被害世帯数が特に救助を必要とする状況にあるとき。
- 4 市の被害世帯数は1、2及び3の基準に該当しないが、災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合で、かつ多数の住家が滅失した場合又は多数の者が生命、身体に危害を受け、あるいは受けるおそれが生じた場合。

ただし、厚生労働大臣に事前協議を要する。

### 第3節 被害世帯の算定

住家の被害程度は、住家の滅失した世帯即ち全壊、全焼、流出等の世帯を標準とし、住家が半壊、半焼等著しく損傷した世帯については、滅失世帯の2分の1世帯、床上浸水又は土砂のたい積等により一時的に居住不能にあつては、滅失世帯の3分の1とみなして適用基準上換算して取扱うことになっている。

### 第4節 救助の種類及び期間

災害救助法に基づく救助の種類及び期間は次のとおりである。

- 1 収容施設の供与
  - (1) 避難所の設置 災害発生の日から 7日以内
  - (2) 応急仮設住宅の供与 工事完了の日から 2年以内
- 2 炊出しその他による食品の供与 災害発生の日から 7日以内

3	飲料水の供給	災害発生の日から	7日以内
4	被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	災害発生の日から	10日以内
5	医療及び助産		
	(1) 医療	災害発生の日から	14日以内
	(2) 助産	分べんした日から	7日以内
6	被災者の救出	災害発生の日から	3日以内
7	被災住宅の応急修理	災害発生の日から	1か月以内
8	学用品の給与		
	(1) 教科書	災害発生の日から	1か月以内
	(2) 文房具及び通学用品	災害発生の日から	15日以内
9	埋葬	災害発生の日から	10日以内
10	死体の捜索	災害発生の日から	10日以内
11	死体の処理	災害発生の日から	10日以内
12	土石・竹木等障害物の除去	災害発生の日から	10日以内

※ 救助期間については、これにより難い特別の事情がある場合、事前に内閣総理大臣の承認を得て延長することができる。

#### 第5節 市長への委任等

災害救助法が適用された場合における同法に基づく救助は、県が実施機関となり、市はその補助機関として行うことになるが、県が救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、災害救助法第30条第1項及び同法施行令第23条第1項の規定により市が行うこととする事務の内容及び市が当該事務を行うこととする機関を市に通知することとし、この場合においては事務の内容及び市が当該事務を行うこととする期間を市に通知することとし、この場合において市は当該期間において当該事務を行わなければならないこととなる。



## 第3章 消防活動に関する計画

### 第1節 基本方針

#### 1 活動方針

大地震発生時には、火災の多発により極めて大きな人命危険が予想されるので、消防団員はもとより、市民、事業者をあげて出火防止と初期消火を行うとともに、消防機関は、関係消防機関と連携を保ちつつ、その全機能をあげて避難の安全確保をはじめ、重要な地域、対象物の防御と救助、救急並びに地震による水災の防御等にあたり、激甚な大規模災害等から市民の生命、身体及び財産を保護する。

また、広域的な消防部隊の応援要請を行う必要が生じた場合は、近隣市町村との「消防相互応援協定」、「愛知県内広域消防相互応援協定」、「愛知県消防広域応援基本計画」及び「東海環状自動車道における消防相互応援協定」等の定めるところにより、相互応援を行うものとし、それでも十分な対応がとれないときは、緊急消防援助隊の要請を行うなど、全国的な消防応援体制の充実を図る。

(資料)

- ・資料2-2 愛知県内広域消防相互応援協定
- ・資料2-3 隣接市町との消防相互応援協定締結状況
- ・資料2-5 愛知県下高速道路における消防相互応援協定

#### 2 計画目標

地震による災害は、地震そのものの強さやその他の条件によって大小様々であるので、被害発生規模により物的被害の軽減から人命の安全確保まで、段階的に防御対象と範囲を定め、最も効率的な被害軽減を目標として計画する。なお、激甚な大規模災害が発生した場合、消火栓の使用不能、道路寸断等により、早期に消防力が投入できないことも考えられるため、そうしたことを踏まえた防御計画とする。

- (1) 火災が比較的少ない場合は、すべての火災に出動し、全火災を鎮圧する。
- (2) 火災が多い場合は、重要地域及び重要対象物を優先的に防護する。
- (3) 火災が著しく多発し、最悪の条件下においては、避難路等の確保により、人命の安全確保を第一義とする。

### 第2節 対策

消防本部では、発災時において市民や事業所に出火防止と初期消火の徹底を期するようあらゆる手段をもって呼びかけを行うとともに、消防団を含めてその全機能をあげて避難の安全確保及び延焼拡大防止を行うものであるが、特に市民に与える影響の重要度合等を考慮し、災害事象に対応した防御活動を展開し、大震災火災から市民の生命、身体及び財産を保護する。

なお、激甚な大規模災害が発生した場合、地域によっては、早期に消防力が投入できないことも考えられるため、地域住民が容易に使用できる消火、救急救助資機材等の整備を検討する。

## 1 大震火災防御計画の推進

### (1) 防御方針

- ア 火災発生が少ないと判断したときは、積極的な防御を行い、一挙に鎮滅を図る。
- イ 火災件数が消防力を上回るような場合は、重要かつ消火効果の大きい火災を優先的に防御する。
- ウ 火災が随所に発生し、消防隊個々の防御では効果を取れ得ない場合は、部隊を集中して人命の確保と最重要地域の確保防御にあたる。
- エ 火災が著しく多発し、住民の生命に危険を及ぼすことが予想される場合は、全力を尽くして避難者の安全確保及び防御に当たる。
- オ 多数の人命救助事象が発生した場合は、火災状況により優先的にこれを実施する。
- カ 火災及び水災等の災害が同時に発生した場合は、原則として火災防御を優先する。

### (2) 重要対象物の指定

消防長は、避難者の収容施設、救援物資の集積場所、救護施設、応急復旧に直接必要な災害対策の中核機関、市民生活に直接影響を及ぼす公共施設等を地震時における重要対象物として指定する。

### (3) 延焼阻止線

延焼阻止線は、火災発生地域の延焼火災及び消火不能地域からの延焼拡大した火災を延焼阻止効果のある所で集中的に防御し、阻止しようとするもので、地形地物、空地、水利の状況と動員部隊とを勘案して予定する。

### (4) 避難地・避難路

避難地は、市が指定した「避難場所」とする。また、避難場所に通じる主要道路を一応避難路とするが、防御の重点については、河川に面した所は橋梁付近、その他の地点については避難上特に障害が予想され、混乱を生ずると思われる地点とする。

### (5) 消防活動計画図の作成

消防活動計画図は部隊運用の基本をなすもので、危険区域、木造住宅の密集状況、通行可能道路、延焼阻止線、避難地、避難路などを調査し、内部において調整検討を行い作成するものとする。

### (6) 部隊運用要領

#### ア 消防の組織

##### (ア) 消防部の設置

大地震の発生により火災等の災害発生が予測された場合は、平常の事務を一時停止して、災害対策本部の消防部組織の中に地震対策警防本部

を設置し災害の活動に専念する。

(イ) 消防団本部の設置

消防団長は、地震対策警防本部の中に消防団本部を設け、所属団員を指揮して所轄区域内の消防団活動に当たる。

イ 消防部の部隊運用要領

(ア) 重要な地域の火災を重点とした部隊運用を図る。

(イ) 避難命令が出された場合は、人命の安全確保のための避難路確保に万全を尽くした部隊運用を努める。

## 2 消防団活動

消防団は地域に密着した防災機関として、出火防止をはじめとする住民指導及び現有装備を活用して延焼火災その他災害の防御に当たるものとする。

(1) 出火防止

発災と同時に居住地付近の住民に対し、出火防止を広報するとともに、出火した場合は住民を指導、励まして初期消火の徹底を図る。

(2) 消火活動

消防本部消防部隊が出動不能又は困難な地域における消火活動、あるいは主要避難路確保のため消火活動を単独若しくは消防部隊と協力して行う。

(3) 消防部隊の応援

消防部隊の予備車の応援要員として消火活動に従事するとともに、道路障害の排除及び消防部隊の誘導に当たる。

(4) 救助救急

要救助者の救助救出と負傷者に対しては、止血その他の応急処置を行い、安全な場所へ搬送を行う。

(5) 避難方向の指示

避難の指示等がなされた場合は、これを住民に伝達するとともに、関係機関と連絡をとりながら火勢の状況等の正しい情報に基づき、住民に安全な方向を指示する。

## 第4章 浸水対策計画

### 第1節 基本方針

市は、堤防の崩壊・亀裂、ため池、水路等の損壊による浸水のおそれがある場合又は浸水による水災に対し、水防上必要な警戒活動、広報活動、応急復旧活動を適切に実施し、氾濫水による被害の拡大防止に努める。

### 第2節 対策

#### 1 監視及び警戒活動

地震の警戒宣言が発令されたとき又はこれに起因する災害が発生した場合は、直ちに河川、ため池、水路等を巡視し、既往の危険箇所、被害箇所、その他重要箇所の監視及び警戒に当たるものとする。

#### 2 浸水対策用資機材の準備

市は、市域内における浸水対策を十分果たせるよう水防等浸水対策用倉庫等の設備及び浸水対策用資機材を整備するとともに、資機材の緊急調達の方法について、あらかじめ定めておくものとする。

#### 3 漏水及び溢水防止の応急復旧活動

各管理者は、堤防、水門、樋門、ため池等の被害状況を確認し、必要に応じて応急復旧対策を実施するほか、被害状況に応じて可搬式ポンプによる応急排水を実施する。

(資料)

- ・資料4-10 重要水防箇所及び防災重点農業用ため池

## 第5章 地域安全・交通・緊急輸送対策

### 第1節 地域安全対策

#### 1 県警察の措置

##### (1) 社会秩序の維持対策

ア 避難後の住宅密集地域、避難場所、食品倉庫、金融機関等の防犯対象及び各種犯罪の多発地域等については、重点的に警ら警戒、広報活動を強化し、各種犯罪の未然防止に努める。

イ 地域防犯団体等に対して、火災及び盗難の予防、交通整理、関係機関が行う諸活動の補助、情報の伝達に関する事項等について協力を要請する。

ウ 災害に便乗した犯罪、生活必需物資等の欠乏に伴う悪質業者の買い占め、売り惜しみ、暴利販売等については取締りを強化する。

エ 災害に便乗したサイバー攻撃に関する情報収集及び県民に対する適切な情報提供を行うなど社会的混乱の抑制に努める。

##### (2) 広報、相談活動

###### ア 広報活動

被災者の不安を解消し、混乱を防止するため、被害の規模・区域、火災の発生・延焼状況、避難場所、避難経路、救護所の設置場所、交通規制状況等について積極的な広報活動を行う。

###### イ 相談活動

警察本部、警察署に被害相談窓口を開設し、又は避難所等を訪問しての各種相談活動を推進する。

###### ウ 行方不明者発見・保護活動

行方不明者を早期に発見・保護するための活動拠点として、警察署に行方不明者相談窓口を設置する。

#### 2 市の措置

市は、県警察の実施する地域安全活動に対し、積極的に協力する。

### 第2節 交通対策

#### 1 基本方針

大地震が発生した場合、災害対策基本法、道路法及び道路交通法の定めるところにより、警察及び道路管理者は、一般交通の安全と災害対策に必要な緊急通行を確保するため、歩行者又は車両等の通行を禁止、あるいは制限する。

#### 2 対策

- (1) 大地震が発生した場合、第1次的には、その直後において緊急の措置として、市幹線道路のうち必要な道路について、緊急自動車及び緊急通行車両であるとの確認を受けた車両（以下「緊急通行車両等」という。）以外の車両の全方向への通行を禁止する。

第2次的には、被害状況に応じ第1次的交通規制を解除して、路線別、車種・用途別又は時間別の車両（緊急通行車両等を除く。）の通行を禁止し、又は制限する。

- (2) (1)により規制を受ける以外の道路については、その道路状況により通行を禁止し、又は制限する。
- (3) 上記(1)～(2)の措置をとった場合は、避難者、運転者に対し、適時適切な広報を行う。やむを得ず道路上に車両を置いて避難するときは、道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを止め、エンジンキーは付けたままとするか運転席などの車内の分かりやすい場所に置いておくこととし、窓を閉め、ドアはロックしないこと。また、警察官又は道路管理者の命令や指示を受けたときは、その命令や指示に従って車両を移動等すること。
- (4) 車両の通行を禁止し、又は制限する場合には、できるだけ道路管理者及び関係機関が相互に密接な連絡を保ち、適切な交通規制を行うようにする。
- (5) 交通規制のため、車両が滞留し、その場で長時間停止することとなった場合は、関係機関が協力し、必要な対策を講ずるものとする。
- (6) 消防吏員及び自衛官は、警察官がその場にはいない場合に限り、それぞれの緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、緊急交通路において災害対策基本法第76条の3の規定により緊急通行車両の通行の妨害となる車両その他の物件に対して必要な措置をとることができる。なお、当該措置をした場合には、その内容等を瀬戸警察署長に通知するものとする。

### 第3節 緊急輸送道路の確保及び道路施設対策

#### 1 基本方針

大地震が発生した場合、路面の陥没・亀裂、橋梁・電柱・街路樹・沿道建築物等の倒壊、火災、地下埋設物の破損等により、一般道路においても避難する車両や人が殺到して交通マヒになることが予想されるため、各道路管理者及び関係機関が相互に協力して、適切な交通規制を実施し、交通混乱の防止あるいは重点的な応急復旧作業を行い、避難救出、救援物資の輸送、警察、消防活動が行えるよう道路交通の確保を図る。

#### 2 対策

- (1) 市は、速やかに応急復旧作業体制を確保し、次の順位で、災害の態様と緊急度に応じて、各道路管理者と連携のもとに機能の確保を図る。

##### ア 第1次緊急輸送道路

一般国道を中心に、人口集中地域への重要な基幹輸送道路

##### イ 第2次緊急輸送道路

市役所などへの導入幹線輸送道路

##### ウ その他の道路施設

救援物資等の備蓄地又は集積地などへの導入幹線輸送道路

- (2) 道路被害情報の収集及び関係機関との情報共有

ア 巡視等の実施により、被害状況・情報及び交通状況を速やかに把握する。

イ 道路情報システムの活用により、関係機関との間で情報共有を行う。

(3) 道路・橋梁等の緊急復旧、緊急輸送道路の機能確保

ア 道路・橋梁等の応急復旧計画を樹立して緊急復旧に努める。

イ 市が管理する道路における緊急輸送道路指定路線について、障害物の除去、応急復旧等を行い、道路機能を確保する。

また、南海トラフ地震の発生時においては、「南海トラフ地震における愛知県広域受援計画」に定めるタイムラインに留意する。

(4) 情報の提供

緊急輸送道路の確保状況、通行規制、迂回路等の情報について関係機関、道路利用者等に対して情報提供を行う。

### 3 応援協力関係

市は、道路等の応急復旧工事を市内建設業者に応援依頼する。また、応急復旧工事の実施が困難な場合は、県へ要員の確保についての応援を要求する。

(資料)

- ・資料 5 - 4 緊急輸送道路
- ・資料 7 - 1 緊急維持修繕工事協定締結業者一覧

## 第6章 鉄道施設対策計画

### 第1節 基本方針

非常災害に際して、その被害状況を的確に把握し、旅客等の救護・誘導並びに被害箇所への早期復旧を図り、輸送機能の確保に努める。

### 第2節 対策

#### 1 災害対策本部の設置

災害が発生したときは、その被害の規模に応じて災害対策本部を設けるとともに、関係機関に連絡通報を行い、速やかに応急対策を実施する。

#### 2 応急措置

##### (1) 乗務員関係

ア 地震等による異常を感知したときは、高い盛土区間、深い切取区間、橋梁の上等危険と思われる箇所を避けて、速やかに列車を停車させる。

イ 異常を認めたときは、駅又は運転指令へ連絡をする。

ウ 旅客に対して乗務員の指示誘導に従うよう案内する。

エ 沉着かつ適切な判断に基づいて、旅客の救護・誘導を行う。

##### (2) 駅関係

ア 地震等による異常を認めたときは、列車の停止手配をとるとともに、列車の出発を見合わせる。

イ 運転指令と連絡のうえ、列車の運転に必要な事項を乗務員に指示、伝達する。

ウ 駅周辺及び沿線の被害状況等の把握に努め、旅客等に周知する。

エ 旅客等に対して、駅員の指示に従うよう案内する。

オ 避難口の状況、落下物についての注意を与え、かつ救護誘導を行って、混乱の防止に努める。

##### (3) 諸施設関係

ア 地震等の被害が発生したとき又は発生したと思われるときには、マニュアルにより諸施設の担当係員が点検、巡回、警備を行う。

イ 被害が発生したときは、速やかに応急復旧にかかるが、被害の状況によっては、当該係員のほか、外注工事を行って早期復旧に努める。

ウ 応急復旧資材の管理点検は、定期的に行う。



## 第7章 電力施設対策計画

### 第1節 予想される被害状況等

#### 1 発電設備

地震動等により電力設備破損の被害が予想される。

#### 2 送配電設備

架空送電線は地盤沈下などにより、鉄塔の傾斜や電線の振動による断混線などの被害を受ける。配電線は、網状に施設してあるので地盤変形あるいは一般家屋の倒壊火災等による被害を受ける。

### 第2節 基本方針

被害復旧対策にとって必要不可欠な条件となっている電力を円滑に供給するため、発生後は被害状況を早期的確に把握し、要員及び資機材を確保するとともに、機動力を発揮し応急復旧を迅速に実施するものとする。

### 第3節 対策

#### 1 非常災害対策本部の設置

大地震が発生した場合には電力会社は、非常体制を発令し、非常災害対策本部を設置する。

#### 2 情報の収集と伝達

非常災害対策本部は、通信の確保を図り、情報の収集と伝達を行う。通信方法は、社内電話、加入電話、移動無線等の施設を利用する。

#### 3 災害時における危険防止措置

災害時において危険があると認められるときは、直ちに当該範囲に対し送電遮断等の適切な危険予防措置を講ずる。

#### 4 復旧方法

##### (1) 優先的に復旧する設備、施設

##### ア 供給側

送変電設備

##### イ 需要側

人命に関わる病院

災害復旧の中核となる災害対策本部、官庁、警察、ガス、水道、交通、通信などの機関

民心の安定に寄与する報道機関、避難施

##### (2) 復旧方法

##### ア 発電設備

変電所は、重要度、被害状況等を勘案して早期復旧を図る  
イ 送配電設備

被害を受けた線路の重要度、被害状況等を勘案し、保安上支障のない限り、仮設、他ルートからの送電、移動用発電機の利用等で順次送電区域を拡大しながら早期復旧を図る。

## 5 要員及び資機材等の確保

### (1) 要員の確保

発災後、復旧要員を確保するとともに必要に応じ、電力広域的運営推進機関と協調すると共に、請負会社等及び他電力会社へ応援を依頼する。

### (2) 資機材の確保

発災後、復旧資機材が不足する場合は、電力広域的運営推進機関と協調すると共に他電力会社へ融通を依頼する。

## 6 広報サービス態勢

### (1) 需要側に対する広報サービス

ア 災害時におけるPR

電気の復旧状況、公衆感電事故防止PRを主体とした広報PRを広報車及びテレビ、ラジオ、Webサイト等の広報機関その他を通じてPRする。

イ 臨時電気相談窓口の設置

被災地域における需要家の電気相談及び公衆感電事故防止を図るため、臨時電気相談窓口の設置を検討・実施する。

### (2) 地域防災機関との協調

地域復旧体制への協力と被害状況の把握のため地域防災機関へ要員を派遣し、連携の緊密化を図る。

(資料)

- ・資料2-29 災害時における電気の保安に関する協定
- ・資料7-5 電気工事業者一覧

## 第8章 ガス施設対策計画

### 第1節 予想されるガス供給施設の被害状況等

#### 1 高圧・中圧A導管

溶接鋼管を使用しているため、相当の地震に耐えることができず、被害の発生する可能性は少ない。

#### 2 中圧B・低圧導管

液状化現象などが発生する地域では、低圧導管のうち小口径ねじ接合鋼管等の一部で被害の発生が想定される。

直下型地震が発生した場合には、活断層付近や大規模な液状化現象等が発生する地域において、低圧導管を中心に被害の発生が考えられる。

### 第2節 基本方針

ガス供給施設に甚大な被害を受けた場合、的確な情報の把握により災害規模を迅速に総合判断し、被災地域へのガスの供給を停止して、二次災害の防止を図るとともに、早期復旧を実施し、さらに被災地以外への可能な限り、ガスの供給を継続する。

### 第3節 対策

#### 1 情報の収集

災害対策本部を設置し、供給区域内の主要点の地震計情報を速やかに入手し、地震の規模、被害程度を推定するとともに、導管網の主要地点における供給圧力の変化、移動無線車及び各事業所からの需要家等の被害状況、漏洩通報等の情報に加え、関係諸官庁、報道機関の情報を得て、総合的に被害程度を把握する。

#### 2 ガスの供給停止

導管等のガス施設の被害箇所付近では、必要に応じて供給停止を行う。また、建物倒壊、火災発生、地盤崩壊等により被害が集中して発生する地域においては、低圧ブロック単位での供給停止を行う。さらに、被害が著しく集中している地域では、広域的な中圧ブロック単位で供給停止を行い、二次災害の防止を図る。

#### 3 緊急動員

ガス会社は、地震発生後、速やかに災害対策本部等を設置する。緊急動員については、災害対策規程等に定める動員体制によって行う。

#### 4 応急復旧作業

供給を一時停止した地域に対しては、直ちに次の順序で復旧する。

- (1) 需要家のメーターコックの閉止の確認
- (2) 導管の被害箇所の調査及び修理
- (3) 需要家の内管、消費機器の被害箇所の調査及び修理
- (4) 需要家の開栓、試点火

## 5 広報活動

ガス施設の被害状況、ガス供給停止のお知らせ、復旧の見通し、ガス使用上の注意、マイコンメーターの復帰方法等を広報車等により周知、さらに報道機関を通じて呼び掛ける。

## 第9章 上水道対策計画

### 第1節 予想される被害状況等

大規模地震においては、軟弱地盤に埋設された管路（導水管、送水管、配水管、給水管）は多数の折損、破裂、継手の離脱が生じ、一般地盤においても強度が低下している塩化ビニール管等の老朽管について折損、破裂が生じ、多数の世帯で給水不能に陥ることが予想される。

また、直下型の激甚な大規模地震においては、浄水場等の構造物については、地震力あるいは地盤変状により被害を受け、給水への支障が生じ、管路については耐震機能の無い配管の抜け出し、管自体の折損及び伸縮継手の損傷等の被害が生じることが予想される。

### 第2節 基本方針

水道施設の被災により、水道の給水機能を継続できなくなった場合は、住民が必要とする最小限の飲料水を応急給水する必要がある。

断水が長時間にわたると住民生活に重大な影響を与えるので、被害施設を短期間に復旧するため取水、導水並びに浄水施設の十分な機能を確保し、浄水場から主要給水所に至る送配水幹線を最優先として配水本管、配水支管、給水装置の順に復旧を進め、給水の再開に努める。なお、給水拠点までの各管路も最優先管路として復旧する。

また、この応急給水及び施設復旧は被災規模に応じた迅速な対応が行えるように支援体制を確立する。

### 第3節 対策

#### 1 支援体制

水道事業者（市長）は、施設の復旧が困難な場合や水道資材が不足する場合は、近隣水道事業者あるいは公益社団法人日本水道協会へ応援または資材調達を要請し、要請を受けた市町村あるいは県は、これらに積極的に協力する。この協力は「水道災害相互応援に関する覚書」に基づいて行うものとする。

#### 2 配水管設備破損の場合

応急修理により給水を開始するほか、仕切弁操作により他系統の配水管からの給水を図る。

#### 3 その他

- (1) 水道工事業者等と連絡を密にして、災害時の緊急体制を整備しておく。
- (2) 仮配管などの必要性から水道資材の調達先を平素から調査しておく。
- (3) 近隣の上水道の配水管等と相互に連絡して、早期部分給水を配慮する。

(資 料)

- ・資料 2 - 6 水道災害相互応援に関する覚書
- ・資料 5 - 6 飲料水取水箇所・飲料水兼用耐震性貯水槽
- ・資料 7 - 2 水道施設緊急修繕工事協力締結業者一覧

## 第 10 章 下水道対策計画

### 第 1 節 予想される被害状況等

大規模地震では、軟弱地盤に古くから埋設されている小口径の下水管渠については、地盤の変動、不等沈下、亀裂等により損傷を生ずることが想定される。

電源が停止した時には、自家発電装置に切替え、応急的に運転も可能であるが、送電が遅れるとその機能を十分に発揮し得ない状態となることが想定される。

直下型等の地震動が大きな地震においては、特に地盤の液状化や側方流動により、終末処理場も被害を受け、下水処理機能に影響する可能性も考えられるが、特に排水機能の被害については、住民生活に多大な影響を及ぼすばかりか、衛生的にも悪い状態を招くことが予想される。

### 第 2 節 基本方針

下水管渠、ポンプ場、終末処理場の被害に対して、機能回復を図るための応急措置を講ずる。特に住民生活に多大な影響を及ぼす排水機能について優先的に応急復旧させるものとする。

### 第 3 節 対策

下水道管理者は、災害の発生時において、公共下水道の構造等を勘案して、速やかに、公共下水道の巡視を行い、損傷その他の異状があることを把握したときは、次の措置を講ずる。

#### 1 下水管渠

管渠、マンホール内部の土砂の浚渫、止水バンドによる圧送管の止水、可搬式ポンプによる下水の送水、仮水路、仮管渠の設置等を行い排水機能の回復に努める。

#### 2 ポンプ場、終末処理場

各施設の被害状況に応じて、関係機関に情報伝達のうえ緊急措置を講ずる。停電、断水等による二次的な被害に対しても速やかに対応ができるように努める。

また、終末処理場等が被害を受け、排水機能や処理機能に影響が出た場合は、まず、市街地から下水を排除させるため、仮設ポンプ施設や仮管渠等を設置し、排水機能の応急復旧を図る。

次に、周辺の水環境への汚濁負荷を最小限にとどめるため、処理場内の使用可能な池等を沈殿池や塩素消毒池に転用する等により、簡易処理を弾力的に行うとともに、早急に高度処理機能の回復に努める。

(資料)

- ・資料 7-3 下水道施設緊急修繕工事協力業者一覧

# 第 1 1 章 危険性物質対策計画

## 第 1 節 危険物施設対策計画

### 1 基本方針

地震により危険物施設が被害を受け、又は危険物の流出その他の事故が発生した場合は、災害の拡大を防止し被害の軽減を図るため、適切かつ迅速な防災活動を実施し、事業所の周辺住民に被害を及ぼさないように努める。

### 2 対策

#### (1) 防災要員の確保

事業所の管理者等は、地震発生後直ちに地震に関する情報を収集し、関係者に伝達するとともに、防災要員を確保する。

#### (2) 応急点検及び応急措置

事業所の管理者等は、危険物施設の実態に応じ、危険物の流出又は出火等のおそれのある作業を緊急に停止するとともに、施設の応急点検を行い、被害状況を把握する。

また、危険物施設が被害を受け、又は危険物の流出その他の事故が発生した場合は、災害の拡大を防止するための応急措置を講ずるとともに、直ちに警察及び消防機関等へ通報する。

#### (3) 情報の提供及び広報

事業所の管理者等は、地震による災害が発生し、事業所の周辺に被害を及ぼすおそれが生じた場合は、周辺住民に対し、災害の状況及び避難の必要性等に関する正確な情報を速やかに提供するとともに、いたずらに住民の不安を増大させないための災害広報活動を積極的に行う。

## 第 2 節 高圧ガス貯蔵所対策計画

### 1 予想される被害・状況等

高圧ガス製造施設（貯蔵所を含む。以下同じ。）は十分な耐震設計がされており、過去の震災例からみて大規模な被害を受ける可能性は少ないと考えられる。

しかし、液状化現象などにより、配管、弁類等が損傷を受け、ガス漏えい等の異常事態が発生することも予想される。

### 2 基本方針

高圧ガス製造施設が被害を受け、ガス漏えい等異常事態が発生した場合には、高圧ガスによる災害の拡大を防止するための適切かつ迅速な緊急措置を実施し、火災、爆発などの二次災害の防止を図ることにより、周辺住民に被害を及ぼさないように努める。



### 3 対策

#### (1) 地震防災体制の確立

##### ア 防災組織の確立

地震発生後、地震防災本部を設置し、緊急時の指揮命令系統を確保し、地震の規模に応じて、緊急運転、保安防災、避難救護、広報などの地震防災組織を確立する。

##### イ 情報の収集伝達

地震防災本部は、地震発生後、事業所内の被害状況、設備の運転状況を把握するとともに、災害報道などにより、地震の規模、地震地域の全般的被害状況、道路被害状況など必要な情報を収集し、事業所内各部署に伝達する。

#### (2) 高圧ガス製造設備（貯蔵設備を含む。以下同じ。）の運転停止

震度5弱以上の地震が発生した場合又は高圧ガス製造設備の安全な運転に影響を及ぼすと判断される場合は、高圧ガス製造設備の運転を緊急停止する。

#### (3) 高圧ガス製造設備の運転再開のための点検

高圧ガス製造設備の運転を停止した場合には、高圧ガス取締法に定める「定期自主検査」に準ずる詳細点検を実施した後に、運転を再開する。

#### (4) 高圧ガス製造施設の被害状況点検及び応急対策

ア 防災担当及び運転担当は、地震発生後直ちに人身被害、火災、爆発、高圧ガスの大量漏えい等の災害の有無について迅速に一次点検を行い、災害が発生している場合は、災害の拡大防止と安全確保のための防災活動を実施する。

イ 一次点検の結果災害が発生していない場合においても、二次点検としてガスの漏えい点検、運転管理点検、保安設備点検等を実施する。

#### (5) 広報

地震により災害が発生し、周辺住民その他第三者に被害を及ぼすおそれがある場合又は不安を与えるおそれがある場合には、災害の状況及び避難の必要性等について、迅速かつ正確な情報提供を実施する。

### 第3節 毒物劇物取扱施設対策計画

#### 1 予想される被害・状況等

屋外の毒物劇物貯蔵タンク設備は、事故時の流出を防止するための防液堤などの設備が設けられており、通常の震災では、大規模な被害を受ける可能性は少ないと考えられる。

しかし、激甚時において、貯蔵タンク及び防液堤などの設備が破壊した場合には、毒物劇物の外部への流出が予測される。

#### 2 基本方針

毒物劇物貯蔵設備が被害を受け、毒物劇物の流出事故が発生した場合には、それによる被害の拡大を防止するために、第一に当該施設の従業員及び周辺の

住民に対し、それらの情報等を提供し早急に避難させることが重要である。

次に、中和処理等事故処理剤の確保が重要になる。したがって、市は必要に応じ、県に事故処理剤の確保のための要請をし、周辺住民に被害が及ばないように努める。

### 3 対策

#### (1) 大規模災害が発生した場合の対策

ア 地震発生後、毒物劇物タンク等の被害状況の情報収集に努める。

イ 災害の状況等により事故処理剤が不足する場合は、事故処理剤の確保について県へ要請し、積極的な支援を受ける。

ウ 地震により災害が発生し、当該施設の従業員及び周辺住民等に被害を及ぼしたり不安を与えるおそれがある場合は、災害の状況及び避難の必要性等について速やかに正確な情報を提供する。

#### (2) 激甚な大規模災害が発生した場合の対策

上記(1)の対策を行う他、県内において事故処理剤が調達できない場合は、隣県及び国へ協力要請を行う。

(資料)

- ・資料 4 - 2 危険物施設等施設数一覧

## 第 1 2 章 被災建築物の応急危険度判定計画

### 第 1 節 予想される被害状況等

大地震により、多くの建築物・宅地が被害を受けることが予測され、更に被災した建築物・宅地により、その後の余震等による市民の生命に関わる二次災害のおそれがある。

### 第 2 節 基本方針

地震直後に、被災した建築物が使用できるかどうか、余震等により倒壊しないかどうかの応急的な判断は、専門知識を持たない被災者には困難である。そこで、あらかじめ登録された各種調査の判定士を現地に派遣して技術的な危険度判定をすることにより、その危険性を周知することにより、余震等による倒壊・落下物に伴う二次災害を未然に防止し、市民の生命の保護を図るものとする。

### 第 3 節 対策

#### 1 判定活動

- (1) 市は、市の区域で応急危険度判定を実施するに当たり、市災害対策本部の中に被災建築物応急危険度判定実施本部及び被災宅地危険度判定実施本部（以下「実施本部」という。）を設置する。
- (2) 実施本部は、判定実施計画を作成し、必要に応じて県の応急危険度判定支援本部へ支援要請を行う。
- (3) 実施本部は、判定士、資機材等の確保をし、応急危険度判定活動を実施する。
- (4) 判定活動の実施にあたっては、被災建築物の応急危険度判定調査、被災宅地危険度判定調査、非住家被害認定調査等、住宅に関する各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違い、民間の保険損害調査との違い等について、被災者に明確に説明するものとする。

#### 2 愛知県建築物地震対策推進協議会による相互支援体制の推進

県、市及び建築関係団体は、震災時における応急危険度判定の実施をより迅速かつ的確に行うため、平成 10 年に設置した愛知県建築物地震対策推進協議会（平成 14 年 10 月改組）において、県内市町村相互の支援・判定体制の確立に努める。

（資 料）

- ・資料 6 - 1 1 応急危険度判定活動備蓄備品

## 第 13 章 ライフライン施設の応急復旧

### 第 1 節 現地作業調整会議の開催

ライフライン施設の速やかな応急復旧を図るため、関係する省庁、県、市、ライフライン事業者等は、合同会議、調整会議等における対応方針等に基づき、必要に応じて、現地のライフライン事業者の事業所等で実働部隊の詳細な調整を行うため、現地作業調整会議を開催する。

### 第 2 節 ライフラインの復旧現場等へのアクセスルート上の道路啓開

合同会議、調整会議等における対応方針等に基づき、道路管理者は、ライフラインの復旧現場等までのアクセスルート上の道路啓開を実施する。

# 第4編 災害復旧対策計画

## 第1章 激甚災害の指定に関する計画

### 第1節 基本方針

大規模な災害が発生した場合において「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（以下「激甚法」という。）に基づく激甚災害の指定のための必要な措置を行い、市民生活の早期安定に努める。

### 第2節 激甚災害に関する調査

市長は、県が行う激甚災害及びも局地激甚災害に関する施設その他の被害額、復旧事業に要する負担額、そのほか激甚法に定める必要事項の調査等に協力し、早期に激甚災害の指定を受けられるようにする。

### 第3節 激甚災害に係る財政援助措置

市は、激甚災害の指定を受けたときは、速やかに関係調書等を作成し、県担当各部に提出しなければならない。

#### 1 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助

- (1) 公共土木施設災害復旧事業
- (2) 公共土木施設災害関連事業
- (3) 公立学校施設災害復旧事業
- (4) 公営住宅災害復旧事業
- (5) 生活保護施設災害復旧事業
- (6) 児童福祉施設災害復旧事業
- (7) 老人福祉施設災害復旧事業
- (8) 身体障害者更生援護施設災害復旧事業
- (9) 精神薄弱者援護施設災害復旧事業
- (10) 婦人保護施設災害復旧事業
- (11) 堆積土砂排除事業（公共的施設区域内の場合、公共的施設区域外の場合）
- (12) 湛水排除事業

#### 2 農林水産業に関する特別の助成

- (1) 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置
- (2) 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例
- (3) 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例
- (4) 土地改良区等の行う湛水排除事業に対する補助
- (5) 森林災害復旧作業に対する補助

### 3 中小企業に関する特別の助成

- (1) 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例
- (2) 小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金等の償還期間等の特例
- (3) 事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助

### 4 その他財政援助及び助成

- (1) 公共社会教育施設災害復旧事業に対する補助
- (2) 私立学校施設災害復旧事業に対する補助
- (3) 市が施行する感染症予防事業に関する負担の特例
- (4) 母子及び寡婦福祉資金に関する国の貸付けの特例
- (5) 水防資機材費の補助の特例
- (6) 罹災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例
- (7) 公共土木施設、公立学校施設、農地農業用施設及び林道の小災害復旧事業に対する特別の財政援助
- (8) 雇用保険法による求職者給付に関する特例

## 第4節 災害復旧事業に必要な金融及びその他の資金

### 1 農林漁業災害資金

- (1) 天災資金
- (2) 株式会社日本政策金融公庫資金

### 2 中小企業復興資金

被災した中小企業に対する資金対策としては、一般金融機関、株式会社日本政策金融公庫の融資並びに中小企業近代化資金等の貸付け、信用保証協会の保証による融資を行う。

### 3 住宅復興資金

住宅に被害を受けた者に対し、独立行政法人住宅金融支援機構法の規定により、災害復興住宅資金の融資を適用し、建設資金又は補修資金の貸付を行う。

### 4 更生資金

- (1) 災害弔慰金・災害障害見舞金支給及び災害援護資金貸付
- (2) 生活福祉資金貸付
- (3) 災害生業資金貸付

### 5 被災労働者生活資金貸付金

被災労働者に対して、労働金庫手持資金及び財務省資金運用部資金を労働金庫を通じた貸付を行う。

# 第5編 南海トラフ地震臨時情報発表時の対応

## 第1章 防災対応

### 第1節 基本方針

南海トラフ地震臨時情報の発表の有無に関わらず、従前から実施している突発地震の備えを実施することを基本とし、さらなる被害の軽減を目指す観点で、南海トラフ地震臨時情報を有効に活用することが重要である。

南海トラフ地震臨時情報が発表された場合の対応を、県、市町村、防災関係機関等が地域の実情に応じてあらかじめ検討し、連携協力して防災対応がとれる体制を確保する。

### 第2節 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合の対応

#### 情報収集・連絡体制の整備

市及び防災関係機関は、南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合は、瀬戸市災害対策本部運営要綱に定めるところにより準備体制をとる。

### 第3節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合の対応

#### 1 情報収集・連絡体制の整備

市及び防災関係機関は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の内容その他これらに関連する情報（以下「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等」という。）が発表された場合は、瀬戸市災害対策本部運営要綱に定めるところにより市警戒本部体制をとる。

#### 2 後発地震に対して警戒・注意する体制を確保すべき期間

県（防災安全局、関係局）及び市は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるM8.0以上の地震の発生から1週間、後発地震（規模については最大クラス（M9クラス）の地震が発生することを想定）に対して、警戒する体制を確保するものとする。また、当該期間の経過後1週間、後発地震に対して注意する体制を確保するものとする。

#### 3 住民への周知・呼びかけ

県（防災安全局、関係局）及び市は、放送事業者等と連携し、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報など地域住民等に密接に関係がある事項について周知するものとする。また、国からの指示に基づき地域住民等に対して避難の継続（事前避難）等のあらかじめ定められた措置、及び家具の固定、最寄りの避難所・避難場所の確認、家族との安否確認手段の取決め、家庭における備蓄の確認など、日頃

からの地震への備えを再確認する等の防災対応をとる旨を呼びかけるものとする。

#### 4 消防機関等の活動

市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合において、消防機関及び自警団が出火及び混乱の防止のために講ずる措置について、地震情報等の的確な収集及び伝達を重点として、その対策を定めるものとする。また、県は市が実施する消防活動が迅速かつ円滑に行われるよう支援するものとする。

#### 5 水道、電気、ガス、通信、放送関係

##### (1) 水道

水道事業者等は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の措置をあらかじめ定め、後発地震に備えて必要な飲料水を供給する体制を確保するものとする。

##### (2) 電気

電気事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の措置をあらかじめ定め、後発地震に備えて必要な電力を供給する体制を確保するものとする。

##### (3) ガス

ガス事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の措置をあらかじめ定め、後発地震に備えて必要なガスを供給する体制を確保するものとする。

##### (4) 通信

通信事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の措置をあらかじめ定め、後発地震に備えて必要な体制を確保するものとする。

##### (5) 放送

放送事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の措置をあらかじめ定め、後発地震に備えて必要な体制を確保するものとする。

#### 6 市が管理等を行う道路、河川その他の施設に関する対策

##### (1) 不特定かつ多数の者が出入りする施設

市が管理する庁舎、会館、社会教育施設、体育施設、社会福祉施設、美術館、図書館、学校等の管理上の措置及び体制はおおむね次のとおりとする。

ア 各施設に共通する事項

(ア) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の入場者等への伝達

<留意事項>

- ・ 来場者等が南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された際に、とるべき防災行動をとり得るよう適切な伝達方法を事前に検討すること。
- ・ 避難場所や避難経路、避難対象地域、交通対策状況その他必要な情報を併せて伝達するよう事前に検討すること。

(イ) 入場者等の安全確保のための退避等の措置



- (ウ) 施設の防災点検及び設備、備品等の転倒、落下防止措置
  - (エ) 出火防止措置
  - (オ) 水、食料等の備蓄
  - (カ) 消防用設備の点検、整備
  - (キ) 非常用発電装置、防災行政無線、テレビ、ラジオ、コンピュータなど情報を入手するための機器の整備
  - (ク) 各施設における緊急点検、巡視
- 上記の(ア)～(キ)における実施体制（(ク)においては実施必要箇所を含む）は施設ごとに別に定めるものとする。

#### イ 個別事項

- (ア) 市立学校にあつては、次に掲げる事項  
児童・生徒等に対する保護の方法
  - (イ) 社会福祉施設にあつては、次に掲げる事項  
入所者等の保護及び保護者への引き継ぎの方法
- なお、具体的な措置内容は施設ごとに別に定める。

#### (2) 工事中の建築物等

施行管理者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における工事中の建築物その他の工作物又は施設について安全確保上実施すべき措置を定めることとする。

### 7 滞留旅客等に対する措置

市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における滞留旅客等の保護等のため、避難所の設置や帰宅支援等必要な対策を定めるものとする。

## 第4節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合の対応

### 1 情報収集・連絡体制の整備

市及び防災関係機関は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の内容その他これらに関連する情報（以下「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等」という。）が発表された場合は、瀬戸市災害対策本部運営要綱に定めるところにより準備体制をとる。

### 2 後発地震に対して注意する体制を確保すべき期間

県（防災安全局、関係局）及び市は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界においてM7.0以上M8.0未満又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でM7.0以上の地震（ただし、太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く。）が発生するケースの場合は1週間、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりが観測されたケースの場合はプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりの変化が収まってから、変化していた期間と概ね同程度の期間が経過するまでの期間、後発地震に対して注意する体制を確保するものとする。

### 3 住民への周知・呼びかけ

県（防災安全局、関係局）及び市は、放送事業者等と連携し、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報など地域住民に密接に関係ある事項について周知するものとする。また、地域住民等に対し、家具の固定、最寄りの避難所・避難場所の確認、家族との安否確認手段の取決め、家庭における備蓄の確認など、日頃からの地震への備えを再確認する等防災対応をとる旨を呼びかけるものとする。

（参考 南海トラフ地震に関連する情報）

- 南海トラフ地震に関連する情報は、「南海トラフ地震臨時情報」又は「南海トラフ地震関連解説情報」の情報名称で発表される。
- 「南海トラフ地震臨時情報」には、情報の受け手が防災対応をイメージし、適切に実施できるよう、防災対応等を示すキーワードが情報名に付記される。
- 「南海トラフ地震関連解説情報」では、「南海トラフ地震臨時情報」発表後の地震活動や地殻変動の状況等が発表される。また、「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における評価結果もこの情報で発表される。

「南海トラフ地震に関連する情報」の名称及び発表条件

情報名	情報発表条件
南海トラフ地震臨時情報	○南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、又は調査を継続している場合 ○観測された異常な現象の調査結果を発表する場合
南海トラフ地震関連解説情報	○観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況の推移等を発表する場合 ○「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における調査結果を発表する場合（ただし、南海トラフ地震臨時情報を発表する場合を除く） ※すでに必要な防災対応がとられている際は、調査を開始した旨や調査結果を南海トラフ地震関連解説情報で発表する場合がある。

「南海トラフ地震臨時情報」に付記するキーワードと各キーワードを付記する条件

発表時間	キーワード	各キーワードを付記する条件
地震発生等から5～30分後	調査中	<p>下記のいずれかにより臨時に「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○監視領域内<sup>※1</sup>でマグニチュード6.8以上<sup>※2</sup>の地震<sup>※3</sup>が発生</li> <li>○1カ所以上のひずみ計での有意な変化と共に、他の複数の観測点でもそれに関係すると思われる変化が観測され、想定震源域内のプレート境界で通常と異なるゆっくりすべりが発生している可能性がある場合など、ひずみ計で南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる変化を観測</li> <li>○その他、想定震源域内のプレート境界の固着状態の変化を示す可能性のある現象が観測される等、南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる現象を観測</li> </ul>
地震発生等から最短で2時間後	巨大地震警戒	○想定震源域内のプレート境界において、モーメントマグニチュード <sup>※4</sup> 8.0以上の地震が発生したと評価した場合
	巨大地震注意	<ul style="list-style-type: none"> <li>○監視領域内<sup>※1</sup>において、モーメントマグニチュード<sup>※4</sup>7.0以上の地震<sup>※3</sup>が発生したと評価した場合（巨大地震警戒に該当する場合は除く）</li> <li>○想定震源域内のプレート境界において、通常と異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合</li> </ul>
	調査終了	○（巨大地震警戒）、（巨大地震注意）のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合

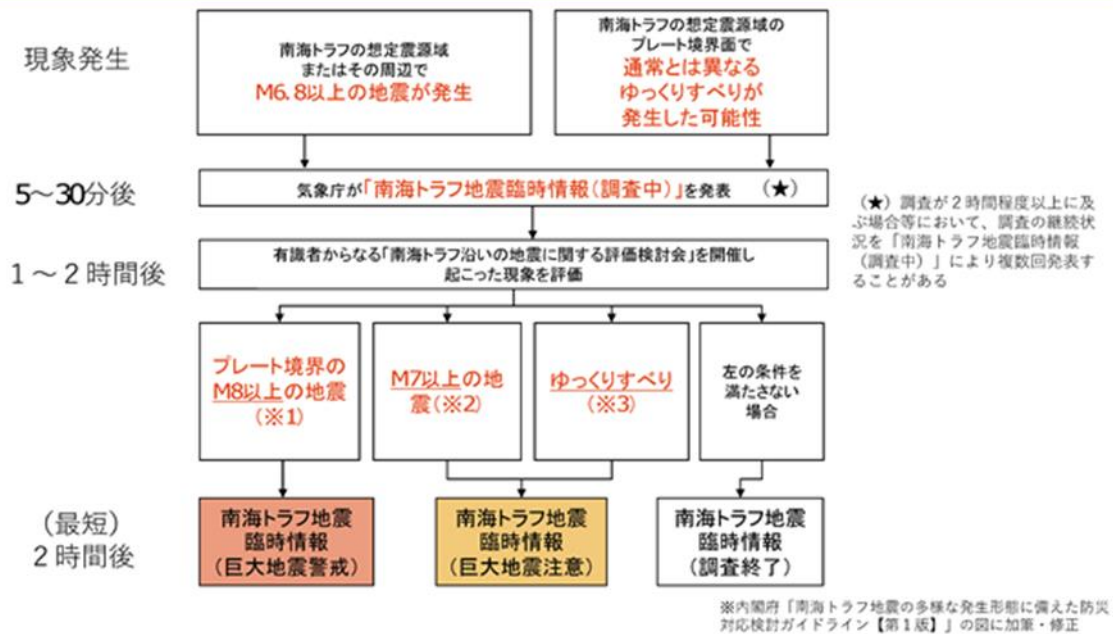
※1 南海トラフの想定震源域及び想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲

※2 モーメントマグニチュード7.0の地震をもれなく把握するために、マグニチュードの推定誤差を見込み、地震発生直後の速報的に求めた気象庁マグニチュードでM6.8以上の地震から調査を開始する

※3 太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く

※4 断層のずれの規模（ずれ動いた部分の面積×ずれた量×岩石の硬さ）をもとにして計算したマグニチュード。従来の地震波の最大振幅から求めるマグニチュードに比べて、巨大地震に対しても、その規模を正しく表せる特徴を持っている。ただし、モーメントマグニチュードを求めるには詳細な解析が必要で、その値が得られるまで若干時間を要する。そのため、気象庁が地震発生直後に発表する津波警報等や地震情報には、地震波の最大振幅から求められる気象庁マグニチュードを用いている

## 南海トラフ地震臨時情報の情報発表までの流れ



※1 南海トラフの想定震源域内のプレート境界においてM8.0以上の地震が発生した場合(半割れケース)  
 ※2 南海トラフの想定震源域内のプレート境界においてM7.0以上、M8.0未満の地震が発生した場合、または南海トラフの想定震源域内のプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でM7.0以上の地震が発生した場合(一部割れケース)  
 ※3 ひずみ計等で有意な変化として捉えられる、短い期間にプレート境界の固着状態が明らかに変化しているような通常とは異なるゆっくりすべりが観測された場合(ゆっくりすべりケース)

# 別紙 東海地震に関する事前対策

(現在、気象庁による「東海地震に関連する情報」の発表は行われていない。)

## 第1章 総 則

### 第1節 東海地震

東海地震とは、静岡県中部から遠州灘周辺を震源域とし、いつ発生してもおかしくないと考えられているマグニチュード8クラスの巨大地震で、これまでの研究や観測体制の構築から唯一予知の可能性のある地震である。気象庁は関係機関の協力も得て、地殻変動や地震等を24時間体制で監視し、異常なデータが観測された場合には「東海地震に関連する情報」を、各危険度に応じた「カラーレベル 赤・黄・青」を付して発表する。

なお、前兆すべりが急激に進んだ場合や前兆すべりが小さい場合には直前予知ができない場合もあるため、日頃から東海地震への準備をしておく必要がある。

### 第2節 東海地震に関する事前対策の意義

東海地震の発生が予知され、東海地震災害に関する警戒宣言（以下「警戒宣言」という。）が発令された場合、又は東海地震注意情報が発表された場合に、地震の発生に備えて地震防災上緊急に実施すべき応急対策（以下「緊急応急対策」という。）を混乱なく迅速に実施することにより、地震被害の軽減を図るものである。

大規模地震対策特別措置法に基づく地震防災対策強化地域（以下「強化地域」という。）については、愛知県内では、昭和54年8月に新城市がその指定を受け、また平成14年4月には、国による想定震源域の見直しに伴い、従来からの新城市のほか、新たに県下54の市町村が強化地域として指定されており、平成18年4月1日には市町村合併に伴い、改めて47市町村が指定された（昭和54年8月7日に新城市指定、平成14年4月24日に愛知県内58市町村を指定拡大、平成18年4月1日に市町村合併に伴い改めて47市町村指定、平成23年4月1日現在、39市町村）。

本市においては、強化地域の指定にはなっていないものの、東海地震注意情報の発表、更には警戒宣言の発令等の場合には、地震の発生に伴う災害の発生を防止し、又は軽減するとともに、東海地震に関連する情報等に地震関連情報の発表等に伴う混乱の発生を未然に防止することは極めて重要な課題であり、市及び防災関係機関は、この計画を基本とした各々の計画に基づき、緊急応急の万全を期するものとする。地震発生後は、第3編災害応急対策に定めるところにより対処する。

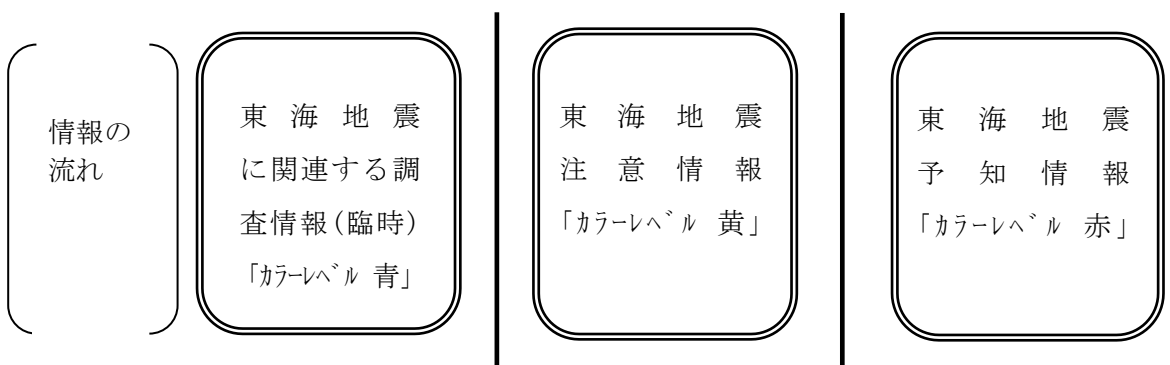
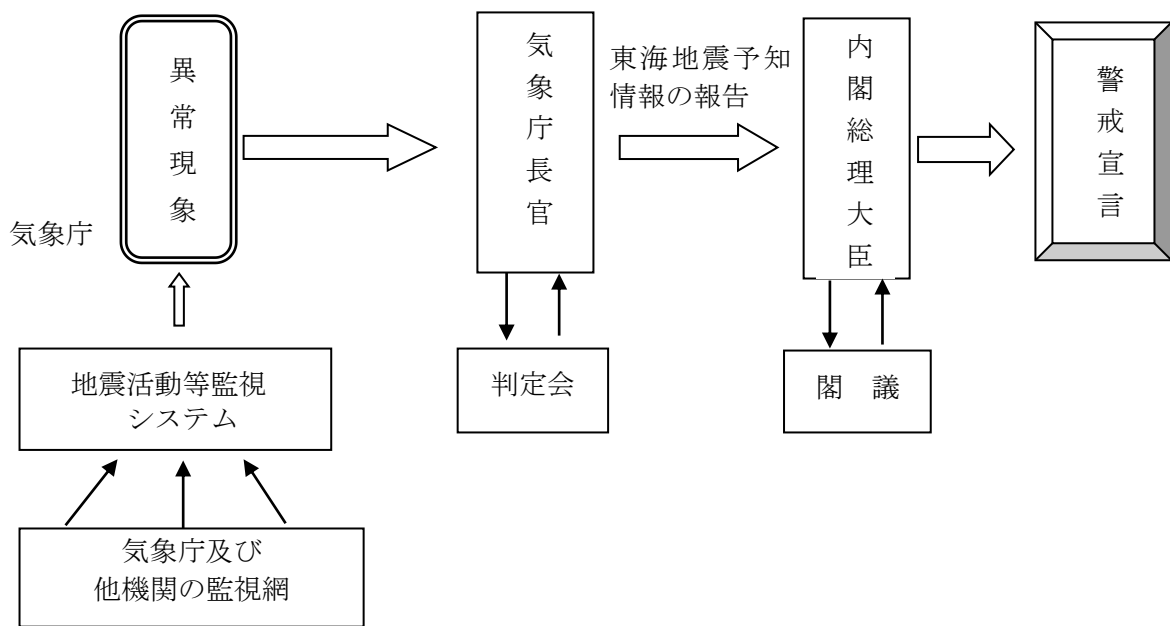
## 第2章 災害対策本部等の設置及び参集

### 第1節 基本方針

市長は、東海地震注意情報が発表された場合、緊急応急対策の推進を図るため、速やかに災害対策本部を設置する。また、各防災関係機関は、地震災害の発生を防御するための活動態勢を整備する。

なお、市及びその他の防災関係機関は、東海地震注意情報が発表された場合は、東海地震注意情報発表時又は警戒宣言発令時に実施する緊急応急対策を円滑に講じるため担当職員の緊急参集等、速やかに活動態勢等をとるものとする。

[東海地震に関する警戒宣言発令までの流れ]



## 第2節 対策

### 1 瀬戸市災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）

#### (1) 本部の組織

災害対策本部組織及び運営は、災害対策基本法並びに瀬戸市災害対策本部条例、瀬戸市災害対策本部運営要綱、本部組織及び瀬戸市災害対策本部業務分担に定めるところによる。

#### (2) 災害対策本部の設置及び廃止

市長は、東海地震注意情報、東海地震予知情報及び警戒宣言が発表若しくは伝達された場合、又は東海地震注意情報、東海地震予知情報及び警戒宣言の報道に接した場合に災害対策本部を設置し、地震災害に関する警戒宣言解除（以下「警戒宣言解除」という。）が発せられたとき、廃止する。

なお、災害対策本部を設置し、又は廃止したときは、速やかに尾張方面本部（愛知県尾張県民事務所）を通じて愛知県(防災安全局)に報告するとともに、警察署等の関係機関に通報する。

また、市職員その他関係職員又は地域住民に対し適当な方法で通知及び公表する。

#### (3) 職員の参集、連絡の手段

災害対策本部員の参集は、自主参集を原則とするが、状況に応じて予め定められた防災非常連絡網によって招集する。

市長は、次の基準によりあらかじめ職員の非常配備体制を定め、迅速な動員の確保を行う。

##### ア 警戒本部体制（第1警戒体制）

東海地震に関連する調査情報（臨時）が発表された場合、又はその報道に接した場合

##### イ 第1非常配備体制

(ア) 東海地震注意情報が発表された場合、又はその報道に接した場合

(イ) その他必要により、本部長が当該配備を指令したとき

##### ウ 第2非常配備体制

必要により、本部長が当該配備を指令したとき

##### エ 第3非常配備

(ア) 警戒宣言発令の伝達を受けた場合、又はその報道に接した場合

(イ) 市の全域又は相当の地域に甚大な被害が発生すると予想される場合で本部長が当該配備を指令したとき

(注) 勤務時間内は、必要に応じて庁内放送、メール等を併用して伝達する。

#### (4) 災害対策本部の標識等

ア 災害対策本部を設置したときは、速やかに「瀬戸市災害対策本部」の表示板を掲示する。

イ 防災活動に従事する職員は、予め貸与された防災服・作業服その他の装備及び腕章を着用する。

## 2 非常配備の分掌事務

非常配備における業務分担は、資料1-8「瀬戸市災害対策本部業務分担」による。

## 3 非常配備の編成

### (1) 非常配備の区分

職員の非常配備の編成は、資料1-9「非常配備基準と非常配備体制」を基準に、あらかじめ各班長及び各課等の長は第1非常配備から第3非常配備における担当職員を定めておく。

災害応急対策活動を的確に実施するため、配備基準に該当するときは、それぞれ職員を動員し、非常配備体制をとる。

### (2) 非常配備計画

各班長及び各課等の長は、あらかじめ非常配備体制の配備内容に対処する非常配備要員及び非常配備伝達の系統を定め、所属職員に周知しておかなければならない。

### (3) 職員の非常登庁

ア 気象予報警報等の発表により自動的に非常配備が指令される場合は、積極的に定められた非常配備につかなければならない。

イ 職員は、勤務時間外においても災害が発生するおそれがあるときは、以後の状況の推移に注意し、指令を待つことなく自己の判断により速やかに所定の場所に参集しなければならない。

### (4) 非常連絡員

ア 非常連絡員の設置

災害対策本部各班の配備要員の動員を円滑に行うため、各課等に非常連絡員（以下「連絡員」という。）を置く。

イ 連絡員の職務

連絡員の職務は、非常配備の内容等を所定の職員に伝達すること。

## 4 非常配備の伝達

非常配備の伝達は、次に掲げる系統により行うものとする。

### (1) 勤務時間内の伝達

本部事務局班は、連絡員を通じて気象予報警報等の種類及び非常配備の種別を伝達する。また、庁内放送及びメールによる方法も併せて行う。

### (2) 勤務時間外の伝達

ア 勤務時間外において、非常配備に該当する警報、その他災害に関する緊急情報は、県防災安全局からの通報及び西日本電信電話株式会社からの通報は、行政課（警備員）及び消防署の通信指令室に伝達される。行政課（警備員）は直ちに本部事務局班に連絡し、通信指令室は、消防課長へ連絡する。

イ 連絡を受けた本部事務局班は、非常配備体制の検討をし、非常配備要員の確保について各部に指示を行う。

ウ 各課等の長は、非常配備要員を招集したときは、その状況を第48号様式「非常配備職員登庁状況報告書」により速やかに人事班に報告する。



### (3) 勤務時間外の第2非常配備につかない職員の職務

第2非常配備につかない職員は、いつでも非常配備につけるように待機するものとする。

## 5 職員の応援

災害対策本部の各部長は、災害対策活動を実施するに当たり配備要員が不足し、他部班の応援を受けようとするときは、次のとおりとする。

- (1) 災害対策本部の各部長は、自部の各班がその分担任務を処理するに当たり、配備要員が不足し、自部内他班の配備要員を動員してもなお不足するときは、第49号様式「応援職員動員要請書」により人事班に要請する。
- (2) 人事班は、上記の応援の要請を受けた場合は、他の部班の配備要員を動員し派遣する。

## 6 各防災関係機関の活動

東海地震注意情報が伝達された場合、各防災関係機関は状況に応じ必要と思われる防災組織を整備して緊急応急対策活動を行う。

## 7 活動及び準備態勢

市及び防災関係機関は、東海地震注意情報が伝達された場合において、速やかに災害対策本部の設置を行うとともに、市民等が東海地震注意情報の報道に接した場合に予想される社会的混乱の発生を防止するため必要な活動及び準備態勢をとるものとする。

(資料)

- ・資料1-5 瀬戸市災害対策本部条例
- ・資料1-6 瀬戸市災害対策本部運営要綱
- ・資料1-7 瀬戸市災害対策本部組織図
- ・資料1-8 瀬戸市災害対策本部業務分担
- ・資料1-9 非常配備基準と非常配備体制
- ・資料1-10 災害初動対処ための警戒本部設置要綱

## 第3章 警戒宣言発令時の情報収集・伝達

### 第1節 基本方針

警戒態勢をとる旨の公示、地震防災応急対策に係る措置をとるべき旨の通知、東海地震に関連する情報（東海地震に関連する調査情報（臨時）、東海地震注意情報、東海地震予知情報）の内容、その他これらに関連する情報（以下「東海地震に関連する情報等」という。）、あるいは避難状況等に関する情報の伝達については、防災関係機関相互間及び各機関内部において、確実に行うものとする。

また、東海地震に関連する情報等に伴う混乱の発生を未然に防止し、地震防災応急対策が迅速かつ的確に行われ、被害の軽減に資するよう、各防災関係機関は、地震に関する情報等に対応する広報計画を作成し、これに基づき広報活動を実施する。

### 第2節 対策

#### 1 情報の種類

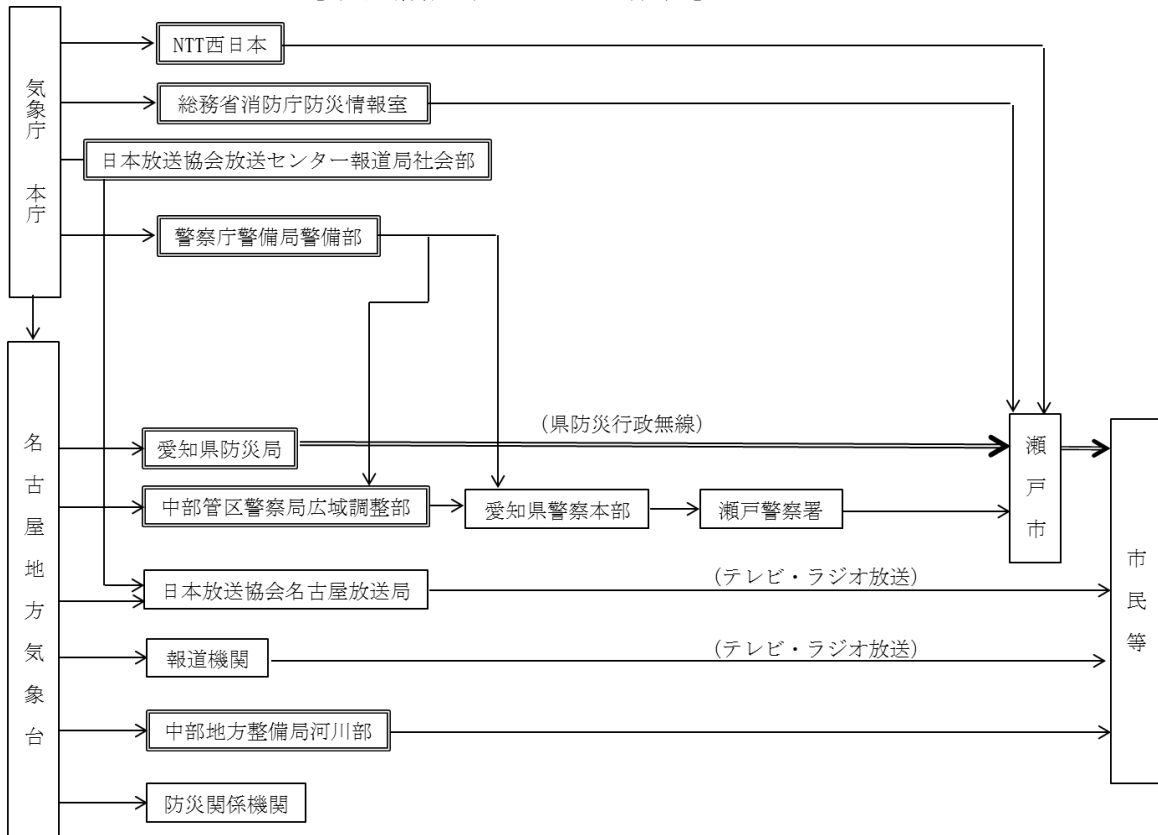
東海地域に関する観測データに有意な変化を観測した場合、気象庁がその原因等の評価を行い下表のような〔東海地震に関連する情報〕を発表する。

種類	内容等	防災対応
東海地震予知情報 (カラーレベル 赤)	東海地震が発生するおそれがあると認められた場合に発表される。また、東海地震発生のおそれがなくなると認められる場合には、その旨が本情報で発表される。	・警戒宣言 ・災害対策本部設置 ・地震防災応急対策
東海地震注意情報 (カラーレベル 黄)	東海地震の前兆現象の可能性が高まったと認められた場合に発表される。「判定会」の開催については、この情報の中で伝えられる。また、東海地震発生のおそれがなくなると認められた場合には、その旨が本情報で発表される。	・災害対策本部設置 ・準備行動の実施 ・市民への広報
東海地震に関連する調査情報（臨時） (カラーレベル 青)	臨時 観測データに通常とは異なる変化が観測された場合、その変化の原因についての調査の状況が発表される。	・情報収集連絡体制 ・警戒本部設置
	定例 毎月の定例の判定会で評価した調査結果が発表される。	

## 2 伝達系統

### (1) 東海地震に関連する情報（東海地震予知情報、東海地震注意情報、東海地震に関連する調査情報（臨時））

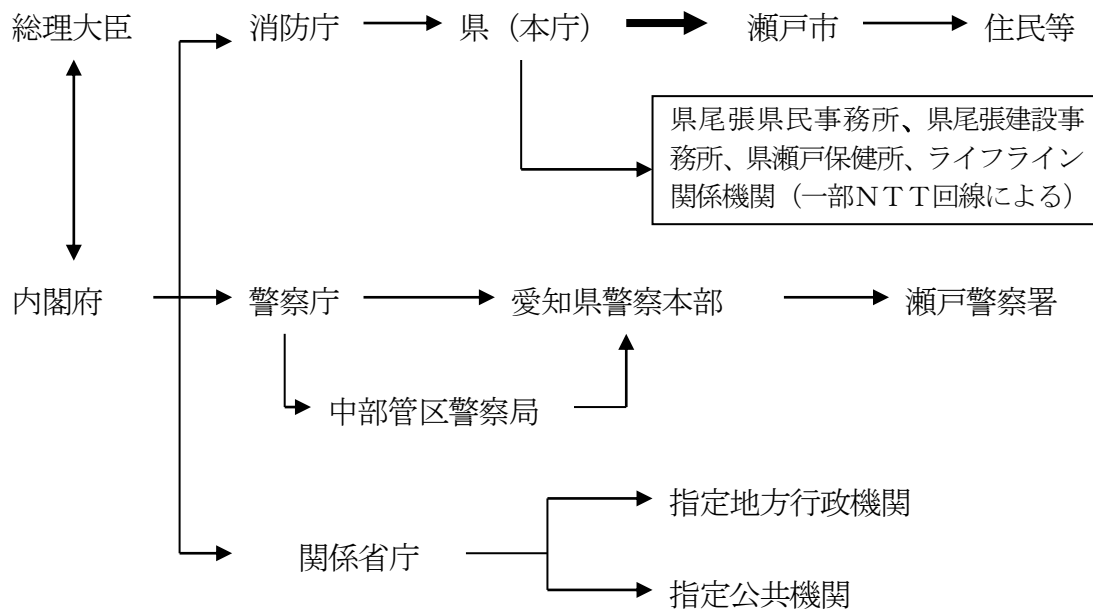
[ 防災情報提供システムの体系 ]



注) 二重線で囲まれている機関は、強化地域に係る大規模な地震に関する情報の取扱規則（H15.12.25気象庁訓令第11号）第7条の規定に基づく法定伝達先  
 注) 二重線で囲まれている機関は、災害対策基本法第2条第3号及び第5号の規定に基づく法定伝達先

### (2) 警戒宣言

( → 防災行政無線による一斉指令 )



東海地震注意情報が発表されたときの市民への呼びかけ文（例文）

市民の皆さん、こちらは瀬戸市災害対策本部です。

本日、〇〇時〇〇分、気象庁から東海地震注意情報が発表されました。これは、東海地域で観測している地殻変動データに変化が現れており、この変化が、想定される東海地震の前兆現象である可能性が高まっているというものです。

これに伴い、市においては、職員の緊急参集と災害対策本部の設置を行うとともに、地震発生に備えた準備行動に取り組んでまいります。

市民の皆さんにあっては、今後の情報に十分注意しつつ、落ち着いて行動してください。当面、鉄道、バス等の公共機関は通常どおり運行し、道路についても平常どおりとなります。

また、金融機関や小売店舗についても、ほぼ平常どおりの営業となりますので、あわてずに対応していただきますようお願いいたします。

また、不要不急の旅行を控えていただきますようご協力をお願いします。

今後の地殻変動の状況によっては、東海地震の予知及び警戒宣言が発せられることがあります。

警戒宣言が発せられた場合には、強化地域内の鉄道・バス等公共交通機関は運行を停止することになりますので、東海地震注意情報の間に、お早めに帰宅に心がけていただきますようお願いいたします。

また、警戒宣言が発せられると、強化地域の市町村では、津波、崖崩れなどのおそれのある危険地域からの避難や、耐震性を有するもの以外の小売店舗の営業停止が実施されますので、テレビ・ラジオ等の情報に十分注意していただきますよう、くれぐれもお願いします。

大規模地震対策特別措置法に基づき、ここに地震災害に関する警戒宣言を發します。

本日、気象庁長官から、東海地震の地震観測データ等に異常が發見され、2、3日以内に駿河湾及びその南方沖を震源域とする大規模な地震が發生するおそれがあるとの報告を受けました。

この地震が發生すると、東海地震の地震防災対策強化地域内では震度6弱以上、その隣接地域では震度5強程度の地震になると予想されます。また、伊豆半島南部から駿河湾沿岸に大津波のおそれがあります。

地震防災対策強化地域の公的機関及び地震防災応急計画作成事業所は、速やかに地震防災応急対策を実施してください。

地震防災対策強化地域内の居住者、滞在者及び事業所等は、警戒態勢をとり、防災関係機関の指示に従って落ち着いて行動してください。

なお、地震防災対策強化地域内への旅行や電話は、差し控えてください。

東海地震予知情報の詳しい内容については、気象庁長官に説明させますので、テレビ・ラジオに注意してください。

平成 年 月 日

内閣総理大臣 ○ ○ ○ ○

### 3 代替伝達系統

何等かの事由により通信が困難な場合、県から市への代替伝達系統は、「第3編 第1章 地震情報等の伝達計画」で定める非常通信によるものとする。

### 4 内部伝達、住民等への伝達

市の内部における伝達は、勤務時間においては、庁内放送、情報ネット及び防災行政無線等によるものとし、勤務時間以外においては、職員動員のための非常配備体制連絡網を予め確立しておき、東海地震予知情報等を速やかに防災関係機関、住民等に伝達するものとする。

## 第4章 東海地震予知情報等の広報計画

### 第1節 基本方針

警戒宣言発令、東海地震予知情報等に伴う混乱の発生を未然に防止し、地震防災応急対策を迅速かつ的確に行い、被害の軽減に資するよう、各防災関係機関は、警戒宣言、東海地震予知情報等に対する広報計画を作成し、これに基づき広報活動を展開するものとする。

### 第2節 対策

#### 1 広報内容は、概ね次の項目とする。

- (1) 東海地震に関連する情報の内容、特に県内の震度及び津波の予想
- (2) 東海地震注意情報が発表された場合及び警戒宣言が発せられた場合の社会的混乱を防止するための適切な対応の呼びかけ
- (3) 東海地震注意情報が発表された場合の防災関係機関の準備行動に関する情報
- (4) 市長から市民への呼びかけ
- (5) 市民及び事業所等が緊急にとるべき措置
- (6) 道路交通規制の状況、公共交通機関の運行状況等、緊急応急対策の内容と実施状況
- (7) ライフラインに関する状況
- (8) 自動車等の使用の自粛と運転者のとるべき措置
- (9) その他状況に応じて市民又は事業所等に広報周知すべき事項

#### 警戒宣言発令に伴う市民への呼びかけ文（例文）

市民の皆さん、こちらは瀬戸市災害対策本部です。

既に、ご存じのことと思いますが、内閣総理大臣は、本日〇〇時〇〇分、東海地震の警戒宣言を発しました。

この地震が発生しますと瀬戸市内では、震度5強程度のかなり強い地震が予想されますので十分警戒してください。

既に、市及び各防災関係機関では、職員が非常配備について防災対策に全力を挙げておりますが、市民の皆さんも次の点に十分留意して、いざという時に備えてください。

まず、火の使用、自動車の使用、危険な作業などは極力自粛してください。次に、消火の準備や飲料水の汲み置きなど、できる限りやっておいてください。それ以上に大切なことは、皆さんの落ち着いた行動です。デマなどに惑わされず、放送や広報など正確な情報に耳を傾け、避難などで外出する場合も市、警察、消防などの職員の指示に従って秩序正しく行動してください。

13万人市民の皆さんと力を合わせて、この非常時を乗り切るため、ただいま、全力を注いでいます。

また、対策に従事しておられる防災関係機関の皆様も大変ですが、いざという時に備えて万全の対策をお願いします。

## 警戒宣言発令に伴う市民への呼びかけ文（例文）（英語）

Ladies and Gentlemen : I am ○○○○, Mayor of Seto city.

As you are already aware , the Prime Minister issued a warning at ○○ : ○○ this (morning/afternoon/evening) regarding the likely occurrence of a major Earthquake in this area.

Should this earthquake occur , it is expected that Seto would be hit with vibrations of All the employees of Seto city , including those in police and fire brigade , have made enormous efforts towards disaster prevention and have taken measures to cope with emergency relief schemes , and I now ask all of you for your attention as I will explain the following procedures for when an earthquake occurs .

Firstly, please refrain from using an open flame, using private vehicles or engaging in dangerous works. Next, if at all possible, prepare a supply of water for drinking and fire-fighting purpose.

In addition, it is essential that everyone remains calm.

Listen to correct and up-to-date news broadcast, and do not be misled by rumors and unofficial reports.

If you are assisting with emergency relief operations, please obey the directions of the local government officers, the police and the fire brigade.

I am certain that , with individual strength and cooperation of one hundred and thirty thousand citizens of Seto , we can cope with this emergency situation should it arise .

Finally, I encourage all the people directly involved in the emergency relief operations to give your utmost effort and carry out your duties diligently.

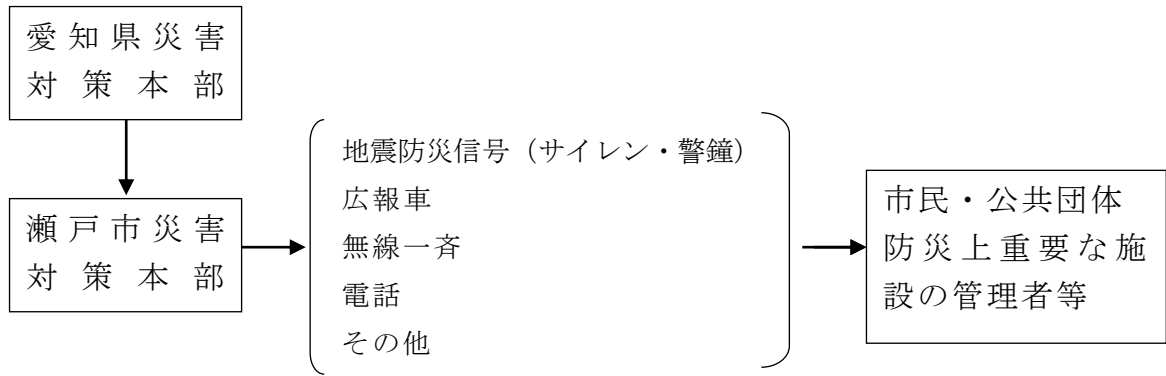
Thank you for your cooperation.

## 2 広報手段等

広報は、報道機関の協力を得て行うほか、地震防災信号、広報車又は自主防災組織等を通じる次の伝達系統により行うものとする。

なお、外国人等情報伝達について特に配慮を要する者に対する対応については、瀬戸市国際センターと協力し愛知県災害多言語支援センターによる多言語や易しい日本語による情報提供、表示、冊子又は外国語放送など様々な広報手段を活用して行う。

(1) 伝達系統



(2) 地震防災信号

警 鐘	サイレン
(5点) ● ● ● ● ●      ● ● ● ● ●	4.5秒吹鳴1.5秒休み繰り返し ● —      ● —
備考 1 警鐘又はサイレンは、適宜の時間を継続すること。 2 必要があれば警鐘及びサイレンを併用すること。	

(3) 問い合わせ窓口

市は、市民等からの問い合わせに対応できるよう、窓口等の体制を整えるものとする。



## 第5章 警戒宣言発令後の地震防災応急対策の実施状況等に関する情報の収集・伝達計画

### 第1節 基本方針

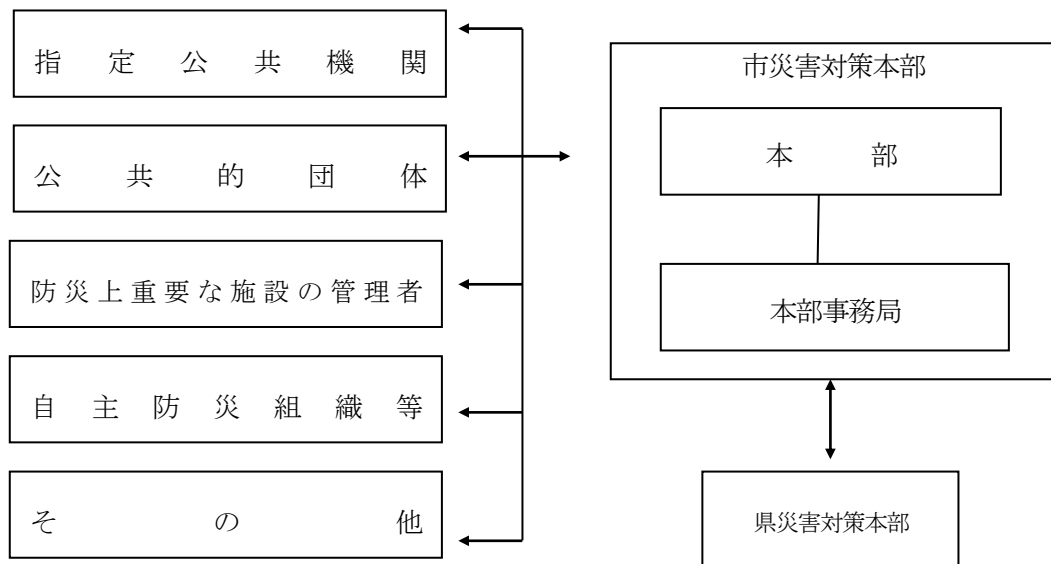
市は、防災関係機関が警戒宣言発令後に行う地震防災応急対策の実施状況、その他警戒宣言発令後の諸般の状況を正確かつ迅速に把握するため、情報の収集に努めるとともに、災害対策本部からの指示事項等の伝達が正確かつ迅速に行われるよう収集・伝達システムを定める。

### 第2節 対策

#### 1 収集・伝達システム

市における警戒宣言発令後の地震防災応急対策実施状況等に関する情報の収集及び災害対策本部からの指示事項等の伝達は次のシステムによる。

地震防災応急対策実施状況に関する情報の収集・伝達システム



#### 2 報告事項

緊急応急対策の実施状況等の報告事項を第4-2号様式により、防災行政無線等を用いて行う。この報告以降は、第4-2号様式の2により報告する。

#### 3 報告時期

報告時期は、それぞれの措置を実施するため必要な体制を整備したとき、その他経過に応じて逐次行うものとする。

## 第6章 発災に備えた資機材、人員等の配備手配

### 第1節 基本方針

市及びその他の防災関係機関は、地震発生後に災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、警戒宣言が発せられた場合には、主要食品や毛布等の生活必需品、応急復旧用資機材等の発災後の災害応急対策に必要な物資を調達するための手配手続き、災害応急対策に係る措置を実施する人員の事前配備(第3非常配備)を行うものとする。

なお、東海地震注意情報が発表された場合(第2非常配備)には、これらの準備的な対応を実施する。

### 第2節 対策

#### 1 主要食品、医薬品、住宅等の確保

##### (1) 米穀等

警戒宣言が発せられた場合、市は、米穀等の主食を確保するため必要な措置を講ずるものとする。通常、市内の米穀店等の在庫状況の把握や大型食品販売店に協力を要請しておくとともに、必要に応じ近隣の市町との連携により確保体制をとるものとする。

##### (2) パン、副食品等

市は主食の確保とともに、パン、副食品等についても関係業者等の協力を求め、確保に努めるものとする。

##### (3) 応急的な食品の確保

市は、被害想定等をもとに、応急的な非常食品を備蓄するものとする。

#### 2 生活必需品の確保

市は、被害想定等をもとに、応急的な寝具等の生活必需品を備蓄するものとする。

なお、発災後における必要量の確保が困難な場合には、県へ援助を要請するものとする。また、生活必需品を扱うスーパーマーケット、小売店舗に対しては、警戒宣言が発令された場合、供給確保に協力するよう要請しておくものとする。

#### 3 医薬品等の確保

市は、警戒宣言が発せられた場合、医薬品その他衛生材料の確保に努め、発災後における必需品の確保が困難な場合には、県へ援助の要請をする。

#### 4 応急仮設住宅の建設及び応急修理の確保

警戒宣言が発せられた場合、発災後に供えて事前に応急仮設住宅の建設及び被災住宅の応急修理のため、建設業協会等に対し、建設及び修理等の協力要請を行う。

### 第3節 災害応急対策等に必要な資機材及び人員の配備

#### 1 緊急輸送確保用の資機材、人員の配備

(1) 市は、東海地震注意情報が発表された段階から、発災後における緊急輸送道路を

確保するため、応急復旧用の資機材の確認、人員の確保等の措置を講ずるものとする。(第2非常配備)

- (2) 瀬戸警察署は、警戒宣言が発せられた場合、市民等の避難の円滑な実施を図り、又は緊急輸送車両等の通行路を確保するため、交通規制標示板等を必要箇所に設置するものとする。

## 2 給水確保用の資機材、人員の配備

- (1) 市は、東海地震注意情報が発表された段階から、発災後の給水確保のため、給水用資機材、水道施設の応急復旧用資機材の整備点検を行うものとする。

また、警戒宣言が発せられた場合、給水用資機材、水道施設の応急復旧用資機材及び人員の配備等を実施するとともに、水道の工事業者及び「水道災害相互応援に関する覚書」を締結している県内の水道事業者と連絡を密にして、災害時の緊急体制を整えるものとする。

- (2) 愛知県は、東海地震注意情報が発表された段階から、水道事業者からの応援要請に備え、県有資機材の整備点検を行うとともに、警戒宣言が発せられた場合には、「水道災害相互応援に関する覚書」に基づく「愛知県水道震災広域応援実施要綱」により広域応援協力体制を整える。

## 3 下水道確保用の資機材及び人員の配備

下水道管理者は、東海地震注意情報が発表されたら、次の措置をとる。

- (1) 直ちに各施設を緊急点検する。
- (2) 発災後の応急復旧に備えて資機材の点検・確保及び要員の確保に努める。

## 4 電力供給確保用の資機材、人員の配備

中部電力株式会社は、東海地震注意情報が発表された場合、社内に警戒体制を発令し、地震災害警戒本部等を設置し、次の措置を講ずる。

- (1) 車両等を整備、確保して応急出動に備えるとともに、手持ち資機材の数量確認及び緊急確保に努める。
- (2) あらかじめ定めた連絡ルートにより、対策要員を動員し確保に努める。

## 5 都市ガス供給用の資機材、人員の配備

東邦瓦斯株式会社は、東海地震注意情報が発表された場合、社内に警戒体制を発令し災害対策本部を設置し、次の措置を講ずる。

- (1) 車両等を整備、確保して応急出動に備えるとともに、備蓄資機材の数量確認及び緊急確保に努める。
- (2) あらかじめ定めた連絡ルートにより、対策要員を動員し確保に努める。

## 6 通信確保用の資機材、人員の配備

- (1) 市は、東海地震注意情報が発表された場合において、発災後の災害応急対策を迅速、的確に実施するため、防災行政無線の整備及び確認を行い、事前に相互の連絡

調整を図るものとする。

- (2) 西日本電信電話株式会社、KDDI株式会社、株式会社NTTドコモ、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社及びソフトバンク株式会社は、東海地震注意情報を受けた場合、災害応急対策を迅速、的確に実施するため、予め配備してある復旧用資機材、車両等の所在及び数量等の確認、広域応援計画に基づく必要な手配を実施するものとする。

## 7 浸水対策用の資機材、人員の配備

市は、水害の防止及び軽減についての活動が他の防災活動と一体となって、迅速かつ強力に推進できるよう、非常配備などの体制を整えるものとする。

## 8 廃棄物処理及び清掃活動確保用の資機材、人員の配備

### (1) 一般廃棄物処理施設

尾張東部衛生組合は、地震等災害が発生した場合に備えて、速やかに一般廃棄物処理施設を復旧、稼働できるように、警戒宣言発令時の体制の確保を図るものとする。

### (2) ごみ処理

市は、倒壊家屋及び家具等の可燃物並びに瓦等不燃物が発生した場合に備えて、これらの廃棄物の収集、運搬、処分が速やかに行えるよう、警戒宣言発令時には人員体制及び資機材の確保を図るものとする。

### (3) し尿処理

市は、家屋の倒壊、水道の断水等により、トイレが使用不可能になった場合に備えて、必要な箇所に仮設トイレを設置できるように、警戒宣言発令時には人員体制及び資機材の確保を図るものとする。

## 9 防疫活動確保用の資機材、人員の配備

市は、地震発生時に速やかに感染症まん延防止対策として防疫活動が実施できるよう、警戒宣言発令時には必要な配備体制をとるものとする。

また、県は、地震発生後に健康状況調査が実施できるように、警戒宣言発令時には必要な配備体制を整えるものとする。

## 10 医療救護用の資機材、人員の配備

- (1) 市は、東海地震注意情報が発表された段階から、応急的な医療救護活動の実施のための準備をする。

- (2) 県は、市町村からの応援要請に対応するため、東海地震注意情報が発表された段階から、応急的な医療活動を実施するために必要な医療救護班の編成、派遣の準備を行う。

- (3) 日本赤十字社愛知県支部は、東海地震注意情報が発表された段階から、災害の発生に備え、救護要員の確保、医療救護班の派遣準備を行うとともに、血液製剤の確保及び供給の準備を行う。

(資 料)

- ・ 資料 2 - 1 0 災害時における情報及び救助作業等応急措置用資機材の提供並びに燃料油類の供給に関する協定
- ・ 資料 5 - 2 応急仮設住宅建設予定地
- ・ 資料 6 - 1 災害対策用備蓄資機材等
- ・ 資料 6 - 2 防災備蓄用倉庫等設置状況
- ・ 資料 6 - 3 消防水利施設設置状況
- ・ 資料 6 - 4 水防用資機材
- ・ 資料 6 - 5 所管別車両表
- ・ 資料 6 - 6 スピーカー搭載車
- ・ 資料 6 - 7 通信用施設
- ・ 資料 6 - 8 防災用機器
- ・ 資料 6 - 9 ヘリコプターの保有機関
- ・ 資料 6 - 1 0 ヘリポート可能箇所

## 第7章 避難等対策計画

### 第1節 基本方針

警戒宣言時、市民等は、居住する建物の耐震性等から判断して、建物内外の安全と思われる場所で防災措置を実施し待機することを原則とする。ただし、建物の耐震性が乏しく、かつ、付近に安全な場所が確保できない場合には、避難場所（小中学校等のグラウンド）に避難するものとする。

### 第2節 対策

#### 1 市民等の安全確保対策

- (1) 市は、あらかじめ市民等に対して広報等により警戒宣言発令時にとるべき安全確保対策について、十分周知徹底を図る。
- (2) 市は、あらかじめ在宅老人、障害者、病人等の避難に当たり、他人の介護を要する者の人数及び介護者の有無等の把握に努め、必要な支援を行うものとする。  
また、外国人に対する情報伝達においては、多言語や易しい日本語、ピクトグラム（案内用図記号）による伝達ができるよう配慮する。
- (3) 市民等が避難場所まで避難するための方法については、原則として徒歩によるものとする。ただし、徒歩による避難が著しく困難な者については、その実情に応じて車両の活用の適否を検討するなど、避難行動の実効性を確保するよう努める。
- (4) 避難に際しては、原則として自主防災組織又は隣近所等で互いに助け合い、集団で行動する。
- (5) 市及び避難者は、避難誘導や避難場所での生活に当たっては、要配慮者に配慮する。
- (6) 市は、出張者及び旅行者等について、関係事業者と連携しつつ、避難誘導等適切な対応を実施する。特に、帰宅困難者、滞留旅客の避難対策については、事前に鉄道事業者と十分調整しておくものとする。

#### 2 児童生徒等の安全確保対策

- (1) 東海地震注意情報が発表された以降において児童生徒等の安全を最大限に確保するため、学校がとる対策について、平常時から、児童生徒等を始め保護者その他関係者に周知し、協力を得るよう努める。
- (2) 児童生徒等の安全を確保するため、東海地震注意情報が発表された場合において、原則として次のとおり取り扱うものとする。
  - ア 児童生徒が在学中の場合には、授業、部活動等中止し、あらかじめ定められた方法に基づき速やかに下校させる。
  - イ 児童生徒が登下校中の場合には、あらかじめ定められた方法に基づき速やかに帰宅させる。
  - ウ 児童生徒が在宅中の場合には、休校として、児童生徒等は登校させない。
- (3) 各学校においては、上記を踏まえて、通学方法、通学距離、通学時間、通学路、交通機関の状況を考慮し、あらかじめ保護者、地域の防災機関の意見を聞いた上で、実態に即した具体的な対応方法を定めておくものとする。

(4) 施設設備については、日頃から安全点検を行い、災害の発生を防止するため必要な措置をとるものとする。

(資 料)

- ・資料 5 - 1
  - (1) 指定緊急避難場所
  - (2) 指定避難所（地震）
  - (3) 指定避難所（風水害）

## 第 8 章 消防及び浸水対策計画

### 第 1 節 基本方針

警戒宣言が発せられた場合、市は、消防機関が出火の防止に関して講ずる措置を定める地域防災計画及び消防計画に基づき、消防対策活動を実施するとともに、浸水対策活動も併せて実施する。

また、発災後の迅速な消火・救急救助活動を確保するため、東海地震注意情報が発表された段階から、消防本部における準備等必要な体制をとるものとする。

### 第 2 節 対策

- 1 消防無線等による正確な情報の収集及び伝達体制を確立する。
- 2 火災、浸水等の防除のため現有消防力を有機的に運用し、効果的な警戒を図る。
- 3 崖地崩壊危険地区等における避難のための立退きの指示、避難誘導及び避難路の確保を行う。
- 4 火災の発生防止、初期消火活動について市民等への広報を行う。
- 5 浸水対策用資機材の点検・整備を実施するとともに、監視、警戒を強め、それぞれの管理者への連絡通報を実施する。
- 6 自主防災組織、婦人（女性）防火クラブ、自衛消防隊等の消防・防災活動に対する指導を実施する。
- 7 迅速な救急救助のための体制を確保する。
- 8 監視、警戒及び水防施設の管理者へ連絡通知する。
- 9 水防資機材を点検、整備、配備する。
- 10 地震時における電気に起因する火災を防止するため、電力会社と共に、感震ブレーカー等の普及や、自宅から避難する際にブレーカーを落とすことについて啓発を図るものとする。

(資 料)

- ・資料 3 - 1 自主防災組織の設置状況
- ・資料 4 - 5 急傾斜地崩壊危険箇所
- ・資料 4 - 6 急傾斜地崩壊危険区域指定箇所
- ・資料 4 - 7 地すべり危険箇所・地すべり防止区域
- ・資料 4 - 9 山地災害危険地区
- ・資料 4 - 1 1 土石流危険溪流
- ・資料 5 - 1 (1) 指定緊急避難場所
- (2) 指定避難所（地震）
- (3) 指定避難所（風水害）



## 第9章 警備対策計画

### 第1節 基本方針

県警察は、警戒宣言が発せられた場合における交通混雑及び犯罪の発生を防止するため、東海地震注意情報の通報を受けた場合は、早期に警戒体制を確立し、関係機関との緊密な連絡のもとに情報の収集に努め、犯罪の予防、混乱の防止、交通秩序の保持等の警備活動を推進する。

### 第2節 対策

#### 1 警備本部の設置

県警察は、東海地震注意情報の通報を受けた場合には、警察本部に愛知県警察東海地震警戒警備本部を設置して警備体制を確立する。

#### 2 警備活動の重点

県警察は、警戒宣言が発せられた場合等における混乱、交通混雑及び犯罪の発生を防止するため、早期に警備体制を確立し、民心の安定を図るため、強化地域内外で次の警備活動を重点として推進する。

- (1) 警備対策並びに交通対策等の企画、調整及び推進を行う。
- (2) 警戒宣言及び東海地震予知情報等の伝達に対する協力を行う。
- (3) 警察広報を行う。
- (4) 各種情報等の収集及び伝達を行う。
- (5) 危険箇所、重要施設の警戒を行う。
- (6) 交通関係団体の地震防災緊急応急対策等の実施促進を行う。
- (7) 応急の救護を要すると認められる者の救護及び保護を行う。
- (8) 交通の規制等交通秩序の保持を行う。
- (9) 他の機関が行う救護活動等に対する協力を行う。
- (10) 不法事案の取締りを行う。
- (11) 混乱防止対策を行う。
- (12) 緊急輸送車両の確認を行う。

# 第10章 飲料水、電気、ガス、下水道、通信及び病院関係の対策計画

## 第1節 基本方針

警戒宣言が発せられた場合における飲料水、電気及びガスの供給、下水処理、通信及び病院関係の対策を図るとともに、災害発生後の災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、関係機関は必要な措置をとるものとする。また、復旧にあたり可能な限り地区別の復旧予定時期の目安を明示するものとする。

## 第2節 対策

### 1 飲料水関係

市及び水道事業者は、警戒宣言が発令された場合、災害に備えて必要最低限の飲料水等の緊急貯水を地域住民等に強く呼びかけるとともに、次の措置を講ずる。

- (1) 市民等の飲料水等の緊急貯水によって水量不足を生じさせないように配水池の水位確保等配水操作に十分留意する。
- (2) 需要水量を確保するため、自己水源を最大限に活用した送水に努める。
- (3) 市内にある飲料水兼用の耐震性貯水槽を利用し、自主防災組織等地域住民による応急給水活動を行う。
- (4) 耐震性貯水槽の点検及び周辺道路の確認等を実施する。
- (5) 水道工事業者等への応急対策の協力を要請する。
- (6) 必要に応じて県に緊急応援を要請する。

### 2 電気関係

中部電力株式会社は、地震災害予防及び災害復旧にとって必要不可欠な条件となっている電力を円滑に供給するため、警戒宣言が発せられた場合等の地震防災応急対策として次の措置を講ずる。

#### (1) 電力施設の予防措置

東海地震注意情報又は警戒宣言に基づき、電力施設に関する次の予防措置を講ずる。この際、地震発生時の危険に対する作業上の安全に十分配慮する。

##### ア 特別巡視、特別点検

給電制御所、発電所、変電所等において、構内特別巡視、非常電源設備の点検、燃料、冷却水等の補充、消火設備の点検を実施する。

##### イ 応急安全点検

仕掛り工事及び作業中の電力施設は、状況に応じて、設備保全及び人身安全上の応急措置を実施する。

#### (2) 電力の緊急融通

各電力会社とあらかじめ定めた電力融通に関する契約等に基づき、電力の緊急融通体制について確認する。

#### (3) 安全広報

テレビ、ラジオ等の報道機関及びWebサイトを通じて、地震発生時の具体的な電気の安全措置に関する広報を行う。

### 3 ガス関係

#### (1) 都市ガス

東邦瓦斯株式会社は、都市ガスを円滑に供給するため、警戒宣言等が発せられた場合、地震防災応急対策として、次の措置を講ずる。

##### ア 供給の継続

警戒宣言が発せられた場合においても、ガスの供給を継続する。

##### イ 安全広報

警戒宣言発令等があった場合、ガス利用者に対し、不使用中のガス栓が閉止されていることの確認、地震発生後に揺れがおさまったらガス栓の閉止等を要請する。

また、テレビ、ラジオ等の報道機関に対して、この広報内容を報道するよう要請する。

##### ウ ガス工作物の巡視及び点検

警戒宣言発令等があった場合、点検が必要な設備については、あらかじめ定める点検要領に従い巡視及び点検を行う。

##### エ 工事等の中断

警戒宣言発令等があった場合、緊急でない工事、作業等は、工事中及び作業中のガス工作物の危険を防止する措置を施した後、これを中断する。

#### (2) LPガス（プロパンガス）

警戒宣言発令等があった場合、一般社団法人愛知県LPガス協会瀬戸・旭分会は、LPガスの具体的な安全措置に関する広報を実施する。

### 4 下水道関係

警戒宣言が発せられた場合、下水道管理者は直ちに各施設を緊急点検するとともに、発災後の応急復旧に備えて資機材の点検、確保及び要員の確保に努め、下水処理に万全を期する。

### 5 電気通信関係

西日本電信電話株式会社は、警戒宣言が発せられた場合、通信の疎通が著しく困難となる事態が予想されるため、地震防災応急対策実施上の重要通信を確保するため次の措置を行う。

また、他の通信会社は、これに準じた措置をとる。

#### (1) 地震防災応急対策等に関する広報

東海地震注意情報もしくは警戒宣言が発せられた場合、強化地域内の組織及びその他の地域で必要とする組織においては、利用者の利便に関する次に掲げる事項について、支店前掲示板、テレビ・ラジオ放送等を通じて情報提供及び必要な広報を行う。

##### ア 通信の疎通状況及び利用制限等の措置状況

##### イ 電報の受付、配達状況

##### ウ 加入電話等の開通、移転等の工事、障害修理等の実施状況

- エ 西日本電信電話株式会社東海支店における業務実施状況
- オ 災害用伝言ダイヤルの利用方法
- カ その他必要とする事項

## (2) 通信の利用制限等の措置

各情報及び災害等により通話が著しく困難となった場合は、重要通信を確保するため、契約約款の定めるところにより、通話の利用制限等の措置をとる。

## (3) 災害用伝言ダイヤル及び災害用伝言板の運用

東海地震注意情報等発令後、状況に応じて災害用伝言ダイヤル、災害用伝言板等を提供するとともに、報道機関への連絡等を行う。なお、必要に応じてこれらの措置を東海地震注意情報発令前から実施する。

## (4) 建物、施設等の巡視と点検

東海地震注意情報、又は警戒宣言が発せられた場合、建物及び重要通信施設を巡視し、必要な点検を実施する。

## (5) 工事中の施設に対する安全措置

東海地震注意情報、又は警戒宣言が発せられた場合、工事中の電気通信設備、建築物等については、原則として工事を中断するものとする。中断に際しては、現用電気通信設備等に支障を与えないよう、必要により補強及び落下、転倒防止等の安全措置を講ずるものとする。なお、この場合、付近住民及び作業員の安全に十分配慮する。

## 6 放送関係

日本放送協会名古屋放送局は、警戒宣言が発せられた場合、防災業務計画により防災組織を整備して、自ら活動を実施するとともに、県及び市の活動が円滑に行われるようその業務について協力する。

東海地震に関連する情報等の放送に当たっては、地震災害及び社会的混乱の防止を目的として、市民等に対して冷静な対応を呼びかけるとともに、交通、ライフライン、生活関連情報等の正確、迅速な情報の提供を努めることを基本とし、緊急警報放送、臨時ニュースを編成する等、各メディアを有効に活用して対処する。

なお、放送に当たっては、外国人、視聴覚障害者等にも配慮を行うよう努める。

## 7 病院関係

- (1) 病院、診療所は、東海地震注意情報が発表された段階から、院内放送等により、医師等の職員、入院患者及び外来患者等に対し情報を伝達するとともに、被害の発生防止、医療機能の維持に努める。
- (2) 市は、一般社団法人瀬戸旭医師会及び各医療機関との連絡を密にして発災に備える。

# 第 1 1 章 金融対策（強化地域外）

## 第 1 節 基本方針

警戒宣言が発せられた場合に、金融機関等の業務の円滑な遂行を確保するため、各機関の所掌事務に応じ、必要な措置を講ずるものとする。

## 第 2 節 対策

### 1 金融機関の営業確保等

- (1) 金融機関の営業については、原則として、平常通り営業を行うよう指導すること。  
なお、やむを得ず、業務の一部を中止する場合においても、普通預金の払戻し業務については、できるだけ継続するよう指導すること。
- (2) 金融機関の店頭の顧客及び従業員の安全確保に十分配慮するよう指導すること。
- (3) 発災後における被害の軽減並びに業務の円滑な遂行を確保するため、金融機関に対し危険箇所の点検、重要書類及び物品等の安全確保並びに要員の配置等について適切な応急措置をとるよう指導すること。

### 2 顧客への周知徹底

- (1) 店頭の顧客に対しては、警戒宣言の発令を直ちに伝達するとともに、その後の来店客に備えて、店頭その旨を掲示するよう指導すること。
- (2) 業務の一部を中止する場合等の措置については、ポスターの店頭掲示等の手段を用いて告示するよう指導すること。

### 3 日本郵便株式会社

日本郵便株式会社は、警戒宣言が発せられた場合、業務の円滑な遂行を確保するため、各機関の所掌事務に応じて次の措置を行う。

- (1) 原則として、平常通り窓口業務を行う。
- (2) 利用者及び職員の安全確保に十分配慮する。
- (3) 発災後における被害の軽減及び業務の円滑な遂行を確保することについて、適切な応急措置をとるものとする。
- (4) 窓口利用者に対しては、警戒宣言が発せられたことを直ちに、周知するよう配慮する。

### 4 保険会社及び少額短期保険業者

保険会社及び少額短期保険業者は、警戒宣言が発せられた場合、強化地域内の本店及び支店等が営業停止の措置を取った場合であっても、強化地域外の支店及び本店等の営業所は、平常どおり営業する。

### 5 証券会社等

証券会社等は、警戒宣言が発せられた場合、強化地域内の営業所又は事務所が営業停止の措置を取った場合であっても、強化地域外の営業所又は事務所は、平常どおり業務

を行う。

## 6 その他

金融等対策は、営業開始前又は営業終了後に警戒宣言が発せられた場合を含め、金融機関以外の諸機関の対応措置の状況をみて検討し、所要の調整を図るものとする。

## 第 1 2 章 交通対策及び緊急輸送計画

### 第 1 節 基本方針

警戒宣言が発せられた場合、車両等が滞留して一般道路の交通が著しく混雑することが予想されるため、県公安委員会及び道路管理者は、相互に協力して適切な交通規制を実施し、交通混乱の防止、緊急物資の輸送、消防、警察活動等が行えるよう道路交通の確保を図るものとする。

また、警戒宣言が発せられた場合の緊急輸送は、市等関係機関が保有する車両等の輸送力により、必要最小限の範囲で実施するものとする。また、実施に当たっては、輸送手段に競合が生じないよう緊急輸送関係機関及び実施機関は、あらかじめ相互の連携協力体制を十分整備するものとし、その実施に当たり具体的に調整すべき問題が生じた場合は、災害対策本部において、必要な調整を行うものとする。

### 第 2 節 対策

#### 1 道路交通対策の基本方針

警戒宣言が発せられた場合における道路交通対策の基本は、次のとおりとする。

- (1) 一般車両の走行は極力抑制する。
- (2) 避難路及び緊急輸送路については、優先的にその機能の確保を図る。

#### 2 警戒宣言発令時における運転者のとるべき措置の周知

県、県公安委員会及び道路管理者は、東海地震注意情報が発表された段階から、警戒宣言時の交通規制等の情報についてあらかじめ情報提供するとともに、以下に示す運転者のとるべき措置について徹底を図る。

- (1) 車両の運転中に警戒宣言が発せられたことを知ったときは、地震の発生に備えて直ちに低速走行に移行するとともに、カーラジオ等により継続して地震情報や交通情報を聞き、その情報に応じて行動すること。
- (2) 引き続き車を運転するときは、道路の損壊、信号機の作動停止、道路上の障害物などに十分注意すること。
- (3) 車両を置いて避難するときは、できる限り道路外の場所に移動しておくこと。やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを止め、エンジンキーは付けたままとし、窓は閉め、ドアはロックしないこと。駐車するときは、避難する人の通行や地震防災応急対策・災害応急対策の実施の妨げとなるような場所には駐車しないこと。
- (4) 車両を運転中以外の場合に警戒宣言が発せられたとき津波から避難するためやむを得ない場合を除き、避難のために車両を使用しないこと。

#### 3 道路交通規制の基本方針

- (1) 一般道については、一般車両の強化地域内での走行を極力抑制するとともに、強化地域内への流入を極力抑制し、強化地域からの流出は交通の混乱が生じない限り原則として制限しない。

#### 市域で規制する路線

交差点名	路線名	住所	規制方向
新共栄橋南	国道363号	瀬戸市共栄通3丁目	南進・西進
東本町	国道155号	瀬戸市西本町1丁目	南進

- (2) 高速自動車道路及び自動車専用道路については、一般車両の強化地域内のインターチェンジ等からの流入を制限するとともに、強化地域への流入を制限し、強化地域からの流出は制限しない。

#### 市域で規制するIC

路線名	流入を制限するIC
東海環状自動車道	せと品野IC及びせと赤津IC外周（南進）

- (3) 避難路、緊急交通路については、優先的にその機能の確保を図る。

## 4 交通規制の内容

警戒宣言が発せられた場合は、県公安委員会は道路管理者及び関係機関と密接に連携し、大規模地震対策特別措置法（以下この章において「大震法」という。）及び道路交通法の定めるところにより、地震防災応急対策に従事する者又は必要な物資の緊急輸送、その他地震防災応急対策に係る措置を実施するための緊急輸送を確保するため、歩行者又は車両の通行を禁止し、又は制限する。

## 5 名古屋鉄道株式会社

### (1) 東海地震注意情報発表時

#### ア 列車の運行

- (ア) 東海地震注意情報を受領した時点では、平常通り運行する。
- (イ) 情報の受領時期にもよるが、基本的には旅客ができるだけ早く帰宅できるように、状況に応じて輸送力を増強する。

#### イ 旅客への対応

- (ア) 旅客に対して、警戒宣言が発せられた場合には、列車の運転を中止する旨を伝え、速やかな帰宅を促す案内を実施する。
- (イ) 地震が発生した場合には地下駅や橋上駅は危険である旨を知らせる。
- (ウ) 東海地震注意情報の内容を旅客に説明し、落ち着いて行動するよう呼びかける。
- (エ) ターミナル駅は混雑が予想されるため、旅客の誘導を行うとともに、必要に応じ警察官等の増備を依頼することもある。

### (2) 警戒宣言発令時



#### ア 列車の運行

- (ア) 強化地域内の列車は、強化地域外に直ちに脱出し、強化地域外へ脱出できない列車は、あらかじめ定めた最寄りの駅に停車し、旅客を安全な場所に案内する。
- (イ) 強化地域外の列車は、強化地域内へ進入せず、あらかじめ定めた駅での折り返し運転を行う。

(案) 名鉄電車瀬戸線 尾張瀬戸駅～尾張旭駅

#### イ 旅客への対応

- (ア) 東海地震に関連する情報及び列車の運行情報等を、駅又は車内での案内放送、急告板の掲出等により、旅客に案内する。
- (イ) 強化地域内の駅構内及び列車内の旅客に対しては、最寄りの避難場所へ避難するよう案内するとともに、強化地域外での列車折り返し駅までの案内を実施する。

### 6 愛知環状鉄道株式会社

#### (1) 東海地震注意情報発表時

##### ア 列車の運行

- (ア) 東海地震注意情報が発表されたら、原則として運転を継続する。
- (イ) 状況に応じ、輸送力の増強を図る。

##### イ 旅客への対応

- (ア) 東海地震注意情報の内容を旅客に説明し、落ち着いて行動するよう呼びかける。
- (イ) 警戒宣言が発せられた場合には、列車の運転を中止する旨を伝え、旅行等の中止を呼び掛ける。

#### (2) 警戒宣言発令時

##### ア 列車の運行

- (ア) 強化地域内の列車は、指定駅で停車し、以後運転を中止する。
- (イ) 強化地域外の列車は、強化地域内への進入を禁止し、運転は状況に応じて行うものとする。

##### イ 旅客への対応

- (ア) 警戒宣言が発せられたこと及び列車の運行状況について駅・車内放送や掲示板により案内する。
- (イ) 駅構内及び列車内の旅客に対しては、原則として公共の避難場所への避難を、放送、掲示及び案内図の配布により案内する。

### 7 交通規制の結果生ずる滞留車両の措置

強化地域内にある車両に対しては、通行の禁止又は制限をされた路線以外の路線についても、現場広報及び指導により、走行を極力抑制し、交通規制により車両が長時間滞留することとなった場合には、関係機関と協力して必要な対策を講ずる。

## 8 緊急輸送車両の確認等

### (1) 緊急輸送の対象となる人員、物資の範囲

警戒宣言が発せられた場合、発災に備え、その応急救助対策に関する業務を遂行するため必要とされる人員、物資の輸送範囲は、概ね次のとおりとする。

- ア 応急対策作業に従事する者
- イ 医療、通信、調査等で応急対策に必要とされる者
- ウ 食品、飲料水、その他生活必需品
- エ 医薬品、衛生材料
- オ 救援物資等
- カ 応急対策用資材及び機材
- キ その他必要な人員及び物資、機材

### (2) 緊急輸送車両の事前届出、県公安委員会が大震法第24条の規定に基づき、緊急輸送を行う車両以外の車両の通行を禁止し、又は制限を行った場合、知事又は県公安委員会は、大震法施行令第12条の規定により緊急輸送を行うものとする。

緊急輸送を行う計画のある車両を保有する市及び指定行政機関等にあつては、県公安委員会（県警察本部）へ緊急輸送車両の事前届出を行うこととする。

### (3) 緊急輸送車両確認証明書及び事前届出済証の交付範囲

大震法に定める各応急対策を遂行するために必要とされているもので、「(1)緊急輸送の対象となる人員、物資の範囲」とする。

### (4) 緊急輸送車両であることの確認を受けようとする車両の使用人は、「緊急通行車両等確認届出書」を県又は県公安委員会の緊急車両等確認事務担当局に提出するものとする。

また、緊急輸送車両の事前申請については、「緊急通行車両等事前届出書」を県公安委員会（県警察本部）の事務担当局に提出する。

### (5) 緊急輸送車両の標章及び証明書の交付

緊急輸送車両であることの認定を受けたときは、届出者は、知事又は県公安委員会から、緊急通行車両確認証明書及び標章の交付を受ける。

### (6) 緊急輸送車両確認の効力

大震法施行令第12条第1項の規定に基づき、緊急輸送車両であることの確認を受け、現に緊急輸送に従事している際に警戒宣言に係る地震が発生した場合には、災害対策法施行令第33条第4項の規定に基づき、同条第1項の規定による確認を受けるまでもなく、当然、緊急輸送を継続して実施することができる。

## (資料)

- ・資料5-4 緊急輸送道路

## (様式)

- ・第45号様式 緊急通行車両等届出書
- ・第45号様式の2 緊急通行車両確認証明書
- ・第46号様式 緊急通行車両確認標章

## 第 1 3 章 施設等の対策計画

### 第 1 節 基本方針

東海地震注意情報が発表された場合及び警戒宣言が発せられた場合、市は、自ら管理する道路、河川、堰堤等及び不特定多数の者が出入りする施設等における地震発生に備えた対策を速やかに実施するものとする。

また、市は、民間の施設及び事業所に対して、あらかじめ消防計画等に東海地震注意情報が発表された場合及び警戒宣言が発せられた場合の措置を盛り込むよう指導するとともに、警戒宣言が発せられた場合、混乱を防止し、安全を確保するための措置をとるよう要請するものとする。

### 第 2 節 対策

#### 1 市が管理又は運営する施設等の管理上の措置

##### (1) 道路

ア 道路パトロール車、広報車等を活用して、東海地震注意情報、東海地震予知情報、警戒宣言その他地震に関する情報及び運転者のとるべき措置を道路利用者に伝達する。また、これらについては、日常的なPRも行う。

イ 巡視等を実施して、交通状況、工事中の箇所、交通止め箇所等を把握して、必要な安全対策を講じたうえで、原則として工事中の道路における中断等の措置を行う。

ウ 警戒宣言が発せられた場合は、発災後、迅速な情報収集を実施するため、重要区間を定め、職員による情報収集体制を整える。

エ 警戒宣言が発せられた場合は、緊急輸送道路の応急復旧作業担当業者に事前配備についての連絡、確認を行う。

オ 応急復旧資機材の保有状況についての情報収集、把握については、日常的に行う。

##### (2) 河川、堰堤等

市は、東海地震注意情報が発表された段階から、直ちに所管する河川、堰堤等の緊急点検及び巡視を実施して状況を把握し、必要な安全対策を講じたうえで、原則として水門等の閉鎖、工事中の場合には工事の中断等の措置を講ずるものとする。

##### (3) 不特定かつ多数の者が出入りする施設

市が管理する庁舎、学校、社会教育施設及び社会福祉施設等における管理上の措置は、概ね次のとおりとする。

ア 東海地震に関連する調査情報（臨時）が発表された場合

庁舎、施設においては、庁舎への来訪者、施設利用者に対して、東海地震に関連する調査情報（臨時）の伝達に努める。

イ 東海地震注意情報が発表された場合

庁舎、施設においては、庁舎への来訪者、施設利用者に対して、東海地震注意情報が発表された旨及び警戒宣言が発せられ場合には強化地域内では交通機関が運行停止等の措置をとる旨を、的確に伝達し、庁舎及び施設からの退避を促し、原

則として、施設等を閉館する。

ウ 警戒宣言が発せられた場合（東海地震注意情報等が発表されることなく突発的に発せられた場合を含む。）

庁舎、施設においては、庁舎への来訪者、施設利用者に対して、警戒宣言が発せられ旨を的確に伝達し、庁舎及び施設からの退避を誘導し、原則として、窓口業務を停止するとともに施設等を閉館する。

エ その他の措置

警戒宣言が発令された場合、庁舎、施設においては、発災に備えるとともに、東海地震注意情報が発表された場合には、その準備的な対応を行い、必要な体制を整える。

(ア) 施設の防火点検、応急補修、設備備品等の転倒・落下防止措置

(イ) 出火防止措置及び受水槽、予備貯水槽等への緊急貯水

(ウ) 消防用設備等の点検及び整備と事前配備

(エ) 非常用発電装置の準備、水の緊急配備、コンピューターシステムなど重要資機材の点検等

## 2 民間の施設及び事業所に対する指導

市は、消防法等により消防計画等を作成することとされている施設及び事業所に対し、消防計画等の見直しを行い、警戒宣言が発せられた場合においてとるべき措置等について、次に掲げる事項を盛り込むよう指導するとともに、警戒宣言が発せられた場合には安全の確保と混乱の防止を図るための措置をとるよう要請するものとする。

(1) 警戒宣言が発せられた場合の事業所の営業継続又は自粛に関すること。

(2) 警戒宣言、東海地震予知情報等の観客、来訪者等への伝達に関すること。

(3) 火気使用の自粛等、出火防止措置に関すること。

(4) 顧客、観客、来訪者、従業員等施設利用者の安全管理に関すること。

(5) 自衛消防組織の配備に関すること。

(6) 工事中の建築物等の工事の中断等の措置に関すること。

(7) 設備、備品等の転倒落下防止措置、薬品の転倒落下防止等危険物資による危害の予防措置に関すること。

(8) 施設、消防用設備等の点検に関すること。

(9) 警戒宣言に関する防災訓練及び教育に関すること。

(資料)

・資料4-1 高層建築物

## 第14章 市民のとるべき措置

### 第1節 基本方針

警戒宣言が発せられた場合、市民は、それぞれの家庭及び職場において、個人又は共同で、地震災害の被害を最小限にとどめるために必要な措置をとるものとする。

また、東海地震に関連する調査情報（臨時）及び東海地震注意情報が発表された場合においても、今後の情報に注意する。

### 第2節 対策

市民は、家庭及び職場においては、人命の安全対策を第一として、混乱の防止に留意しつつ、次に掲げるような防災措置をとるものとする。

#### 1 家庭においてとるべき措置

- (1) テレビやラジオのスイッチは常に入れ、正確な情報をつかむこと。また、市役所、消防署、警察署などからの情報に注意すること。
- (2) 警戒宣言が発せられた場合には、崖地崩壊危険地域など避難対象地区内の居住者等にあつては、市の指示に従い、指定された避難場所へすみやかに避難すること。避難対象地区以外の居住者等は、耐震性が確保された自宅や庭、自宅付近の広場、空き地等での待機等安全な場所で行動するものとする。また、このため、あらかじめ自宅の耐震点検等を行い、その耐震性を十分把握すること。

なお、各家庭で食品、生活用品や、屋外での避難・待機等に備え、各家庭で防寒具、雨具等を準備すること。

- (3) とりあえず、身の安全の確保ができる場所を確保し、家具等の転倒防止やガラスの飛散防止措置を確認すること。
- (4) 警戒宣言が発せられたとき、家にいる人で家庭の防災会議を開き、仕事の分担と段取りを決めて、すぐに取りかかること。
- (5) 火の使用は自粛すること。
- (6) 灯油等危険物やLPガスの安全措置をとること。
- (7) 消火器や水バケツ等の消火用具の準備、確認を行うこと。
- (8) 身軽で安全な服装に着替えること。
- (9) 水、食品、携帯ラジオ、懐中電灯、医薬品等の非常持出品及び救助用具等の用意を確認すること。
- (10) 万一のときの脱出口を確認すること。また、避難路や避難場所を確認すること。
- (11) 自主防災組織は情報収集伝達体制を確保するものとする。
- (12) 自動車や電話の使用は自粛すること。

#### 2 職場においてとるべき措置

- (1) 防火管理者、保安責任者等を中心に、職場の防災会議を開き、分担に従い、できるだけの措置をとること。
- (2) とりあえず、身の安全を確保することのできる場所を確保し、ロッカー等の転倒防止やガラスの飛散防止措置を確認するものとする。

- (3) 火の使用は自粛すること。
- (4) 消防計画、予防規程等に基づき、危険物の保安に注意し、危険個所を点検すること。
- (5) 職場の自衛消防組織の出動体制を整備すること。
- (6) 重要書類等の非常持出品を確認すること。
- (7) 職場の条件と状況に応じ、安全な場所で待機すること。
- (8) 不特定かつ多数の者が出入りする職場では、入場者の安全確保を第一に考えること。
- (9) 正確な情報をつかむこと。
- (10) 近くの職場同士で協力し合うこと。
- (11) マイカーによる出勤、帰宅等は自粛すること。また、危険物車両等の運行は、自粛すること。

(資 料)

- ・資料 3 - 1          自主防災組織の設置状況
- ・資料 3 - 2          自主防災組織設置推進要綱

## 第15章 警戒宣言発令時の帰宅困難者・滞留旅客対策

### 第1節 基本方針

警戒宣言が発せられ、交通機関が運行停止等の措置をとった場合、通勤・通学者、買物客等には、帰宅が困難になる者が相当数生じることが見込まれることから、市は、帰宅困難者、滞留旅客の保護等のため、避難所の設置や帰宅支援等必要な対策を講じるものとする。

### 第2節 対策

#### 1 事前対策

- (1) あらかじめ公共交通機関を始めとする関係機関と帰宅困難者(徒歩による帰宅等が著しく困難な者をいう。以下同じ。)対策を協議し、対策を講じるよう努める。
- (2) 徒歩による帰宅経路となる幹線道路沿いの帰宅支援の実施に効果的と認める施設等(以下「協力施設」という。)への協力要請等について、関係機関との協議に努める。

#### 2 東海地震注意情報が発表された場合の対策

- (1) 市は、多数の帰宅困難者を生じさせないため、通勤者、通学者、旅行者等に対し東海地震注意情報が発表された段階から、正確な情報の提供に努めるとともに、警戒宣言時における公共交通機関の停止等についても周知を図り、警戒宣言が発せられるまでの間における帰宅等を促す。
- (2) 事業所等は、従業者、学生、顧客等に対し、東海地震注意情報が発表された段階から、正確な情報を提供し、警戒宣言発令時には交通機関が運行停止する旨の情報を提供して事前の帰宅困難者発生の抑制に努める。

#### 3 警戒宣言発令時の対策

- (1) 公共交通機関の運行停止等により通常の帰宅等が困難となった滞留者に対し、原則として徒歩による帰宅等を促す。
- (2) 強化地域内外における公共交通機関の運行状況を広報し、公共交通機関の運行している最寄りの駅を周知する。
- (3) 市の施設、避難場所及び協力施設において可能な範囲で帰宅支援を実施する。この帰宅支援は、飲料水の提供、トイレの提供、休憩場所(屋外)の提供、帰宅経路の案内、帰宅支援情報の提供等とする。